

令和3年第3回定例会

市 議 会 会 議 録

令和3年8月27日（開会）

令和3年9月17日（閉会）

垂 水 市 議 会

令和三年第三回定例会会議録

(令和三年九月)

垂水市議会

第3回定例会会議録目次

第1号（8月27日）（金曜日）

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定	4
1. 諸般の報告	4
1. 報告第5号 上程	9
報告	
1. 報告第6号～報告第8号 一括上程	9
報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第50号・議案第51号 一括上程	13
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第52号 上程	15
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第53号～議案第55号 一括上程	15
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 議案第56号 上程	17
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第57号～議案第61号 一括上程	21
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 陳情第11号・陳情第12号 一括上程	24
陳情第11号 産業厚生委員会付託	
陳情第12号 総務文教委員会付託	
1. 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	24
1. 日程報告	25
1. 散 会	25

第2号（9月7日）（火曜日）

1. 開 議	28
1. 報告第9号 上程	28
報告	
1. 議案第62号 上程	28

説明、質疑、各常任委員会付託

1. 一般質問	29
徳留 邦治 議員	29
1 新型コロナウイルスワクチン接種について	
(1) ワクチン接種	
ア 高齢者及び64歳以下の接種率は	
イ ワクチン接種終了の目途について	
ウ 接種率向上のための取組について	
(2) 3回目接種の開始時期は	
2 人口増、人口減について	
(1) それぞれの取組に違いはあるのか	
(2) 現在の取組状況について	
前田 隆 議員	33
1 本市の自主防災組織について	
(1) 災害時に実働可能な自主防災組織はどれくらいあり、課題は何か実態を聞く	
(2) 自主防災組織の活性化は図られたか。今後、どのように改善や取組を図っていけばよいのか伺う	
2 要支援者の避難支援体制と個別支援計画について	
(1) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成、管理、情報の更新と名簿の活用はどのようにしているのか現状を伺う	
(2) 避難行動要支援者の避難支援体制の現状と課題について	
(3) 個別支援計画作成の現状と課題解決策	
3 本市の農業について	
(1) 耕作放棄地・荒廃農地の発生防止と解消策について	
(2) 農地中間管理機構の利活用状況と課題	
(3) 農業担い手の経営形態や将来像はどのように変わるか伺う	
4 上之宮四差路の側溝復旧工事について	
(1) 側溝復旧工事が遅れていた理由と上之宮砂防ダムの進捗状況について	
(2) 復旧工事概要と狭隘化した側溝部分の対策工事はどうするのか伺う	
(3) 農地の復旧について	
森 武一 議員	43
1 新型コロナウイルス感染症について	
(1) 学校におけるデルタ株への対応及び子どもの居場所の確保と学びの保	

障について

- ア 学校における予防対策は
- イ 多様な学びの提供について

- (2) 市内のコロナ対策は十分か
- (3) 新型コロナウイルス感染症に感染した妊婦への対応について

2 人口減少対策について

- (1) 令和2年国勢調査速報値によると人口ビジョンの推計よりも早く人口減が進んでいるが、その要因をどのように考えるか
- (2) 合計特殊出生率及び未婚率について
- (3) 人口減少が進む垂水市において、今後どのような対策を行うか市長の思いを伺う

3 現状の公民館を取り巻く課題と今後の地域運営の在り方及び展望

- (1) 公民館の現状の位置づけについて
- (2) 公民館が担っている業務と現在の組織が合致しているか
- (3) 地域運営組織の必要性について

堀内 貴志 議員 57

1 「まん延防止等重点措置」の適用を受けて

- (1) 「まん延防止等重点措置」の適用を受けて、本市の対策、要請等の実態について
～営業補償の範囲は
- (2) 県内に緊急事態宣言が発令された場合の措置
～「まん延防止等重点措置」との違いは

2 新型コロナウイルスの感染防止対策について

- (1) ワクチン接種の実施状況
- (2) 最近（第5波）の感染者の実態と傾向について
～年齢別の実態と感染源の傾向
- (3) 療養先の実態
 - ア 自宅療養者の有無と看護体制
 - イ 妊婦のワクチン接種の対応は
- (4) 子どもの感染症対策について
 - ア 学校内外における児童生徒の安全確保
 - イ 小中学校で感染者が発覚した場合の対応について

池田みすず 議員 67

1 垂水市のスポーツ合宿について

(1) 夏休み期間のスポーツ合宿の状況について	
(2) コロナ感染対策と経済効果について	
2 コロナ禍における女性の負担軽減について	
(1) 学校や市役所等での生理用品無償提供について	
(2) 災害発生時の避難所における生理用品の備蓄について	
(3) 困難を抱える女性が相談しやすい環境づくりと場づくりについて	
3 コロナ禍における選挙対策について	
(1) 投票率低下を防ぐための対策について	
池山 節夫 議員	74
1 新型コロナ対策について	
(1) 感染拡大に伴う医療体制について	
(2) 小・中学生、園児、妊婦のワクチン接種について	
(3) 小・中学校の分散登校、オンライン授業について	
(4) 学校での抗体検査キットの使用方法について	
2 経済対策について	
(1) プレミアム付商品券について	
(2) 刀剣山について	
3 垂水市庁舎等の在り方について	
(1) 垂水市新庁舎整備基本条件調査研究委託業務について	
(2) 耐震診断について	
(3) 市民への広報と説明について	
1. 日程報告	84
1. 散 会	84

第3号(9月8日)(水曜日)

1. 開 議	86
1. 一般質問	86
梅木 勇 議員	86
1 有害鳥獣対策について	
(1) 被害と捕獲状況について	
(2) 猟友会について	
(3) 耕作放棄地について	
(4) 他市町との連携について	
2 桜島・錦江湾ジオパークについて	

(1) 認定後の取組は	
(2) 猿ヶ城溪谷について	
篠原 静則 議員	9 4
1 労働者不足について	
(1) 外国人労働者の雇用状況について	
(2) 外国人労働者の雇用制度について	
(3) 外国人労働者及び雇い主に対する支援について	
2 振興会合併について	
(1) 本市の限界集落の状況について	
(2) 合併における行政主導について	
3 新庁舎建設について	
(1) 市長の考え方について (本庁舎・消防庁舎)	
新原 勇 議員	1 0 6
1 消防について	
(1) 消防署建設について	
(2) 消防団手当について	
(3) 出初式の日程について	
2 マイナンバーカードについて	
(1) 現在交付率と市民にとっての利点は	
(2) コンビニでの住民票等の発行利用はできないか	
3 窓口での支払いについて	
(1) キャッシュレスでの支払いはできないのか	
4 児童クラブについて	
(1) 牛根地区の児童クラブの設置場所について	
(2) 他の児童クラブから改善して欲しい意見はないか	
5 空き家・空き店舗・人口増対策について	
(1) 家屋全棟調査において明らかとなった空き家の棟数は	
(2) 空き家バンクの登録につなげるには	
(3) 空き家・空き店舗を居抜きで貸し出す方法	
(4) 垂水市の子育て支援策はどのようなものがあるのか	
6 各種ワクチン接種について	
(1) 成人用肺炎球菌の2回目からの補助等はないのか	
(2) 带状疱疹ワクチンの助成について	
7 新庁舎建設について	

- (1) 第3の候補予定地はあるのか
 北方 貞明 議員 1 1 6
- 1 ごみステーションについて
 - (1) 各振興会へごみステーションの実態調査についてアンケート調査をされたが、調査項目とその結果は
 - 2 民生委員の活動について
 - (1) 毎月の活動報告が義務付けられているが、その実態は
 - (2) 民生委員法では、報酬は無給となっているが、本市での報酬及び活動費はどうなっているか
 - 3 教育関係について
 - (1) 市内の通学路の危険箇所は何か所把握しているか
 - (2) 人口減少する中、児童生徒も年々減少しているが、牛根3小学校の今後についてどのように考えているか
 - 4 コスモス苑でのコロナワクチン2回未満接種者利用停止について
 - (1) 16名がサービス停止の対象であったが、現在の状況は
- 持留 良一 議員 1 2 6
- 1 新型コロナから命と暮らしを守るための対策を
 - (1) 事業者への十分な補償と営業支援を
 - ア 飲食店に限定せず、売上が減少したすべての事業者を対象とし、市独自の支援を行うこと
 - イ 市独自の固定費補助などの対策を講じること
 - (2) 自治体のPCR検査拡充のためにも県が主導して財政的支援と検査を実施するよう強く要望すること
 - (3) 学校での対策として、クラスター対策と簡易検査の実施を
 - ア 教職員等については、簡易検査を頻回に行う必要があるのではないか
 - イ 陽性者が出た場合の対応は。濃厚接触者を狭くみず、広めの行政検査を行うことを求めたいが対応は
 - ウ 学童保育所対策として、広い場所を確保しておくことが必要ではないか（3密対策）
 - エ 不織布マスクの支給の必要性は
 - (4) 濃厚接触者（自宅待機等）への休業補償と生活支援（買い物等）を行う必要性があるのではないか
 - 2 学校給食センターの民間委託に問題はないのか

- (1) 業務コストを抑えられたのか。人材は確保できたのか。コスト削減されるとしても民間委託と直営調理の利点・欠点を整理し、削減コストに見合うかどうか検討されたのか。そのことは将来的にも確定的といえるのか
- (2) 委託する時、どのようなケースが偽装請負となるのか
- 3 熱中症から命を守る対策の必要はどうあるべきか
 - (1) この5年間の熱中症の実態の特徴と対策はどうなっているか。全国的には、経済的理由で設置や使用ができない方が少ないケースもあるが、本市はどうか
 - (2) 新型コロナ対策で外出自粛が求められている。家庭内での熱中症対策が一層重要になっている。生活保護受給者、低所得者、高齢者、障がい者等にエアコン等の購入・設置費用及び使用にかかる電気代への助成の検討が必要と考えるがどうか
- 4 個人情報保護条例は個人の権利利益を保護することだが、時代に見合う権利保障になっているか。改正の必要性は
 - (1) 本市の条例は、目的にあった内容になっていると考えるか。また、課題としてどのように捉えているか
 - (2) 条例で要配慮個人情報に「出身地」や「L G B T」はどのような扱いになっているか。要配慮個人情報の収集は原則禁止の扱いか。取り扱う場合も審議会の意見を聞くことになっているか。今後も堅持する必要があるが問題ないか
 - (3) 個人情報を本人以外から収集した場合は、本人への通知義務はあるのか。また、個人情報の提供を希望しない場合は、除外申請ができるべきだがどうか
 - (4) 不当に収集された個人情報の消却を請求できるのか
 - (5) 第9条 電子計算組織結合の際の保護措置の理解は、「外部機関とのオンライン結合（情報連係）は、個人情報を処理するために、その自治体以外の機関との通信回線による電子計算組織の結合を行ってはいならない」という理解でいいのか。これからも必要な措置と考えるがどうか

川畑 三郎 議員 1 4 0

1 農業振興について

- (1) 中間管理事業について
- (2) 活動火山周辺地域防災営農対策事業の内容

2 災害の状況は
 (1) 梅雨から8月豪雨

3 水産業、商工業持続化給付金について
 (1) 減額の理由は

4 市庁舎について
 (1) 耐震診断について

1. 日程報告 1 4 8

1. 散 会 1 4 8

第4号（9月17日）（金曜日）

1. 開 議 1 5 0

1. 諸般の報告 1 5 0

1. 報告（令和2年度垂水市一般会計継続費精算報告書の報告について） 1 5 0

1. 議案第52号・議案第56号～議案第62号・陳情第12号 一括上程 1 5 0
 委員長報告、質疑、討論、表決

1. 委員会の閉会中の継続審査の件について 1 5 4
 閉会中の継続審査

1. 議案第63号～議案第71号 一括上程 1 5 4
 決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査

1. 意見書案第14号・意見書案第15号 一括上程 1 5 5
 説明、質疑、討論、表決

1. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程 1 5 5
 閉会中の継続調査

1. 各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程 1 5 5
 閉会中の継続調査

1. 閉 会 1 5 6

令和3年第3回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種	別	内 容
8・27	金	本会議		会期の決定、委員長報告、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
8・28	土	休 会		
8・29	日	〃		
8・30	月	〃		
8・31	火	〃		(質問通告期限：正午)
9・1	水	〃		
9・2	木	〃		
9・3	金	〃		
9・4	土	〃		
9・5	日	〃		
9・6	月	〃		
9・7	火	本会議		一般質問
9・8	水	本会議		一般質問
9・9	木	休 会	委員会	産業厚生委員会 (議案審査)
9・10	金	〃	委員会	総務文教委員会 (議案審査)
9・11	土	〃		
9・12	日	〃		
9・13	月	〃		
9・14	火	〃		
9・15	水	〃		
9・16	木	〃	委員会	議会運営委員会
9・17	金	本会議		委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

- 報告第 5号 損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて(垂水市個人情報保護条例及び垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例)
- 報告第 7号 専決処分の承認を求めることについて(垂水市手数料条例の一部を改正する条例)

- 報告第 8号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度垂水市一般会計補正予算（第5号））
- 報告第 9号 損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 議案第50号 令和2年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第51号 令和2年度垂水市病院事業会計決算の認定について
- 議案第52号 垂水市税条例の一部を改正する条例 案
- 議案第53号 垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第54号 垂水市教育委員会委員の任命について
- 議案第55号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて
- 議案第56号 令和3年度垂水市一般会計補正予算（第6号） 案
- 議案第57号 令和3年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第58号 令和3年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号） 案
- 議案第59号 令和3年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号） 案
- 議案第60号 令和3年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） 案
- 議案第61号 令和3年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号） 案
- 議案第62号 令和3年度垂水市一般会計補正予算（第7号） 案
- 意見書案第14号 妊産婦医療費助成制度の創設を求める意見書
- 意見書案第15号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 選挙 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

陳 情

- 陳情第11号 放課後児童健全育成事業に関する陳情
- 陳情第12号 分煙環境整備に関する陳情

令和 3 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 令和 3 年 8 月 2 7 日

本会議第1号（8月27日）（金曜）

出席議員 14名

1番 新 原 勇	8番 感王寺 耕 造
2番 森 武 一	9番 持 留 良 一
3番 前 田 隆	10番 北 方 貞 明
4番 池 田 みすず	11番 池 山 節 夫
5番 梅 木 勇	12番 徳 留 邦 治
6番 堀 内 貴 志	13番 篠 原 静 則
7番 川 越 信 男	14番 川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長 尾 脇 雅 弥	生活環境課長 紺 屋 昭 男
副 市 長 益 山 純 徳	農 林 課 長 森 秀 和
総 務 課 長 和 泉 洋 一	併 任
企画政策課長 二 川 隆 志	農 業 委 員 会
庁舎建設総括監 園 田 昌 幸	事 務 局 長
財 政 課 長 濱 久 志	土 木 課 長 東 弘 幸
税 務 課 長 橋 圭 一 郎	水 道 課 長 森 永 公 洋
市 民 課 長 松 尾 智 信	会 計 課 長 港 耕 作
併 任	監 査 事 務 局 長 福 島 哲 朗
選 挙 管 理	消 防 長 後 迫 浩 一 郎
委 員 会	教 育 長 坂 元 裕 人
事 務 局 長	教 育 総 務 課 長 野 村 宏 治
保 健 課 長 草 野 浩 一	学 校 教 育 課 長 今 井 誠
福 祉 課 長 篠 原 彰 治	社 会 教 育 課 長 米 田 昭 嗣
水 産 商 工	兼 務
観 光 課 長 大 山 昭	国 体 推 進 課 長

議会事務局出席者

事 務 局 長 榎 園 雅 司	書 記 瀬 脇 恵 寿
	書 記 末 松 博 昭

令和3年8月27日午前10時開会

△開 会

○議長（川越信男） おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（川越信男） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（川越信男） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において森武一議員、徳留邦治議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（川越信男） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る8月20日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から9月17日までの22日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月17日までの22日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（川越信男） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、令和3年5月分、6月分及び7月分の出納検査結果報告がありましたので、

写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 先日開催されました令和3年第2回定例会後の議会に報告すべき主な事項について報告いたします。

初めに、今月11日からの大雨に対します本市の警戒態勢について御報告いたします。

停滞前線に伴う大雨により、本市でも、多いところで800ミリを超える大雨が10日間にわたり断続的に降り続いたところでございます。市では、今月12日午後5時に災害警戒本部を設置するとともに、同日午後5時半に市内全域に高齢者等避難情報を発令し、3か所の避難所を開設いたしました。その後、18日の午前9時25分には土砂災害警戒情報が発表されたことから、同日午前9時30分に市内全域に避難指示を発令したところでございます。その後も、19日の午前9時11分に災害警戒本部を解散するまでの間に合計7回の避難情報を発令し、警戒態勢を緩めることなく、職員一丸となって対応いたしました。

梅雨末期を思わせるような長雨でしたが、幸い本市では、人命に関わる重大な災害の発生は免れたところでございます。かねてから迅速な避難情報の発令を心がけており、今後も人的被害ゼロを目指した防災・減災対策に努めてまいります。

今回の記録的な長雨では、九州地方を中心とする広い範囲において、甚大な被害が発生いたしました。被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方と御遺族の皆様方に対し、深く、お悔やみを申し上げます。

今回の大雨に関わる公共施設の被害についてでございます。

道路や水路に流出しました土砂につきまして

は、建設業者や環境整備班で除去いたしました。が、公共土木施設災害で申請する箇所が高峠線で1件発生し、現在、通行止めとしております。10月下旬から11月初旬頃に災害査定を受けることとなっておりますが、査定後は早期復旧を図ってまいります。

次に、新型コロナウイルスに関連して御報告いたします。

まず、本市における発生状況についてでございますが、今年4日、71日ぶりとなる感染が確認され、その後も市民への感染が続いております。本市におきましては、26日現在、計90名が新型コロナウイルスに感染しております。感染に対しまして心からお見舞い申し上げますとともに、一日でも早い御回復を願っております。

また、県内の感染者が急増していることから、今年20日から来月12日までの間、鹿児島県に「まん延防止等重点措置」が適用されることとなり、今年13日に発令されていた県独自の緊急事態宣言も来月12日まで延長されることとなりました。

これを受けまして、本市では、速やかに対策会議を開催し、市有施設の利用制限等の措置を講じたところでございます。その際、私自ら、感染防止対策の徹底等について、市民の皆様へ注意を促しますとともに、御理解と御協力をお願いしたところでございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種関連につきまして御報告いたします。

65歳以上の高齢者につきましては、先月末をもって、ワクチン接種を予約された方のほぼ全員が接種を完了したところでございます。現在、64歳以下の方々の接種につきましても、順調に進んでおります。

ワクチンの接種率でございますが、今年25日現在、高齢者につきましては、2回目の接種が終了された方の割合は接種対象者全体の88.1%となっているところでございます。また、12歳

以上の方につきましては、1回目の接種が終了された方の割合は接種対象者全体の68.6%、2回目の接種が終了された方の割合は56.9%となっているところでございます。

接種を希望される方へのワクチン接種につきましては、10月下旬までにほぼ終了するよう、肝属郡医師会と随時協議を行いながら進めているところでございます。

次に、経済対策について報告いたします。

鹿児島県に「まん延防止等重点措置」が適用され、措置区域外の全ての市町村においても営業時間短縮の要請等がなされたことから、本市の対象となる約40店舗の飲食店を職員が直接訪問し、今年20日から来月12日までの営業時間短縮並びに協力金の申請手続等についての周知を行ったところでございます。

次に、本市独自の取組であります持続化給付金につきましては、商工業事業者235事業者、垂水市漁協41事業者、牛根漁協30事業者、合計306事業者の申請があり、全ての申請事業者に対して給付を行ったところでございます。

また、水産業界の景気回復と養殖魚のPR対策として、7月22日から3月26日まで「ブリ・カンパチ丼フェア」を道の駅たるみず、道の駅たるみずはまびら、味処海の桜勘において、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で、開催しております。

商工業の景気回復を図る「支え合おう垂水市」プレミアム付商品券につきましては、約4,400世帯の市民の皆様から購入していただいたところであり、市内商工業者の景気回復につながるものと考えております。

次に、新型コロナウイルス関連以外の事項につきまして御報告いたします。

初めに、企画政策関係についてでございます。

まず、積水ハウスと本市との事業連携につきまして御報告いたします。

去る6月30日、積水ハウスなどの合同会社と

垂水未来創造商社との間で、道の駅たるみずはまびらの北側にホテルを建設するための契約が締結されたとの報告を受けているところでございます。令和5年夏頃、仮称ではありますが「フェアフィールド・バイ・マリオットホテル・かごしま たるみず」として開業を目指し、これから建設が進められるとのことでございます。このホテルの建設により、道の駅を拠点とする様々な体験活動やレジャーの開発、新しい人の流れ、雇用の創出などが図られ、さらなる地域の活性化に寄与するものと期待をしております。

次に、日本航空と本市におきましては、それぞれが持つ物的・人的・知的資源を有効に活用し、地域全体の活性化を図ること等を目的に連携協定を締結したところであり、去る7月2日に文化会館にて調印式を行ったところでございます。日本航空と本市は、これまでも、タイ王国の首都バンコクにありますトンロー日本市場や福岡空港内において本市の特産品の販売・PRなど、連携した取組を行っております。今後は、日本航空の持つノウハウや流通ネットワーク等の経営資源と、本市の持つ様々な特産品などの地域資源を掛け合わせることで、本市の地域課題の解決と活性化に向けて、一丸となって取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、庁舎建設関係についてでございます。

今月11日、第2回垂水市庁舎等のあり方検討委員会を開催いたしました。今回の委員会におきましては、市議会において庁舎整備検討特別委員会が設置されたことに加え、庁舎整備のための様々な基本条件を調査するための委託契約に関する報告を行ったところでございます。

また、協議事項として、耐震診断業務に関する基本的な情報や知識等の共有を行いながら、今後出されます耐震診断結果への対応について、外部検討委員会として取りまとめを行うことな

どが確認されました。

なお、詳細につきましては、本日の本会議終了後、庁舎整備検討特別委員会において御報告をさせていただきます。

次に、生理の貧困への支援についてでございます。

経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」問題が昨今、顕在化してきており、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題となっております。

本市におきましては、これまで、全ての小・中学校において保健室に生理用品を常備し、養護教諭や女性の職員がいつでも対応できる体制を整えているところでございます。今回、この対応に加えまして、本庁や両支所、子育て支援センターなどの公共施設や小・中学校のトイレに生理用品を備えることで、自由に受け取ることが可能となるよう、その提供方法につきまして工夫をしたいと考えているところでございます。このようなことから、今議会に、生理用品の購入等に関する予算につきまして上程をさせていただきます。

なお、災害発生時の避難所等における生理用品の備蓄に関しましては、現予算で購入し、既に防災倉庫に備蓄したところでございます。

本市におきましては、生理用品の提供だけではなく、それを一つのきっかけとして、生理の貧困にある女性の背景や事情に丁寧に向き合い、きめの細かい、寄り添った支援が充実するよう、今後とも取り組んでまいります。

次に、保健関係についてでございます。

先月14日から16日にかけて、自殺対策事業の一環として、市内の全小・中学校において児童生徒向けに「SOSの出し方教育授業」を、教員向けに「SOSの受け止め方研修」を実施いたしました。本日の南日本新聞にも大きく掲載をされておりました。この「SOSの出し方教育授業」と「SOSの受け止め方研修」を同時

に市内全ての小・中学校で実施したのは、大隅地域で本市が初めてであり、また全国でもあまり例のない取組となっているところでございます。

小規模校につきましては、GIGAスクールを活用したりリモートでの授業として実施され、小学校では講話とグループワークを、中学校では講話とワークシートを活用した学習を、それぞれ併用した形で行ったところでございます。受講した児童生徒におきましては、発言も活発であり、講師の先生からは、子供たちが先生たちのことを信頼していること、周りに信頼できる大人たちがいることの表れではないか、また垂水の子供たちはコミュニティーに、そして大人たちに守られているとの講評を頂いたところでございます。

この「SOSの出し方教育授業」につきましては、現在の小学校6年生が中学3年生になるまでの4年間、継続した実施を考えており、この事業を通じて感情表現が成長過程である児童生徒に知識や表現する力をしっかりと身につけさせてまいりたいと考えているところでございます。

次に、農林関係についてでございます。

令和2年7月初旬の梅雨前線豪雨の国の災害復旧補助事業の進捗状況でございます。農業用施設14件、林道用施設2件、農地22件の合計38件について、先月19日をもって全て完了いたしました。そのほか、国の災害復旧補助事業の採択要件を満たさない農業用施設1件、農地24件の合計25件につきましても、市単独災害復旧工事を行い、完了しております。

今後とも、施設の点検や事前対策を怠らず、防災・減災対策に努めてまいります。

また、農業委員会では、平成26年度より、作物に被害を与える害虫や鳥獣の巣となっている耕作放棄地解消に取り組んでいただいております。本年度は、中俣地区の耕作放棄地667平方

メートルにトウモロコシを作付し、農業委員と江ノ島幼稚園、和光保育園の園児、協和小学校、牛根小学校の児童クラブの児童と一緒に収穫作業を行ったところでございます。トウモロコシ畑には、園児・児童の元気な笑い声があふれておりました。

耕作放棄地につきましては、その解消に向けた取組が今年度で8年目を迎え、12筆、7,632平方メートルの土地が再生されたところでございます。本市の農地を守っていくため、引き続き、農地パトロールや市独自の補助金による再生促進事業などの取組を進めてまいります。

さて、5月の臨時議会で承認を得て任命されました農業委員10名は、6月1日に辞令交付式を終え、新体制での業務をスタートしております。

また、農地利用最適化推進委員10名につきましても、7月1日より新体制となっております。今後とも両委員と連携して、遊休農地の解消、担い手への農地集約、新規就農者への支援等に努めるとともに、同委員が農家の皆様のよき相談役として本市の農業、農村のさらなる発展に尽力されていることを期待しております。

次に、水産商工観光関係でございます。

毎年開催されております「たるみずふれあいフェスタ夏祭り」につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止となったところでございます。

夏祭りの中止を受け、これに代わり、新型コロナウイルス感染の早期終息と疫病退散を願い、垂水市商工会青年部が主催となって、今月21日の午後8時に柊原・中央・協和・牛根の市内4か所で約5分間、1か所につき100発ずつの花火の打ち上げが行われたところでございます。

3密を避けるため、打ち上げ場所についての事前周知は行っておりませんが、周辺の堤防沿いには子供や高齢者など、多くの市民の皆様においでいただき、花火を堪能していただいたとこ

ろでございます。特に、今回初めての打ち上げとなりました協和・柗原に関しましては、大きな反響があったところでございます。

次に、スポーツ合宿の受入れ状況につきましては、7月後半から8月にかけては、三重国体フェンシング成年女子鹿児島代表、鹿児島実業高校・鹿児島高校サッカー部、鹿児島商業・鹿児島女子高校剣道部、池田高校野球部、4競技10団体363人、滞在延べ人数約1,319人となっております。本市にとりまして大きな経済効果を上げていることから、今後も継続して誘致促進に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、これらの合宿に際しましては、新型コロナウイルス感染防止対策や熱中症対策を徹底した上で受入れを行ったところでございます。

このほか、来月1日から30日までの間、鹿児島市の山形屋の7階レストランにおきまして、昨年引き続き、垂水食材のメニューによりまず垂水味だよりが開催される予定となっております。本市農水畜産物の販売拡大につながる契機となりますよう、今後とも山形屋における事業展開を継続してまいりたいと考えております。

次に、学校教育関係についてでございます。

先月3日、親子標本づくり講習会を市民館で開催いたしました。市内の児童、保護者、合わせて26人の参加があったところでございます。今年度は、事前に希望のあった植物・昆虫・貝・岩石の4部門を対象とし、猿ヶ城溪谷や荒崎海岸などの現地実習も取り入れて実施いたしました。参加者は、県内の一流の講師による具体的で分かりやすい説明に耳を傾け、標本作りに熱心に取り組んでおりました。

先月24日から開催された県中学校総合体育大会におきまして、垂水中央中学校の男女ソフトテニス部が見事、団体アベック優勝を飾り、九州大会に出場をいたしました。同校のソフトテニス部は、これまでいろいろな大会で活躍し、実績を残しておりますが、男女ともに優勝は今

回が初めてであったとのことでございます。

団体のほかにも、女子のペアが2チームと男子競泳の1人が九州大会に出場しております。団体を含めて全国大会への出場はできませんでしたが、垂水市民に元気と勇気を与える素晴らしい活躍だったと思うところでございます。

また、先月24日に開催されました県吹奏楽コンクールにおきまして、垂水小学校金管バンドが金賞を受賞し、初めて九州大会への出場がかなったところでございます。しかしながら、今月20日の九州大会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で残念ながら出場を辞退せざるを得なくなりましたが、県大会で録音された演奏による審査が行われ、銀賞を受賞されたとのことでございます。今後の同小学校金管バンドのさらなる活躍を期待しております。

今月6日にオンラインで開催されました「未来を拓く鹿児島の教育シンポジウム」「かごしま『教育の情報化』フォーラム」におきまして、本市のG I G Aスクール構想に関して、指導主事、新城小学校校長、垂水中央中学校教頭の3人が実践発表を行ったところでございます。

本市の取組は、これまでの先進的な取組が県内でも注目されているところであり、今後もA Iドリルや遠隔授業、タブレット端末を家に持ち帰っての家庭学習での活用がさらに推進されることにより、子供たちの学力や情報活用能力が向上することを期待しているところでございます。

次に、社会教育関連についてでございます。

先月27日、市内の小・中学生を対象に、武家屋敷群の麓を歩く垂水麓めぐりを開催いたしました。講師には、まちづくりフォーラム・かごしま探検の会の東川隆太郎先生をお招きし、講話や現地での解説をさせていただいたところでございます。先生の分かりやすいお話で、子供たちの郷土の歴史・文化に対する興味・関心が高まり、郷土への愛着が深まったものと考えてい

るところでございます。

先月28日から29日にかけて、大野ESD自然学校で第13回キッズキャンプを実施いたしました。市内在住の小学1年生から3年生までの20人が参加し、野外炊事や川遊びなどの体験を1泊2日で行ったところでございます。大野地区の魅力ある自然に触れ、豊かな体験学習を経験することができたものと考えているところでございます。

今月1日、第15回錦江湾シーカヤック大会 in 垂水を道の駅たるみずはまびら、マリンパークたるみずの海岸で開催いたしました。今回の大会は、コロナ禍での開催ということで、参加者の制限、時間の短縮など、徹底した感染防止対策を講じた上で実施いたしました。様々な制限がある中、市内外から約70人の方々に御参加を頂き、会場周辺は家族連れでにぎわったところでございます。シーカヤック競漕大会、バナナボートやサップなどの体験会を通じ、参加者は親子の絆を深め、また海が大好きな青少年を育成する機会となったものと考えているところでございます。

今月2日には、「垂水市さわやかあいさつ運動推進標語」最優秀賞の授賞式を市長室で実施いたしました。市内小・中学校から773点の作品の応募があり、垂水小学校2年生の新徳菜々さんの標語「じぶんから さきどりあいさつげんきよく」が最優秀賞として選考されたところでございます。受賞後、新徳さんからは、この標語には自分から元気よくあいさつをすることで自分も相手も気持ちよくなれるとの思いが込められています、との感想を頂きました。今後も、さわやかあいさつ運動を通じて、子供たちの健やかな育成と、地域における人と人との信頼関係の構築を目指してまいりたいと考えております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（川越信男） 以上で、諸般の報告を終

わります。

△報告第5号上程

○議長（川越信男） 日程第4、報告第5号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

○財政課長（濱 久志） おはようございます。

報告第5号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定及び市長専決処分事項の規定によりまして、損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決処分の内容でございますが、令和3年3月31日午前10時頃、生活環境課のごみ収集車が、上馬場振興会のごみステーションに後進して近づく際、後方確認が不十分であったため、車両の後部がごみステーションのサッシ及び案内板に接触し、破損したものでございます。本件は、後方不注視による一方的過失であることから市が責任割合100%を負担し、損害賠償金として修繕費11万5,250円を支払うことで示談いたしました。

なお、損害賠償額は全額、市が加入しております全国市有物件災害共済会の保険金で賄われます。所属長には、車の後方確認を徹底し、運転に慎重を期すよう指示したところでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（川越信男） 以上で、報告第5号の報告を終わります。

△報告第6号～報告第8号一括上程

○議長（川越信男） 日程第5、報告第6号から日程第7、報告第8号までの報告3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

報告第6号 専決処分の承認を求めることにつ

いて（垂水市個人情報保護条例及び垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）

報告第7号 専決処分承認を求めることについて（垂水市手数料条例の一部を改正する条例）

報告第8号 専決処分承認を求めることについて（令和3年度垂水市一般会計補正予算（第5号））

○議長（川越信男） 報告を求めます。

○総務課長（和泉洋一） おはようございます。

報告第6号垂水市個人情報保護条例及び垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の、専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

この条例改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、本市の関係条例に改正が生じたため、その関連部分について、垂水市個人情報保護条例、垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の2つの条例を一括で2条に条立てし、改正をしたものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第1条の垂水市個人情報保護条例は、第22条の2中、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改めましたのは、情報ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更することに伴うものでございます。

また、同条中、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律におきまして、第19条第4号が新設され、これに伴い、改正前の第4号以降の号名を引用する号が1号ずつ繰り下げられたことによる号ずれが生じたものでございます。

次に、第2条の垂水市個人番号の利用及び特

定個人情報の提供に関する条例も、第1条と同様に、法の改正により号ずれが生じたものでございます。

そのほか、第1条、第2条とも文言整理を行っております。

なお、改正法の施行期日が令和3年9月1日とされましたことから、当該条例の一部を改正する条例を専決処分し、この条例を令和3年9月1日から施行しようとするものでございます。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○市民課長（松尾智信） おはようございます。

報告第7号垂水市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

この条例改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構が申請者から個人番号カードの発行手数料を徴収することができることによりまして、当該手数料の徴収事務を住所地市区町村長に委託することになりましたことから、本市の条例において手数料を定める必要がなくなりましたので、条例を改正したものでございます。

それでは、改正の内容を新旧対照表で御説明申し上げます。

別表第1中、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この項において「法」という）の施行に関する事項の項を削るものでございます。

なお、改正法の施行期日が令和3年9月1日とされましたことから、当該条例の一部を改正する条例を専決処分し、この条例を令和3年9月1日から施行しようとするものでございます。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（濱 久志） 報告第8号専決処分
の承認を求めることについて御説明申し上げま
す。

国の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自
立支援金の支給に急施を要しましたので、令和
3年6月28日に令和3年度垂水市一般会計補正
予算（第5号）を地方自治法第179条第1項の
規定により専決処分し、同条第3項の規定によ
り御報告申し上げ、承認を求めようとするもの
でございます。

今回、歳入歳出とも601万3,000円を増額いた
しましたので、これによります補正後の歳入歳
出予算額は113億2,487万円になります。補正の
款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、
歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりござい
ます。

次に、歳出の事項別明細について御説明いた
します。

7ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務
費の需用費から扶助費は、新型コロナウイルス
感染症生活困窮者自立支援金の支給に要する経
費でございます。

これらに対する歳入は、戻りまして6ページ
の歳入明細にありますとおり、全額、国庫支出
金を充て、収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただき
ますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男） ただいまの報告に対し、
これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 まず、報告第6号垂水市個人
情報保護条例及び垂水市個人番号の利用及び特
定個人情報の提供に関する条例の一部を改正す
る条例についてなんですけれども、今までは、基
本的には大臣、総務大臣ということで、国が地
方自治に基づく関与も基本的には245条の4を
含めて各大臣ということになっていたわけです

よね。

今回はデジタル関連法6法案があったわけ
ですけども、それに伴って変更になったという大
きな背景があるわけなんですけども、ソフトな、
これ私はこの今まで、各大臣だったことによ
って一つのワンクッションを置かれていたと思
うんですが、今回、内閣総理大臣ということは、
実際にある意味、直接的な関与が強まっていく
のではないかと。このデジタル法が、そもそ
もがそういう、内閣総理大臣に権限を集中する
ということになっていたわけですので、そういう
ことに関して、そういう懸念とか、私たちがそ
ういう問題について個人情報を含めてそういう
危険性はないのかどうかということの一つ
はお聞きしたいと思います。

今後、今、保護条例なんかでもそのレベルダ
ウンだとか、もしくは自治体の条例制定権の制
約が起りかねないのではないかとという懸念が
広がっている中で、この大臣が、各総務大臣が
内閣総理になることによつての権限の問題とい
うのはどうかということをお聞き
したいと思います。

それから、報告第7号なんですけども、この
マイナンバーカードの問題については、国のほ
うでも、こんなふう今回の改正の概要を説明
しているんですね。国と地方公共団体が共同で
管理する法人への転換、そしてマイナンバー
カード、電子証明書に関する事務について、国
の関与と責任を明確化していくと。両方とも基
本的には、その国の関与がさらに強まっていく
危険性があるのではないかとというふうに思
うんですが、この報告第7号について、その
辺りについて、懸念はないのか含めて説明を
お願いしたいと思います。

○総務課長（和泉洋一） 主務大臣が総務大
臣から内閣総理大臣になったことに関して懸念
はないかと御質問でございますが、基本的に、
個人番号保護に関しましては、その個人番号を

守ることに関して条例においても定めをしているところでございます。その点において、市においては個人番号の保護をしていくということに基本的に変わりはないことというふうに考えております。

国の施策に関しましては、今回9月1日においてデジタル庁を設置するということで、そこには主務大臣が就任をされるわけですので、特段、大きな、我々地方自治体の行政において大きな影響はないものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○市民課長（松尾智信） 持留議員の質問にお答えします。

国の責任の明確化についての質問だったと思いますけれども、これまでは市町村が地方公共団体情報システム機構にマイナンバーカードの作成等に係る業務を委託しておりましたけれども、今回の改正により、機構がマイナンバーカードを発行する主体となり、機構は国と地方公共団体が共同で管理する法人に転換され、マイナンバーカード等に関する事務について財源措置も含めて、国の責任が明確にされたと考えているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 報告第6号なんですけど、ちょっと曖昧な回答だったと思うんですが。今まで総務大臣、これが内閣総理大臣に変わるということで、直接関与する、内閣総理大臣がですね、関与するという形になったわけですよね。

要するに、国は関連法で地方自治体にある意味介入する手掛かりを与えることになってしまったのではないかというのが一つ危惧される。だからこそ、先ほど言いましたとおり、この個人情報保護制度も自治体を含めて一本化されますよね、今まで3つあったのが。一本化されるということになります。そうすると、先進的に頑張っていた保護条例なんかも含めて、これも

変えられていくと。一本化されていくと。

そうすると、先ほど言いましたように、レベルダウンになるんじゃないか。自治体の条例制定権が制約を受けるんじゃないかということを行っているわけ。だから、それぞれ自治体独自の団体自治としての自主性も損なわれていくのではないか。この変わることによってですね、直接関与されるわけですので、そういう懸念、危惧はないのかということを行ったわけです。この点について、お願いします。（発言する者あり）

○総務課長（和泉洋一） 今、議員が申されたような懸念につきましては、今後、我々も内容について精査をいたしまして、必要な対応が取れるのであれば、そのようなことを、自治体のレベルにおいてできる努力というのはやっていくということと考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 この問題、非常に重要な問題。今回一般質問で取り上げるつもりでいるんですけども、その自治権がね、きちっと保障されるかどうなのか、そこがやっぱり重要な関心事だと思うんですよ。そうすると全体的なデジタル法を見ても、そこが侵されていく、懸念が広がっていく。

例えば、垂水市でこういう、子ども手当等を含めて条例つくったけど、それはもう国のあれに、規範に反するからそれは変えてくれということにされかねないということも懸念がされているんですよ。だから、その辺りをきちっと、今言われたとおりに守っていただける、そういうことが確信として言えるのかどうか、最後お聞きします。

○総務課長（和泉洋一） 努力をいたしたいと思います。

○議長（川越信男） ほかに質疑はありませんか。

○梅木 勇議員 報告第8号についてお聞かせ

ください。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者とは大体想像はつくんですけども、改めて「生活困窮者」とはどういう方々なのか、それと対象者は何名なのかお聞かせください。

○福祉課長（篠原彰治） まず、対象者ということについてお答えさせていただきます。

この「対象者」というのは、国の制度におきまして、緊急小口資金、総合支援資金貸付け、こういった制度を経て初めて申請できる制度でございます。これについては、垂水市内においては対象者となり得る方々がまず11世帯ありまして、予算としましては、それに7世帯を足して25世帯の数を予算計上させていただきました。

そして、あと、「生活困窮者」というのが結局「生活保護に準じる水準の困窮世帯」ということで国のほうでは定義されております。

以上でございます。

○議長（川越信男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第6号から報告第8号までの報告3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、報告第6号から報告第8号までの報告3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、報告第6号から報告第8号までの報告3件については、委員会の付託を省略することに

決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。報告第6号から報告第8号までの報告3件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、報告第6号から報告第8号までの報告3件については、いずれも承認することに決定しました。

△議案第50号・議案第51号一括上程

○議長（川越信男） 日程第8、議案第50号及び日程第9、議案第51号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第50号 令和2年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第51号 令和2年度垂水市病院事業会計決算の認定について

○議長（川越信男） ここで、公営企業決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔公営企業決算特別委員長池山節夫議員登壇〕

○公営企業決算特別委員長（池山節夫） おはようございます。去る6月21日の令和3年第2回定例会において、公営企業決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査となっておりました議案第50号令和2年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について並びに議案第51号令和2年度垂水市病院事業会計決算の認定についてを7月15日に公営企業決算特別委員会を開き審査いたしましたので、その結果を御

報告申し上げます。

審査に当たり、予算が議決の趣旨、目的に従って適正かつ効率的に執行されたかどうか、問題点はなかったか、そして、どのような行政効果が発揮できたのか、そのことで今後の行財政運営においてどのような改善工夫が必要かに重点を置き審査いたしました。

さらに、計数的なことについては、監査委員の審査意見書を十分に尊重し、決算報告書、監査意見書に基づいて審査を進め、関係課長の説明を求めながら予算執行の実績を確認し、その適否について慎重に審査いたしました。

それでは、両決算の主な質疑について申し上げます。

まず、水道事業会計では、水道料の未収状況について、委員から「今後の収納対策をどうするのか。また、徴収が困難な場合、救済策を検討しているのか」との質問に対し、「未収金の総体件数は昨年とあまり変わらないが、大口の利用者で納付が少し遅れるケースもある。滞納者は支払いにルーズな方が多いため、督促や給水停止予告、分納を繰り返しながら減らしている。救済策として、新型コロナウイルスの影響を受けた方々への徴収猶予をアナウンスしているが、相談があったのは会社から1件、個人からはなかった」との回答がありました。

次に、耐震管の配管設計について質問があり、「現在、耐久年数が80年から100年程度のを設置している。従来のビニールタイプと異なり割高であるが、毎年価格調査を行い、単価に基づいて設計していきたい」との回答がありました。

また、「減少する給水人口への今後の対応は」という問いについて、「経営戦略では、人口減少のシミュレーションを用い、給水収益が減る方向で計画をしている。長期計画の中で耐震化工事や老朽管を布設替えしていくが、経費も、維持費等を考慮し予算作成している。値上

げの検討時期があった際は、皆さんに諮り理解を得ていきたい」との回答がありました。

また、病院事業会計決算においては、委員から、「資産減耗費の額が大きいが、主な品目は」との質問に対し、「既存の電子カルテシステムを除却したためである。除却する際に減価償却費として5%の残存価格が残っていることから、その残存価格分が資産減耗費として増加した」との答弁がありました。

以上、主な質疑について申し上げます。

まとめといたしまして、監査委員の決算審査意見書にもありますように、水道事業会計については収益の基礎となる給水人口の減少傾向が進む中、施設の減価償却や企業債の借入れによる償還額等が経営を圧迫することが懸念されるが、新たな企業債の借入れを行ってはいるものの、企業債残高は前年より減少し、令和2年度は利益を出し、借入残高も順当に減少してきていることが経営努力として評価されており、病院事業においては、年々、高度化・専門化・多様化していく医療需要に対応するため、老朽化の進んだ医療機器の更新、施設の更新工事を行うなど、医療の質の向上と医療環境の充実に努めている点などが評価されています。

本委員会としては、両事業とも引き続き経営基盤の安定化と経営の健全化に努めていただくよう求めるものであります。

以上の質疑なども踏まえた上で、議案第50号令和2年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決し、決算については適正であると認め、認定することに意見の一致を見ました。

次に、議案第51号令和2年度垂水市病院事業会計決算の認定については、適正であると認め、認定することに意見の一致を見ました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川越信男） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(川越信男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(川越信男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(川越信男) 異議なしと認めます。よって、議案第50号令和2年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、剰余金の処分については原案のとおり可決、決算については認定することとし、議案第51号令和2年度垂水市病院事業会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

△議案第52号上程

○議長(川越信男) 日程第10、議案第52号垂水市税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

説明を求めます。

○税務課長(橋圭一郎) 議案第52号垂水市税条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

令和3年度税制改正の大綱を受け、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、令和4年4月1日及び令和6年4月1日から施行されることに伴い、条文を整理するものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表により御説明申し上げます。

新旧対照表1ページ先頭の第24条個人の市民税の非課税の範囲第2項につきましては、生計を共にする国外居住親族の扶養親族としての範囲の取扱いを見直し、16歳未満の者が控除対象扶養親族に限ると規定するもので、政令改正に

併せて改正するものでございます。

次の第36条の3の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書につきまして、国外居住親族の扶養親族としての範囲の取扱いを見直し、16歳未満の者に限ると規定するもので、法律改正に併せて改正するものでございます。

下段の附則第5条につきましては、個人市民税の所得割も同様に扶養親族を16歳未満のものが控除対象扶養親族に限るとする規定の追加でございます。

裏面2ページの第6条でございますが、一般的にセルフメディケーション税制と言われるもので、健康の保持増進や疾病予防として一定の取組を行っている者がその年中に自己または生計を共にする配偶者、その他の親族のために1万2,000円以上の対象医薬品を購入した場合における医療費控除の特例で、対象期間を令和4年度から令和9年度まで期間延長するものでございます。

次の第10条の2第24項につきましては、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴い規定するもので、第26項につきましては産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、新たに追加規定するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(川越信男) ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(川越信男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案については、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第53号～議案第55号一括上程

○議長(川越信男) 日程第11、議案第53号か

ら日程第13、議案第55号までの議案3件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第53号 垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第54号 垂水市教育委員会委員の任命について

議案第55号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

○議長（川越信男） 説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 議案第53号垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

現在、垂水市固定資産評価審査委員会委員であります尾迫逸郎氏が令和3年9月27日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任しようとするものでございます。

選任しようとする尾迫逸郎氏の住所は、垂水市田神2602番地1、生年月日は昭和27年10月14日、委員の任期は3年でございます。

なお、本議案は地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

御同意いただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第54号垂水市教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

現在、垂水市教育委員会委員であります葛迫幸平氏が令和3年10月17日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任しようとするものでございます。

再任しようとする葛迫幸平氏の住所は、垂水市市木365番地、生年月日は昭和29年12月21日、委員の任期は4年でございます。

なお、本議案は、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

御同意いただきますよう、よろしく願いいたします。

議案第55号人権擁護委員候補者推薦につきまして御説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員であります山ヶ城芳子氏が令和3年12月31日をもって任期満了となりますことから、後任として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

推薦しようとする沖眞理子氏の住所は、垂水市市木421番地11、生年月日は昭和36年12月10日でございます。

この人権擁護委員の任期は3年でございます。以上で説明を終わりますが、御審議のほどお願いいたします。

○議長（川越信男） ここで暫時休憩いたします。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前11時1分休憩

午前11時25分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第53号から議案第55号までの議案3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号から議案第55号までの議案3件については委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。

まず、議案第53号について同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号については同意することに決定いたしました。

次に、議案第54号について同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号については同意することに決定いたしました。

次に、議案第55号について適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号については適任とすることに決定いたしました。

△議案第56号上程

○議長（川越信男） 日程第14、議案第56号令和3年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（濱 久志） 議案第56号令和3年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案について御説明申し上げます。

主な補正の内容を記載いたしました参考資料をお配りしておりますので、併せて御覧ください。

い。

今回の主な補正は、人事異動に伴う人件費や牛根小学校児童クラブ改修工事、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業、元垂水原田線地滑り工事等でございます。

今回、歳入歳出とも3億7,410万円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は116億9,897万円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、5ページの第2表、地方債の補正を御覧ください。

追加の内容でございますが、砂防施設整備事業は、公共事業等債から緊急自然災害防止対策事業債への組替えに伴うものでございます。

6ページをお開きください。

変更の内容でございますが、砂防施設整備事業は、追加で説明しました組替えに伴う減額でございます。

現年発生補助災害復旧事業は、道路降灰災害復旧費の事業費の増額及び道路橋梁河川現年発生補助災害復旧費から過年発生補助災害復旧費への組替えに伴う減額でございます。

過年発生補助災害復旧費は、現年発生補助災害復旧費からの組替えで、元垂水原田線地滑り工事に伴う増額でございます。

臨時財政対策債は、今年度の発行可能額の確定に伴い減額するものでございます。

今回の変更に伴う記載額を右の欄に示しております限度額に変更し、本年度の借入限度額を7億8,460万7,000円にするものでございます。

次に、歳出の事項別明細書について主な事務事業等の補正を御説明いたします。

12ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費8目財産管理費の需用費は、公共施設感染予防対策事業として、

本庁舎及び出先機関における感染症防止のため消毒液を購入するもので、財源は地方創生臨時交付金でございます。

10目企画費の負担金、補助及び交付金は、各地区公民館が策定した地域振興計画に基づく事業に対するまちづくり交付金でございます。

11日電算費の備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対策での移動制限により対面での打合せが困難な状況の中、オンラインでのミーティングの環境を構築するためのもので、財源は地方創生臨時交付金でございます。

18目ふるさと納税制度事業費の備品購入費は、ふるさと納税により寄附を頂いた方々へのお礼状や受領証明書、ワনストップ申請書等の作成に使用しております封入封緘機が購入より約5年経過し、不具合が発生していることから新たに機器を購入するもので、財源はふるさと応援基金でございます。

13ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の需用費は、生理の貧困対策として、公共施設での生理用品配布に要する経費でございます。

14ページをお開きください。

9目介護保険事業費、負担金、補助及び交付金の新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金は、施設内等での感染を防止するための取組を行う市内の介護事業所に対して感染防止対策等に係る費用の支援を行うもので、財源は地方創生臨時交付金でございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、負担金、補助及び交付金の保育環境改善等事業費補助金は、保育所等に対し、勤務する職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費や、保育所等の消毒に必要となる支援を行い、新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的とするものでございます。同じく、保育所等業務効率化推進事業費補助金は、保育所等における業務のICT化を行うた

めのシステム導入や、保育士等の研修のオンライン化事業に要する経費を補助するものでございます。

5目放課後児童健全育成事業費の委託料から備品購入費は、牛根小学校2階の空き教室である普通教室を児童クラブに改修するために要する経費でございます。

15ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費の委託料は、新型コロナワクチン接種に係るもので、当初、国からの予算配分が9月末までとなっておりますが、ワクチン接種スケジュールが10月から11月にかけて終えることとされたため、委託契約期間を延長するために要する経費でございます。同じく、負担金、補助及び交付金の新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金は、先ほど介護保険事業費で御説明申し上げましたものと同様、施設内等での感染を防止するための取組を行う市内の医療機関に対して感染防止対策等に係る費用の支援を行うもので、財源は地方創生臨時交付金でございます。

16ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費5目農業振興費、負担金、補助及び交付金の経営継承・発展支援事業補助金は、経営継承した農業後継者の経営発展の取組を支援するものでございます。

7目防災営農対策事業費の負担金、補助及び交付金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金で、事業の前倒しによる増額でございます。

17ページをお開きください。

12目農道整備事業費の工事請負費は、排水路改修工事に要する経費でございます。

2項林業費6目治山費の委託料は、里山林等保全管理促進事業に係るもので、民有保安林の伐採箇所が増による増額でございます。

3項水産業費2目水産業振興費のページ下段の役務費から18ページの負担金、補助及び交付金は、水産事業者への持続化給付金の執行額確

定に伴う減額でございます。

3目漁港管理費の工事請負費は、垂水南漁港のしゅんせつ工事に係るもので、防波堤間の出入口部分のしゅんせつ工事に要する経費でございます。

7款商工費1項商工費2目商工業振興費の役員費、負担金、補助及び交付金は、商工業者への持続化給付金の執行額確定に伴う減額及び秋の産業祭補助金でございます。

3目観光費の委託料は、誘客促進事業に要する経費で、本市への宿泊者を対象に地元特産品をプレゼントするのに要する経費で、財源は地方創生臨時交付金でございます。

19ページをお開きください。

8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費の使用料及び賃借料は、重機借上料でございます。同じく工事請負費は、橋梁改修のほか、市道の舗装工事等に係る経費の増額でございます。

6項住宅費1目住宅管理費の需用費は、市営住宅の修繕に要する経費の増額でございます。

20ページをお開きください。

9款消防費1項消防費1目常備消防費の備品購入費は、消防職員の新型コロナウイルス感染症対策用の資機材の整備に要するもので、財源は地方創生臨時交付金でございます。

5目災害応急対策費の委託料及び工事請負費は、指定避難所である垂水中央運動公園体育館に空調設備を整備するための経費で、財源は地方創生臨時交付金でございます。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費の需用費は、生理の貧困対策に要する経費で、小・中学校に生理用品を配布することに要する経費でございます。

22ページをお開きください。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費2目道路橋梁河川補助災害復旧費の工事請負費は、元垂水原田線の地滑りのり面保護工事に要する経費でございます。

4項その他公共施設災害復旧費1目道路降灰災害復旧費の工事請負費は、事業費の不足が見込まれることから増額を行うものです。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、7ページの事項別明細書の総括表及び9ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国庫支出金、県支出金、基金繰入金、地方債、繰越金の一部などを充てて収支の均衡を図るものがございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 予算で大変、新型コロナ対策も含めて必要な対策が取られているというふうに思います。

その中で若干気になったのが、児童福祉費、民生費の牛根小児童クラブ改修のことなんですけども、今まで各地域で学童保育所ができて、その過程の中でやっぱり利用する保護者、関係者含めて議論を構築して、結果としてそれで結果に結びつけていくということが結構反映されて、それでみんながよい施設ができたねと、利用しやすいねということも含めてそんなふうになってきたというふうに思うんですが、今回、この牛根小学校の中での施設改修ということで、基本的には学内ということで安心感もあるんですけども、ただ、私も一度見に行っただんですけども、2階の奥ということもあったりしながら、様々利用する面においては課題もあるのかなということも感じたりしたんですけども。そういう中で、そのプロセスの中でどんな形でそういう関係者、保護者、利用者の立場での改修へ向けた努力がされたのか、その点について疑問だったものですから質疑をいたします。

○福祉課長（篠原彰治） 牛根児童クラブの開

設の経緯についてということでお答えいたします。

まず、令和2年8月18日、牛根3小学校の保護者から、子育て環境の充実、学童クラブの早期設置に係る要望書の提出がなされました。このことを受けまして、令和2年10月16日、牛根地区公民館において、牛根3小学校の全保護者が参集する機会に児童クラブの説明会を行い、平日の利用が4人、長期休暇中の利用が8人の利用希望があることを確認いたしております。

同年10月27日に、教育委員会と一緒に牛根小学校に行きまして、校長と意見交換会を行いました。その際に、1階の教室は全て今現在も利用されている状況で、学校側からは2階の特別活動教室なら使用できるということで回答をいただいたところでは。

同年12月に、児童クラブの開設に係る事前準備に福祉課としましては着手いたしまして、委託先予定のシルバー人材センターとも2階で開始する旨を伝えさせていただき、協議をさせていただいたところでは。

令和3年4月1日から児童クラブの一部改修をさせていただき、今回9月議会において、改修工事についての予算を上程させていただいたところでは。

以上が現在に至るまでの経過でございます。

以上です。

○持留良一議員 施設が2階だということで、利用する側にとつたらなかなか様々な課題もあるようなふうに聞いていたんですよ。その中で一部の方々からはそれ以外の対象というのは検討できないのかというのもちょっと寄せられたりしたんですけども、そういう中で出された意見、そして課題、その辺りはどんな形で解決されて今日のここに着工というふうになったのか、その点について。

○福祉課長（篠原彰治） 今現在、持留議員から言われたような意見をちょっと散見といいま

すか、ちょっと聞くとところですが、私のほうで確認したところ、事前に造る前に、説明会をさせていただいた時点ではそういった意見は出ていなかったように聞いております。しかしながらそういったことも実際あることから、先ほども申し上げたんですけども、こちらとしても再度学校のほうに赴きまして協議をさせていただいたんですけども、やはり2階しか空いていないということ。あと、児童クラブについては、やはり国のほうからの通知に基づいて学校施設内にあることが前提条件といえますか、特別な事情を除いてということで、その際に2階が使えるということであるならば当然国の指針に基づいてそこに造らざるを得ないということで、今事業のほうに着工させていただこうと考えているところでございます。

以上です。

○持留良一議員 最後になります。ちょっと危惧するのは、あと安全対策、避難問題になると思うんですよ。向こう側のほうに非常階段があるというふうに思うんです。これは利用できるのか、ここを改修になるのか、そういう意味での安全対策はきちっとこの工事に反映されているのか。

○福祉課長（篠原彰治） 今、持留議員が言われたのは、その教室の奥のほうの階段だと思われそうですが、そこについては潰さないような形で。安全対策に前回は現場を確認に行ったんですけども、建築のほうとそこは潰さないような形で、十分使えるような形で検討させていただいているところです。

○議長（川越信男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

△議案第57号～議案第61号一括上程

○議長（川越信男） 日程第15、議案第57号から日程第19、議案第61号までの議案5件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第57号 令和3年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 案

議案第58号 令和3年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号） 案

議案第59号 令和3年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号） 案

議案第60号 令和3年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） 案

議案第61号 令和3年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号） 案

○議長（川越信男） 説明を求めます。

○市民課長（松尾智信） 議案第57号令和3年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ138万円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億8,315万円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、令和2年度国民健康保険特別会計決算に伴う繰出金の補正及び会計年度任用職員の期末勤勉手当の補正でございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

5款1項1目疾病予防費の7節報償費は、疾病予防に係る歯科衛生士の謝金を新たに増額し、糖尿病重症化予防事業に係る謝金を5款2項1目特定健康診査等事業費の7節報償費より組み替え増額するものです。

5款2項1目特定健康診査等事業費の7節報

償費は、疾病費の謝金等に不足を生じたので、予算を組み替え減額するものです。

5款2項2目特定健診・特定保健指導未受診者等対策費の11節役務費は、手数料に不足を生じたので増額するものでございます。

8ページを御覧ください。

8款4項繰出金は、令和2年度国民健康保険特別会計決算に伴います法定外繰入金の精算でございます。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

戻りまして6ページをお開きください。

5款県支出金は、歳出の職員手当の増額に伴います保険給付費等交付金の補正でございます。

8款繰越金は、令和2年度国民健康保険特別会計決算に伴います前年度繰越金でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健課長（草野浩一） 議案第58号令和3年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億41万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億5,601万円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、令和2年度決算に伴う繰越金や国・県等への返還金、市負担金の精算に伴う繰出金でございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の委託料は、介護報酬等改定に伴うシステム改修費用で、積立金は介護給付費準備基金への積立金でございます。

4款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金は、令和2年度事業費確定による国・県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金で

ございます。

9ページを御覧ください。

2項繰出金1目一般会計繰出金は、同じく令和2年度事業費確定による一般会計への返還分でございます。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

戻りまして6ページをお開きください。

1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料の現年度分保険料は、低所得者の保険料軽減対策として、第1段階から第3段階までの低所得者保険料減少分の財源補填となる国の内示額が見込みよりも増額になったことに伴い、お示しの金額を減額するものでございます。

3款国庫支出金2項国庫補助金2目及び3目地域支援事業交付金は、事業費増額に伴う増額でございます。

4目事業費補助金は、介護報酬等改定に伴うシステム改修に係る補助分でございます。

4款支払基金交付金1項支払金交付金2目地域支援事業支援交付金から7款繰入金1項一般会計繰入金3目地域支援事業交付金までは、事業費増額に伴う国・県等負担金の増額でございます。

7ページを御覧ください。

4目事業費繰入金の一般事務費繰入金は、介護報酬等改定に伴うシステム改修費用の市負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

5目低所得者保険料繰入金の現年分は、低所得者の保険料軽減対策に係る減額となる保険料相当分を一般会計から繰り入れるものでございます。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、先ほど御説明申し上げました低所得者保険料繰入金の一部を介護給付費財源に組替えることから減額するものでございます。

8款繰越金は、令和2年度決算額の確定に伴い、補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○生活環境課長（紺屋昭男） 議案第59号令和3年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ197万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,271万6,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、令和2年度繰越金の確定に伴うものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

3款諸支出金1項1目27節繰出金につきましては、前年度繰越金を一般会計に繰り出すものでございます。

次に、歳入でございますが、6ページを御覧ください。

3款1項1目繰越金の1節前年度繰越金につきましては、令和2年度漁業集落排水処理施設特別会計の繰越金の確定に伴い、補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いたします。

○水道課長（森永公洋） 議案第60号と議案第61号につきましては、水道課所管でございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第60号令和3年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ254万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,157万2,000円とするものでございます。

補正の主な理由は、令和2年度簡易水道事業特別会計の繰越金確定に伴い、同額を一般会計

へ繰り出すものでございます。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

3款諸支出金1項1目繰出金の27節繰出金は、令和2年度の繰越金の確定に伴い、一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、歳入でございますが、6ページを御覧ください。

1款使用料及び手数料1項1目使用料の1節簡易水道使用料は、令和2年度簡易水道使用料の未納額を滞納繰越分として計上するものでございます。

2款繰入金1項1目一般会計繰入金の1節一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を減額補正しまして、収支の均衡を図っております。

3款繰越金1項1目繰越金の1節前年度繰越金は、令和2年度簡易水道事業特別会計の繰越金確定に伴い、繰越額を計上するものでございます。

続きまして、議案第61号令和3年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

今回の補正の主な理由は、国庫補助金の内示額増額に伴い、建設改良費の増額を行うものでございます。

それでは、詳細につきましては参考資料により御説明いたします。

5ページをお開きください。

まず、資本的収入及び支出のうち、資本的収入から御説明いたします。

3項1目国庫補助金は、配水管の耐震化工事に対する補助金で、内示額が当初申請した額より多くなったための増額補正でございます。

次に、資本的支出について御説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費2目配水設備工事費は、国庫補助金の内示増額を受けて、水道管耐震化の進捗を図る目的で、補助金対象工

事となる水道管の布設替え工事を拡大して実施するために、今年度中実施予定の布設替え工事の一部を見直した上で、配水設備工事費の増額補正を行うものです。

なお、補助金申請手続及び工期設定の都合上、対象工事については、当初予算計上額の枠内にて既に発注済みです。

1ページにお戻りください。

第2条の資本的収入及び支出の資本的収入は865万2,000円増額し、総額3,895万2,000円とし、資本的支出は1,800万円増額し、総額2億444万円とするものです。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 議案第58号介護保険の特別会計補正予算について質疑をさせていただきたいと思ひます。

結果として諸支出金が出たと思うんですけども、これは基本的に制度改定に伴う利用者の減なのか、それとも事業量が大き過ぎたというか、見込みの違いによって生まれた結果なのか、この点について。金額が大きいために。

○保健課長（草野浩一） この国庫、県支払基金も含めての部分ですが、昨年度の介護給付費が見込みよりも少なかったという部分で、これが昨年度の通所サービスの新型コロナの影響で利用控え等あった関係で見込みよりも給付費がなかったということで、その分が返還という形で金額が少し大きくなっているところでございます。

以上でございます。

○議長（川越信男） ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案5件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託いたします。

△陳情第11号・陳情第12号一括上程

○議長（川越信男） 日程第20、陳情第11号及び日程第21、陳情第12号の陳情2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

陳情第11号 放課後児童健全育成事業に関する
陳情

陳情第12号 分煙環境整備に関する陳情

○議長（川越信男） ただいまの陳情2件については、いずれも所管の常任委員会にそれぞれ付託いたします。

△鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（川越信男） 日程第22、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議會議員区分6人、町村長区分4人、町村議會議員区分4人から構成されています。

現在の広域連合議会議員のうち、市議會議員から選出する議員について1人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議會議員から選出すべき人数を超える2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（川越信男） ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条の規定によって、立会人に前田隆議員、池田みすず議員及び梅木勇議員の3名を指名します。

候補者名簿を配ります。

〔候補者名簿配付〕

○議長（川越信男） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（川越信男） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（川越信男） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、1番議員から順番に投票願います。

それでは、順次投票願います。

[1 番議員から順次投票]

- 1 番 新 原 勇 議員
- 2 番 森 武 一 議員
- 3 番 前 田 隆 議員
- 4 番 池 田 みすず 議員
- 5 番 梅 木 勇 議員
- 6 番 堀 内 貴 志 議員
- 7 番 川 越 信 男 議員
- 8 番 感王寺 耕 造 議員
- 9 番 持 留 良 一 議員
- 10番 北 方 貞 明 議員
- 11番 池 山 節 夫 議員
- 12番 徳 留 邦 治 議員
- 13番 篠 原 静 則 議員
- 14番 川 畑 三 郎 議員

○議長（川越信男） 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人の前田隆議員、池田みすず議員及び梅木勇議員は、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（川越信男） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

そのうち

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票のうち

川越信男 13票

畑中香子君 1票

以上のとおりです。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（川越信男） 本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（川越信男） 明28日から9月6日まで
は、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、9月7日及び8日の午前9時
半から開き、一般質問を行います。

なお、質問者は、会議規則第62条第2項の規
定により、本会議終了後の全員協議会終了後か
ら8月31日の正午までに、質問事項を具体的に
記載の上、文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（川越信男） 本日は、これをもちまし
て散会いたします。

午後0時13分散会

令和 3 年 第 3 回 定例会

会 議 録

第 2 日 令和 3 年 9 月 7 日

本会議第2号（9月7日）（火曜）

出席議員 13名

1番	新原 勇	9番	持留 良一
2番	森 武一	10番	北方 貞明
3番	前田 隆	11番	池山 節夫
4番	池田 みすず	12番	徳留 邦治
5番	梅木 勇	13番	篠原 静則
6番	堀内 貴志	14番	川畑 三郎
7番	川越 信男		

欠席議員 1名

8番 感王寺 耕造

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	紺屋 昭男
副市長	益山 純徳	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
企画政策課長	二川 隆志	農業委員会	
庁舎建設総括監	園田 昌幸	事務局長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橘 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	松尾 智信	会計課長	港 耕作
併任		監査事務局長	福島 哲朗
選挙管理		消防長	後迫 浩一郎
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	野村 宏治
保健課長	草野 浩一	学校教育課長	今井 誠
福祉課長	篠原 彰治	社会教育課長	米田 昭嗣
水産商工	大山 昭	兼務	
観光課長		国体推進課長	

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	瀬脇 恵寿
		書記	末松 博昭

令和3年9月7日午前9時30分開議

△開議

○議長（川越信男） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△報告第9号上程

○議長（川越信男） 日程第1、報告第9号損害賠償の額を定めることについての専決処分報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

○土木課長（東 弘幸） おはようございます。

報告第9号損害賠償の額を定めることについての専決処分報告について、地方自治法第180条第1項の規定及び市長専決処分事項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決処分の内容でございますが、令和3年4月20日午後3時20分頃、土木課環境整備班が国道220号沿いの宮脇公園を除草作業中、草払い機により小石が飛散し、その小石が走行中の大型トレーラー助手席側の窓ガラスに当たり破損したものでございます。なお、相手方は窓ガラスの破損だけで、けがはありませんでした。

本件は、小石などの飛散防止対策を行っていなかったことから、市が責任割合100%を負担し、損害賠償金として、車両修理費6万3,308円を支払うことで示談いたしました。

環境整備班には、除草作業に慎重を期すよう指示したところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（川越信男） 以上で、報告第9号の報告を終わります。

△議案第62号上程

○議長（川越信男） 日程第2、議案第62号令和3年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案を議題とします。説明を求めます。

○財政課長（濱 久志） 議案第62号令和3年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案について御説明申し上げます。

今回の補正は、8月11日から19日までの停滞前線に伴う大雨による災害復旧事業でございます。

今回、歳入歳出とも5,980万円を増額します。この補正による補正後の歳入歳出予算総額は117億5,877万円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、4ページの第2表、地方債の補正を御覧ください。

変更の内容でございますが、現年発生補助災害復旧事業及び現年発生単独災害復旧事業の借入れを、右の欄に示す限度額に変更し、本年度の借入限度額を7億9,000万7,000円にするものでございます。

次に、歳出の事項別明細について御説明いたします。8ページをお開きください。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農林水産施設単独災害復旧費の使用料及び賃借料は、農業用施設及び林道施設の土砂除去等に伴う重機借上料でございます。

2項公共土木施設災害復旧費1目公共土木施設単独災害復旧費の委託料は、高峠線に係る測量設計業務委託に要する経費でございます。同じく、使用料及び賃借料は、河川の堆積土砂除去に伴う重機借上料でございます。

2目道路橋梁河川補助災害復旧費の工事請負費は、高峠線に係る工事請負費に加え、市道及び排水路等の土砂除去に急施を要したため、工事請負費から重機借上料へ流用を行った額につ

いて、今回、増額を行うものでございます。

これに対する歳入は、前に戻っていただきまして、5ページの事項別明細書の総括表及び7ページの歳入明細にお示ししてありますように、国庫支出金、繰越金、地方債を充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○梅木 勇議員 災害復旧で高峠線が設計委託と工事費の予算が計上されましたが、高峠線とは、市木からの野久妻から高峠に通ずる道路のことでしょうか。どこですか、場所は。お聞かせください。

○土木課長（東 弘幸） 高峠線の位置は、議員がおっしゃるとおり、野久妻から高峠に抜ける市道でございます。

○議長（川越信男） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩します。次は、9時45分から再開します。

午前9時38分休憩

午前9時45分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△一般質問

○議長（川越信男） 日程第3、これより一般質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いします。

なお、質問時間は、答弁時間を含めて1時間

以内とします。

また、質問回数については制限なしといたします。

また、いずれも、初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

なお、8月27日の全員協議会にて了承されましたとおり、新型コロナウイルス対策の一環として、質問に対する答弁者のみ着席することとします。

それでは、通告に従って、順次質問を許可します。

最初に、12番、徳留邦治議員の質問を許可します。

〔徳留邦治議員登壇〕

○徳留邦治議員 皆さん、おはようございます。

トップバッターで質問することに御協力いただきまして、議員の皆さんに御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

昨年の1月に、神奈川県に住む中国国籍の男性が国内で初めて新型コロナウイルスに感染したことが確認されてから、約1年7か月が経過しようとしております。

これまで、感染者は全国で右肩上がりに増加しておりまして、本市でも、今年1月には、介護老人保健施設でのクラスターによりまして、施設利用の停止、さらには、隣接いたします垂水中央病院においても、緊急搬送患者の受け入れが一時停止となる状態になりましたが、肝属郡医師会の先生方や看護師、または関係者の努力によりまして、早急に復旧したことで、ひとまずは安心したところでございました。

しかしながら、ここ最近になりまして、第5波と言われておりますデルタ株の感染拡大の影響によりまして、全国で急激に新型コロナウイルス感染者が増えております。

今回の第5波については、これまでの感染状況をはるかに超える勢いで感染が広がっている

のではないかと感じております。本市におきましても、7月頃から、徐々にではありますが、陽性患者が増えているようでございます。

国も緊急事態宣言やまん延防止等重点措置で何とか患者の発生を抑え込もうと懸命に努力しておられますが、効果が薄いのが現状ではないでしょうか。専門家も言われておりますが、最大の効果をもたらすのは、やはりワクチン接種であると、私もそのように感じているところがございます。

そこで、本市の新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてお聞きいたします。

9月議会初日に、市長の諸般報告の中で、接種状況の報告もありましたが、これまでの高齢者のワクチン接種率と64歳以下のワクチン接種率について、また、いつまでに接種対象者のワクチン接種を終了させるのか、終了のめどについて。さらに、接種対象者のワクチン接種率を少しでも上げるような本市独自の対策を考えていないのかをお聞かせください。

それと、外国人の就労者について、現在、垂水市に何名の外国人就労者がいるのか、ワクチン接種はどのような状況をお尋ねいたします。

次に、人口減についてであります。

毎年度の施政方針におきまして、様々な事業や対策が展開され、近年は子育て世代への支援策も充実してきているようであります。産み育てやすい環境の整備は、これからの垂水市を担う子供や保護者の支援という観点からも、さらなる充実を期待しております。

今回お聞きしたいことは、これまで、人口減対策として、先ほども申し上げましたことも含め、様々な取組を行われておりますが、それ以前の体制の初め頃には、人口増対策として取り組まれていたと記憶しております。つきましては、取り組まれている目的や内容について、全く違うものなのかどうかをお聞かせください。

これで、1回目の質問を終わります。

○保健課長（草野浩一） 高齢者及び64歳以下の接種率につきましてお答えいたします。

今月4日現在で申し上げますと、65歳以上の高齢者につきましては、1回目の接種が終了された方は、接種対象者6,430名に対し5,807名の90.3%、2回目の接種が終了された方は5,724名の89%となっております。

12歳以上64歳以下につきましては、1回目の接種が終了された方は、接種対象者6,813名に対し3,849名の56.5%、2回目の接種が終了された方は2,484名の36.5%となっております。

また、12歳以上の全体で申しますと、1回目の接種が終了された方の割合は72.9%、2回目の接種が終了された方の割合は62%となっております。

以上でございます。

続きまして、新型コロナワクチン接種の終了するめどにつきましてお答えいたします。

ワクチン接種の終了する時期を考えるに当たっては、対象者の予約状況や接種の進捗状況を見なければなりません。その状況として、接種率につきましては、先ほど御説明申し上げたところでございますが、本市の接種状況において、2回目接種は、今月4日現在の鹿児島県全体42%と比べ20ポイント高い62%となっており、県内でも高い接種率となっております。

国において、ワクチンの接種終了時期は10月から11月との報道がある中で、本市においては現在、ワクチン接種を予約されている方々につきましては、1回目の接種は今月末までに終了し、2回目接種を遅くとも10月下旬までに完了する見込みで、接種が完了された方は、その10月下旬の時点では、接種計画の80%になることが予想され、接種計画に到達することから、全体としての接種事業は一定のめどに達するものと考えております。

しかし、この新型コロナワクチンの接種につ

きましては、国は接種する実施時期を令和4年2月末まで行うとしており、今後、誕生日を迎え、新たに接種対象者になる方、未接種または1回目のみ接種済みの転入者、療養等のため今まで接種できなかった方など、新たな接種者への接種する機会を確保する必要があります。

一方で、今後は新たな接種対象者の数自体は少なくなっていくことから、これまでのように、市内6医療機関で接種を継続して行うのではなく、接種を依頼しております肝属郡医師会と協議を行い、10月以降の接種につきましては、ワクチンを保管するための超低温冷凍庫を設置している市内の2医療機関に、曜日を限定した上で接種を継続することとしております。

以上でございます。

続きまして、接種率を上げるための取組につきましてお答えいたします。

現在のワクチン予約状況を見ますと、年代が若くなるにつれて、低い傾向がございます。そこで、今月初めに、若い世代向けの内容も含んだ全戸チラシを配布し、いま一度、接種について考えていただくよう取組を行ったところでございます。

また、先ほど、10月からの接種体制について申し上げたところでございますが、接種できる曜日は限定いたしますが、接種する時間を平日は夕方から、土曜日は午後からとして、働く世代に接種しやすい環境を整えたところでございます。

今後もワクチン接種に関する啓発を続け、接種を希望する若い世代の方々が、少しでも接種しやすい環境づくりに、引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、外国人就労者の接種につきましてお答えいたします。

まず、新型コロナウイルスのワクチン接種に係る接種券を発送するに当たり、保健課では、

本市に住民票を登録されている外国籍を持つ方全員に対し、接種券及び英文表記のワクチン説明書と併せ、厚生労働省が公開している多言語対応のホームページの案内文書を同封するなど、より円滑に接種していただきやすい方法で御案内を行ったところでございます。

次に、接種の状況でございますが、今月4日現在、外国籍を持つ方のうち、ワクチン接種対象年齢の方は274名でございますが、そのうち、1回目の接種を終えられた方は4日現在で56名の20.4%、2回目の接種を終えられた方は15名の5.5%になっております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） おはようございます。

人口増対策、人口減少対策、それぞれの取組に違いがあるのかについてお答えいたします。

議員御承知のとおり、本市の人口は、市制施行以来、減少が続いており、昭和33年の市制施行時の3万4,789人から、令和2年10月に実施されました国勢調査の速報値におきましては、1万3,818人にまで減少しております。

御質問の人口増対策と人口減対策でございますが、議員の言われるとおり、始まりは確かに、人口の増加を目的として施策が展開されていたもので、全国的に人口が増加している中、一部の自治体におきまして、人口減少が進んでいる状況であったことで、人口増対策という言葉が定着したものではないかと考えております。

このような中、先ほども申し上げましたが、全国的に人口が増え続けているにもかかわらず、本市においては減少傾向が続いておりましたことから、人口増対策として取組を始めており、平成元年に人口減少対策本部を設置して、企業誘致、移住・定住政策を中心に、約4年間にわたり取組を始めております。

人口減対策という言葉は、平成26年に策定しました垂水市人口減対策プログラムや平成26年

11月28日に公布されましたまち・ひと・しごと創生法の目的に、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけることあり、このことから、人口増ではなく人口減少の緩和という観点から取組が始められたと理解しております。

人口増対策においても、いかに人口減に歯止めをかけるかという観点に変わりはなく、企業誘致や移住定住を中心に、より多くの方々の市内への入り込みを目指したものであり、現在は、企業誘致や移住定住の施策を充実させつつ、併せて、人口流出を抑制する施策の展開により、減少幅をいかに緩和するかを取組んでいるところでございます。

以上でございます。

○徳留邦治議員 2回目の質問に入らせていただきます。

一問一答式でお願いをいたします。

1回目の答弁で状況を把握いたしました。

そこで、2回目の質問をいたしますが、国はデルタ株について、2回目のワクチン接種でかなりの効果があると担当も言われておりますが、他国においては、3回目のワクチン接種が必要であるとも言われており、既に、イスラエルでは、3回目のワクチン接種が始まっているようでございます。

また、つい先日には、河野新型コロナウイルスワクチン接種推進担当大臣が、2回目のワクチン接種を終えた人から3回目のワクチンの接種を行いたいとも言われておりましたが、そこで、本市での3回目のワクチン接種はいつ頃から始まるのか。接種時期について教えてください。

○保健課長（草野浩一） 3回目接種につきましてお答えいたします。

議員が申されましたとおり、3回目接種に関しまして、その報道等がなされていることは承知しているところでございます。しかしながら、

現時点では、国からは3回目の接種について通知等が出されていないことから、現時点において、開始時期等についてお示しできないところでございます。

今後、国から具体的な接種時期や実施方法などが示された場合には、関係機関と連携を図りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○徳留邦治議員 3回目の質問でございますが、ありがとうございました。

私の希望ですが、実際、今後のこともございますが、可能であるのならば、全ての国がワクチン接種を受けていただいて、このマスク生活に終わりを告げられればと考えているところであります。

最後に、一日も早く、この新型コロナウイルス感染症が終息することを願ひまして、この質問は終わらせていただきます。

それでは次に、人口増、人口減の2回目の質問に入らせていただきますが、これまで、20年以上にわたり、様々な対策に取り組みされてきましたが、人口が増えていないという現状があります。

このことは、これまで取り組まれた対策に効果があったのかどうか。また、このような取組や制度を、市民や対象者となられる方々へしっかりと周知されていないことなども1つの原因があるのではないかと私は思っています。

これからも懸命に取り組んでいただかなければならない対策でありますので、現在どのような取組や対策がなされているのか、今後どう周知されていくのかをお聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志） 現在の取組状況についてお答えさせていただきます。

平成8年4月1日から施行されました垂水市定住促進条例は、2回の制度改正を経て、平成15年4月1日に廃止されておりますが、この間、

465世帯989人が転入され、平成10年度には社会動態がプラスに転じており、一定の効果があつたものと思います。

さらに、平成17年には空き家バンク制度を創設し、空き家の有効活用を通して、垂水市民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図ってきたところでございます。

このほかにも、子育て支援や医療・福祉政策、観光振興による交流人口の増加や定住促進のための住宅整備や空き家活用など、人口の流出抑制及び増加を図るための政策に取り組んでいるところであります。

現在の取組としては、転出抑制と移住促進の観点から、平成25年度に創設しました空き家有効活用推進事業に始まり、空き家リフォーム促進、住宅取得助成、結婚新生活支援などの施策を、垂水市移住・定住促進7事業として実施しており、この施策による事業開始から、令和3年5月末の実績は、転入者は140世帯304人、転出抑制者120世帯444人でございます。

現在は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、直接的な移住定住促進事業のみでなく、産業・雇用に関すること、交流人口等、人の流れに関すること、結婚・出産・子育てに関すること、まちづくりに関すること等を総合的、戦略的に取り組むことで、将来にわたって活力のある垂水市を目指すこととしており、また、これらの情報発信につきましては、人口動態が大きく変化します年度当初の4月号・5月号の広報誌で、施政方針と併せて、市民の皆様にお知らせしているところでございます。

これからも、機会を捉えた周知に努め、これら様々な取組により、人口減少幅の緩和に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○徳留邦治議員 ありがとうございます。

それでは、これで私の質問を終わりますが、これまで取り組まれてきたことには、何事も市

民の方々のために取り組んでいるという認識の下、これからも懸命に取り組んでいただきますようお願いして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（川越信男） ここで暫時休憩いたします。次は、10時20分から再開します。

午前10時12分休憩

午前10時20分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、前田隆議員の質問を許可します。

[前田 隆議員登壇]

○前田 隆議員 おはようございます。

本日、2番手となります。今回も市民の代弁者として、市民が聞いてほしいことや関心事等について質問いたします。答弁をよろしく願いいたします。

さて、7月以降、新型コロナウイルス感染爆発で医療体制が逼迫し、自宅療養中に、救える命も救えない非常事態が続いております。ワクチン接種を希望する人全員が早く打ち終わる日が来ることを願っております。そして、新型コロナウイルスの終息と日常生活が戻ることを皆さんと一緒に祈りたいと思います。

では、議長の許可をいただきましたので、質問に入っていきます。

1番目の本市の自主防災組織については、2年前に一度、質問いたしましたので、今回改めて質問いたします。

今年の3月、南日本新聞にも大きな見出しで、自主防災組織実働に不安と、自治体アンケートの調査記事が掲載されておりました。災害時に避難支援や救助活動が可能な自主防災組織は26%、74%がメンバーの高齢化を課題に挙げ、人材不足から、本来の活動をこなせない実態が浮かび上がると報告しております。

本市もこのアンケートに回答されたと思いま

す。そこで、その関連の質問を2点ほどいたします。

1点目は、災害時に実働可能な自主防災組織はどれぐらいあり、課題が何か実態を聞く。2点目は、自主防災組織の活性化は図られたか。今後どのような改善や取組を図っていけばいいのか伺います。

まず、1点目について、自主防災組織の組織化率は高いが、名簿だけの組織も多いと聞きます。148振興会中、どれぐらいが実働可能な自主防災組織か、教えてください。

課題は前回、構成委員の高齢化やコミュニティの希薄化など、挙げておりましたが、ほかにもありましたら教えてください。

2点目の自主防災組織の活性化の取組については、2年前、答弁いただいた活性化策が3つありました。

1つ目は、活性化に寄与する地区防災計画策定の推進、2つ目は、地域防災リーダーの養成講座の受講と育成、3つ目は、出前講座を開催し、自主防災組織の活動推進と防災力の向上を図る、この3点でしたが、それについて、結果や状況をお聞かせください。また、この結果に対し、今後どう改善し、取り組んでいけばいいのかも伺います。

次に、2番目の避難行動要支援者の支援体制と個別支援計画について質問に入ります。

市町村は災害時に自力避難が難しい障害者や高齢者など、避難行動要支援者の名簿作成を義務づけられ、名簿登録者の個別支援計画の作成を努力義務化されております。個別支援計画は、直近6月議会で持留議員も質問されております。

私は個別支援計画の前段、災害弱者の避難行動要支援者に関する質問を、まず2点いたします。

それでは1点目、避難行動要支援者の把握と名簿作成管理、情報の更新と、名簿の活用はどのようにしているのか、現状を伺う。

2点目は、避難行動要支援者の支援体制の現状と課題についてです。

これに関しては、要支援者への確実な避難勧告等の伝達、民生委員と避難支援員の安全確保などを教えてください。

以上2点をお聞きいたします。

次に、3番目の本市の農業について質問いたします。

人家近くの田畑に猿やイノシシが出没して、農作物等の被害が出ているとの報告を数多く聞きます。その原因の1つが所有者の高齢化や離農などで、耕作放棄地、荒廃農地が増え、そこに潜んだりしていることが挙げられております。耕作放棄地や荒廃農地の問題も大きな農業問題です。

そこで1点目、耕作放棄地、荒廃農地の発生防止と解消策について、どう取り組んでおられるのか伺います。

次に2点目は、農地の貸し借りの仲介や問題解決を目指す農地中間管理機構の本市における利活用状況と課題について現状をお聞かせください。

最後に、4番目の上之宮四差路の側溝復旧工事について質問いたします。

大雨のたび、上部からの土砂や軽石が大量に流出して、道路と田んぼに被害をもたらしていた上之宮の四差路の側溝工事がようやく始まりました。しかし、今回の大雨ではまた、土砂が流出し、田んぼに被害が出ております。周辺住民は、この対策工事に関心を持って見守っております。その側溝復旧工事について2点質問いたします。

1点目は、側溝復旧工事が遅れていた理由と上之宮砂防ダムの進捗状況について伺います。

土砂災害の現況は、砂防ダム付近の土砂や軽石流出であります。その防止のため、砂防ダムを建設中と聞いておりますが、この進捗と見通しもお聞かせください。

達があった場合、市は対応を準備しておく必要があります。命に関わる問題ですので、しっかりと準備していただくよう要望しておきます。

ところで、避難誘導や安否確認に当たる避難支援員の支援体制は、民生委員、消防団、地区防災組織等の連帯・協力が必要です。避難支援関係者同士の連帯・協力はうまく機能しているのか、法律的に活動できる体制はできているか、この点について再度質問いたします。

○総務課長（和泉洋一） 関係者同士の連携・協力はできているかにつきましてお答えをいたします。

地域防災計画では、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものと定められております。

支援する側としては、自主防災組織、消防団員、ケアマネジャー、民生委員などでありますが、今後、地域の実情に応じた支援連携体制の整備が必要であると考えております。

一方で、避難支援が必要な方につきましても、とにかく、早めの避難を心がけることや、事前に避難先を決めて、支援される方に連絡しておくことなど、可能な範囲でできる行動に努めていただくことも必要であります。

また、市においても、災害に対して、自分の身は自分で守ることへの意識向上を図られるよう、啓発等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 取決めを、地域防災計画では、実施要項で定めるようになっておりますが、実際には、支援者同士の支援連携体制の整理が今後必要とのこととです。

災害時に効率的に機能するよう市で行うべきこと、要支援者が行うべきこと、支援者が行うべきこと、支援者同士が連携・協力することな

ど、整理して、支援体制整備を万全にしておきたいと思っております。この点については、災害時、効率的に機能するために一番大事ですので、必ず準備していただくよう要望しておきます。

次に、3点目の個別支援計画作成の現状と課題解決について伺います。

高齢化が進み、ますます要支援者の増加が予想されます。要支援者全員の個別支援計画作成が、誰1人見逃さないという最終目的につながります。対象者数の増加、個人情報の問題、支援者の高齢化と人材不足等、課題は山積しております。これらの現状や課題をどう解決していくか伺います。

○総務課長（和泉洋一） 個別支援計画作成の現状と課題解決策につきましてお答えをいたします。

個別支援計画の目的としましては、災害時における迅速な避難誘導及び安否確認等でございますが、作成状況につきましては、令和2年度末現在で、同意に基づき、個別の避難支援計画を作成し、提出のあった方は61人でございます。

個別支援計画作成の条件となる名簿情報を提供することに同意をすることが、プライバシーの観点から作成の障害の一因になっているため、避難行動要支援者本人に、名簿情報を支援等関係者に提供することの必要性について説明し、意志確認を行う必要があるものと思っております。

また、既存の自主防災組織が避難支援の活動を行うことが重要であると考えておりますので、日頃の啓発活動をはじめ、訓練や研修会への参加等を促し、御自身の防災意識向上を図っていただきながら、併せて、地域の避難支援の在り方につきましても、考えていただく機会を設けるなどして、支援者の確保に努めてまいりたいと考えております。

個別の支援計画がより実効性を持つためには、地区防災計画の活用が有効であると考えており

ますことから、各自主防災組織に地区防災計画の作成につきましても、今後働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 個別支援計画作成済みは61人とのことですが、作成のネックになっている同意の取付課題は、答弁に基づき、今後しっかりと取組んでいただきたいと思います。

もう1つの課題、支援者の確保と個別支援計画の実効性については、自主防災組織を重要視して、地区防災計画作成を働きかけ、それを有効活用できるよう取り組む旨の答弁がありました。

地区防災計画策定と自主防災組織の活動が、個別支援計画と表裏一体の関係になります。双方の計画策定が同時進行で進むよう働きかけ、促進を図っていただきたいと思います。

また、個別支援計画の策定は、危険エリアから、優先順位の高い方から順次、作成を進め、完成を目指していただくよう要望いたしまして、この件は終わります。

次に、本市の農業について答弁いただきました。

耕作放棄地、荒廃農地の発生は鳥獣被害の原因となり、雑草繁茂による害虫被害や周囲への迷惑、景観の悪化にもなります。

市長の諸般の報告でもありました、この6月、7月に新たに就任された農業委員と農地利用最適化推進員の方々の活躍と行動力、答弁いただいた発生防止や解消をよろしく願いいたします。特に、農地利用状況調査や意向調査等で把握する離農予定者や後継者不在の方に対し、農地バンクへの農地貸付け案内を進めていただきたいと思います。

次に、2点目の本市の農地中間管理機構の利活用状況について答弁いただきました。本市の農地バンクへの貸付けは、利用権設定された農地、農地の約3割とのことでした。あまり進ん

でないようです。周知活動の必要性を感じます。

現在、農業しておられる方がリタイアされる5年後、10年後の農業従事者はかなり少なくなると思います。次世代担い手に集約される農業を考えると、農地の機構への貸付けは急がねばならないと思います。

ただ現在、課題として挙げられた土地所有者の相続未登記の農地が多数あり、課題として挙げられた土地は利用権設定の停滞があるようですが、それでも、今後の農業を展望するとき、農地の集積・集約、大型化は必要です。条件のいいところから先に進め、農林課を中心に関係者で推進体制をつくり、農地中間管理機構の利活用と垂水の農業が取り残されないための取り組み強化を要望いたします。

次に、3点目の質問に入ります。

農業の担い手の経営形態や将来像はどう変わるかについて伺います。

現在は、小規模農家や兼業農家もまだ多くあります。このような現状の本市農業、農業の担い手への経営形態がやがて所有者の農地中間管理機構への農地貸付けが進み、農地が集約・集積されると農家数は減少いたします。担い手も法人化、企業算入、認定農家のグループ化などが進むと思います。また、ロボット利用やICT化等で省力化、大規模化が進むと、農業の姿も変わると思います。

本市の農業の将来像はどう変わるか。夢と希望に満ちた明るく、また、持続可能なビジョンが描けるのか、気にかかるところであります。その辺りを語っていただきたいと思います。

農林課長、本市の農業の将来像について伺います。

○農林課長（森 秀和） 農業担い手の経営形態や将来像はどう変わるのかにつきましてお答えいたします。

現在、農業経営形態の推移は、個人経営体が

できるとのことでございました。

さらに、県は今回、若い方や妊婦の方などで、ワクチン接種を希望する方に対し、早めのワクチン接種を促進するため、若年層や妊婦を対象とした新型コロナワクチンの大規模接種を実施するとのことでございます。

本市といたしましては、感染した妊婦の情報は、先ほども申し上げましたとおり、知り得ることができないことから、感染の有無に関係なく、妊婦への支援として、保健師や助産師が定期的に体調を確認しているところでございます。

また、8月23日付の厚生労働省からの通知に基づき、同月26日から、妊娠中の方やその配偶者等の方々へ、新型コロナワクチンの優先接種の相談を受け付けており、受付初日の26日に7名の方の相談があり、その接種相談と同時に、体調確認や不安等に対する相談に応じたところでございます。

また、感染に対する不安や、日頃、不安を感じている妊婦に対しましては、週1回は保健師や助産師が電話連絡を行い、相談に応じるようにしております。

さらに、感染拡大で外出を控える妊産婦や子育て世代の支援といたしまして、昨年10月から、子育て世代包括支援センターにおいて、スマートフォンやタブレット等から、オンラインやメールでの相談も、保健師や助産師等が対応しているところでございます。

また、市の委託事業、たるみず寄りそい心の相談において、24時間いつでも、どんなことでも相談できる、相談に対応できる体制を整えているところでございます。

今後も、市としてできる対応として、広報、母子手帳交付時や乳幼児健診時等での周知を行い、気軽に利用していただき、妊産婦や子育て中の保護者の方々の不安や悩みの解消に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 令和2年国勢調査速報値によると、人口ビジョンの推計よりも早く人口減が進んでいるが、その要因についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、平成27年10月に策定しました垂水市人口ビジョンでは、令和2年の将来人口として1万4,374人を掲げておりましたが、令和2年10月の国勢調査の速報値では1万4,000人を下回る結果となりました。全国の状況も、平成27年の国勢調査と比べ、約86万8,000人が減少しており、人口減少は全国的な傾向となっております。

自治体を維持・運営する上で、人口減少は地方交付税交付金の歳入にも大きく影響し、また、地域経済の縮小の要因となり、地域経済の縮小がさらに人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥ることが懸念されますことから、多くの自治体において、対策に取り組んでいるところでございます。

本市における近年の取組は、垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、移住・定住希望者に向けて、移住者の不安を解消するための相談窓口の整備や、移住・定住促進事業をはじめ、子育て世帯を支援するため、18歳までの子供に係る医療費の無料化や個人住宅のリフォーム工事の費用を助成し、定住を促進する取組のほか、民間活力による集合住宅の建設に対して、固定資産税の減免を実施し、住宅環境を整備する取組も進めてまいりました。これらの取組により、人口減少の加速化に一定の抑制が働いているものと考えております。

これまでの人口推移の分析において、数値としてお示しできる人口減少の緩和の要因としましては、平成8年に創設された垂水市定住促進条例により、平成10年には、社会動態として転入が上回り、潮彩町住宅団地の分譲等により、平成12年に中央地区において人口増となったほ

現在は、新規予約を中止しているとはいえ、その期間は、まん延防止等重点措置の適用期間、9月12日までの予定となっておりますことから、市民の方が利用できる会議室等の現在の状況と本市の分散業務との優先度等について検討が必要ではないかと思われまます。

また、市民館の会議室などの公共施設での分散勤務につきましては、その場所で行える業務の峻別、その業務に対応したシステムの配線等環境構築が必要でございます。そのようなことから、直ちに、市民館の会議室等を本庁舎の執務室として使うことは想定をしておりません。

現状では、先ほど答弁しましたとおり、職場内での感染拡大防止対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 なかなか難しいという御答弁だったかと思ひます。ただ、今回ですね、デルタ株が出たことによって、他の自治体ですね。先ほど、例に出ささせていただいた広島県の福山市においてはクラスターが発生をし、1つの課が、全体として自宅待機になってしまった。

今回、鹿児島県においても、まん延防止等重点措置が出て、他市町村でも感染が広がっていると。実際、本市においても職員の感染が出ている。その中において、実際に、職員の感染というものが現実味を帯びて出てきているかと思ひます。

なかなか難しいというところではなく、どうやって職員の健康を守っていくのかということが、最終的には市民サービスにつながるかと思うんです。そこに関しての具体的な手続というものを進めていただければと思うんですが、市長、ここについてのお考えとかがありましたら伺いさせていただきます。

○市長（尾脇雅弥） 当時の大災害の想定というのは、恐らく、コロナとかは入ってないと思うんですよね。台風でありましたり、地震とか

桜島爆発。今の現状においては、総務課長が申し上げたとおりなんですけれども、これからどうしていくのかということに関しては、森議員の指摘のことは重要なことでもありますので、ハード面、ソフト面含めて、何ができるのかをしっかりと協議した上で対応していきたいというふうに思っております。

○森 武一議員 今回の厚生労働省からの通達としては、密集というものに関しては、最低1メートル、できれば2メートルの間隔を取ってくださいというところが、その感染症対策として示されているかと思ひます。

業務継続計画においても、その間隔を保つ、とるということを掲げているというのであれば、そこに関してですね、できないのであれば、どういうところをして、この業務を継続していくのか。

何というんですかね、庁内において感染症が出て、クラスターが出てしまうと、御本人も大変だとは思いますが、やはり、迷惑をかかってくるなら、市民に関しての市民サービスというのが停滞してしまうというところも課題になってくるので、そこはしっかりと、前向きに検討していただければと思ひます。

○総務課長（和泉洋一） 議員からの御指摘は当然だと思ひております。

現状において、テレワークの推進についてというところが課題となっております。テレワークについては、なかなか市町村段階において導入が進まないという現状がございますが、その理由としまして、我々の業務というのは、窓口業務や相談業務が多いこと、また、多くの個人情報を扱いますので、書類であったり、データであったりというところは持ち出しが禁止となっております。その点、テレワークをする上で、庁内のネットワークにつなげないことが一番の課題となっております。

今般、地方公共団体情報システム機構、いわ

いうお話だと思うんですが、そのキャパをもってして、既存の宿泊施設をもってして、では、交流人口200万人、宿泊者数、延べ人数が200万人達成できるのかというところを、やはり、今後また議論させていただければと思ひまして、この質問は終わらせていただきたいと思います。

現状の公民館の位置づけに関しては、教育機関ということでの御答弁だったかと思ひます。ただ、公民館に関しては、教育機関以外のまちづくりであったりとか、様々な自主防であったりとかになっているというところがあるんですが、現状の公民館が担っている業務と現在の組織が合致しているのかについてお伺いさせていただければと思ひます。

○社会教育課長(米田昭嗣) 公民館が担っている業務と現在の組織が合致しているかにつきましてお答えいたします。

先ほど答弁いたしました、社会教育法に定められた目的を達成するための業務を地区公民館館長代理、地区公民館主事は行っており、地域のために御尽力いただいているところでございます。同様に、公民館組織も地域のために機能しているところでございます。

加えて、本市は9つの地区公民館を核として、地域づくりや伝統文化、芸能の継承など、それぞれの特色を生かした地域づくりを担っていただいているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 今の課長の御答弁は、教育機関以外の様々な業務を担っているという御答弁だったかと思ひます。

現在ですね、全国的にコミュニティ協議会とか地域運営協議会などの地域運営組織が立ち上がって、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも、地域運営組織の形成の促進を掲げ、交付金を設けるなど進めています。

鹿児島県も同様に、名称は違えど、地域運営組織の設立を進めています。来年ですね、館

長また主事、会計年度職員になります。その主事、館長ともに会計年度職員となることによって課題はないのか、お伺いさせていただきたいと思います。

○企画政策課長(二川隆志) それでは、会計年度任用職員の導入による地域づくりにおける課題はあるかについてお答えさせていただきます。

現在、地区公民館の館長代理及び主事の方々の臨時職員から会計年度任用職員の移行につきましては、令和2年度の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の執行により、令和2年度から主事が移行され、令和4年度から館長代理を館長としまして、会計年度任用職員へ移行される予定であるとのこととあります。

この会計年度任用職員への移行による地域づくりにおける課題としましては、地区公民館長や主事が会計年度任用職員で雇用されることで、地区公民館がコミュニティ組織として認められない可能性がありますことから、今後は、コミュニティ組織を対象とした補助事業や助成金が交付される助成事業を活用できなくなる可能性があるのではと危惧しているところでございます。

このようなことから、令和2年度以降、本市におけるコミュニティ組織として位置づけておりますそれぞれの地区の計画策定・推進委員会において、地域づくり計画策定や助成事業の申請を行っているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 今ですね、会計年度任用職員に移行することによって、コミュニティ助成金などの各種の助成金、お金が使えなくなるおそれがあるということだったと思うんですが、現状の、先ほど説明させていただいた地域運営組織、地域コミュニティ協議会等の設置をすることが必要なんじゃないかと思ひますが、その必要性の認識についてお伺いさせていただければ

と思います。

○企画政策課長（二川隆志） 今後、本市においても地域運営組織が必要ではないかにつきましてお答えいたします。

本市における地域運営組織の必要性ですが、現在のところ、地域運営の拠点は、地域づくりの拠点を含めて、地区公民館を中心に活動していただいております。

また、地域づくり計画策定や助成事業の申請を行う地域運営組織としては、地域振興計画策定・推進委員会を本市の地域コミュニティ組織として位置づけ、これまでも活動していただいているところでございます。

9地区の地区公民館の中には、現行の制度のままを望む地区もあると思われますことから、必要に応じて、それぞれの地域の実情や御意見をお聞きしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 これ最後にさせていただければと思います。

まちづくりの面からですね、コミュニティ助成金等はすごく使い勝手のいい助成金ですので、それが使えなくなるというのは、すごい課題が出てくると思いますので、その地域運営組織が、自分としてはあったほうが、今後のためになるのではないかと思いますので、そこを、地域の実情を踏まえた上で、しっかりと前向きに検討していただければと御要望させていただいて、終わらせていただきます。

○議長（川越信男） ここで暫時休憩いたします。次は、1時30分から再開します。

午後0時21分休憩

午後1時30分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、堀内貴志議員の質疑及び質問を許可いたします。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 皆様、お疲れさまです。垂水の稔り生む風の堀内貴志でございます。一昨日、東京2020、東京パラリンピックが13日間の戦いに幕を下ろしました。東京オリンピック同様に新型コロナウイルスの影響で1年延期となり、また、世界が新型コロナ感染症と戦う中で、さらには、開催地の東京では緊急事態宣言下という中で、原則、無観客の開催でありましたが、テレビやインターネットで配信される各種競技を通じて、世界の人々には多くの夢と感動を与えてくれたのではないかと思います。特にパラリンピックでは、それぞれの人生の中で障害者という苦難を乗り越えて必死にスポーツの世界に飛び込んで戦っている姿に、私自身、私たちにはもっとできることがあるのではないかというメッセージと勇気をもらったような気がしました。これからは、私自身、今、自分に何ができるかということをよく日々考えながら行動しようかと思います。

さて、早速ですが、一般質問に入りますが、今回の質問は、私にとりまして3期目、41回目の質問になります。関係各課の皆様は、本日も積極かつ明確な御答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

大きな1つ目は、コロナ禍におけるまん延防止等重点措置についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルスの感染症の第5波は、デルタ株が猛威を振るい、新規の感染者数も各都道府県において日々過去最多を更新するなど、8月20日は全国集計で最多の2万5,865人を記録したこともありましたが、連日1万人を超え、厳しい現状で推移しています。

この新型コロナ感染症ですが、目立つのは、感染者の数もそうですが新型コロナ感染症による死者数です。昨日9月6日現在で、全国で1万6,410人の人が亡くなっている現状です。無症状で退院される方が多くいらっしゃる中で、

過去1年で生理を経験した高校生以上の女子学生などを対象に行ったオンラインアンケート調査によると、我が国においても、5人に1人の若者が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した、ほかのもので代用しているなどの現状が明らかになりました。

その集計結果には、過去1年以内に金銭的理由による生理用品の入手に苦労したことがあるとの回答が20%、トイレットペーパーなど生理用品ではないものを使ったことがあるとの回答が27%、さらに、生理用品を交換する頻度を減らした経験がある人は37%に達したという切実な実情の数々が見られます。これは、コロナ禍による経済的な影響が広がっていること、また、それ以前から存在した男女間の賃金格差や女性の貧困率がコロナ禍によってさらに深刻化し、生活に必要な衛生用品にもかかわらず、購入できない事態が生じていると考えます。また、貧困だけでなく虐待やネグレクトにより、保護者から生理用品を買ってもらえない、家庭の事情により子供が保護者に相談できないなど、社会的課題と関連しているケースもあり、多くの取り組むべき課題が内包されていると考えます。

そこで、本市において、学校や市役所などで生理用品無償提供について伺います。

3問目は、コロナ禍における選挙対策について伺います。

皆様も御存じのとおり、衆議院議員の任期が10月21日で任期満了となります。当初は、報道等で衆議院議員解散総選挙が9月5日のパラリンピック閉会直後に臨時国会が召集され、9月前半解散、10月投開票の公算が有力ではないかという説が報道されておりましたが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が9月12日まで延長されておりますことから、その間は解散がないのではと感じておりました。あとは、どのタイミングで首相が伝家の宝刀である解散総選挙に踏み切られるかと考えておりましたが、9

月1日に菅総理自らが、新型コロナの現状を考えれば今の状況では解散できる状況ではないと解散時期の見送りについて明言され、さらに、9月3日は、突然、自民党総裁選挙への出馬を取りやめるとの意向を表明されました。衆議院議員総選挙のゆくえがどのようになるのか心配しておりますが、しかしながら、遅かれ早かれ、任期満了までには必ず選挙が行われるものと思っております。

さて、今回の衆議院議員総選挙ですが、これまでの選挙とは違いまして、コロナ禍での選挙になることは十分予想されます。現在も新型コロナウイルス感染症第5波の真っただ中にあり、しかも、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言も発令中であります。私はこれまでの感染状況をはるかに超える勢いで感染が広がっているのではないかと感じております。そのようなことから、選挙における新型コロナウイルス感染症対策は喫緊の課題とも言えます。

今の状況下の中で、仮に衆議院議員総選挙が行われた場合、到底、新型コロナウイルス感染症は終息しておりませんし、また、最悪の場合、緊急事態宣言が継続されたままの中での選挙も考えられます。今、政府は新型コロナウイルスワクチンの予防接種を迅速に進めておりますが、このまま順調に予防接種が実施されたとしても、64歳以下のワクチン接種を希望する方の接種が終わるまではどれだけかかるのか、見通しがつかない状況だとも言われておりますので、到底、衆議院議員総選挙までには間に合わないのではと思っております。このような状況では、市民の皆さんが不安を抱えながら投票に行かなければならないことが予想されることから、投票率の低下につながるのではと大変危惧しているところであります。

今回の総選挙は、私どもの思い、声を国政に届けていただくための代表を選び、国はもちろん、鹿児島県、この大隅、ひいては本市にとり

ようにしており、その中で、経済的支援が必要と判断された場合は、関係課と連携を図るようにはしております。

そのほか、24時間いつでもどんなことでも相談できるよう、たるみず寄りそい心の相談として、臨床心理士、精神保健士、心理カウンセラー、看護師等の有資格者が対応できる相談体制を委託し、女性に限らず、子供から高齢者まで相談しやすい環境づくりに努めているところでございます。

そのような中、経済的困難の相談は、本年4月から8月までに3件、延べで申し上げますと10件の相談があり、そのうち女性からは1件の延べ3件の相談があったところです。

今後も女性をはじめ、市民の方々が相談しやすい、利用しやすいよう、あらゆる場で、方法等で幅広く周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 最後に、市長に改めてコロナ禍における女性の負担軽減について伺います。

○市長(尾脇雅弥) コロナ禍における女性の負担軽減について、私の思いをとということでございますので述べさせていただきます。

この生理の貧困問題は、経済的な理由で生理用品が購入できない女性がいるという単なる問題ではなくて、その生理の貧困にある女性の皆さんの背景や事情をしっかりと捉え、丁寧に向き合い、きめ細かい寄り添った支援が必要だというふうに考えております。

この生理の貧困問題につきましては、新聞報道等がなされる前から重要な課題であると認識をしており、今回、女性の健康や尊厳に関わる重要な問題として事業化の検討を指示したところでございます。

事業の構築に当たりましては、池田議員にいただきました要望書や公明党鹿児島県本部女性局垂水地区の皆様から頂きました要望書の内容

をはじめ、新日本婦人の会からいただきました要望も参考にさせていただき、また、女性職員の意見を聞きながら、事業の各種取組の具体化を行ったところでございます。

今回、実施いたします生理の貧困への支援策につきましても、先ほどそれぞれの担当課長が答弁した通りでございます。近年、社会情勢は人口減少で少子高齢化、育児や介護、就労をめぐる問題等が深刻化しており、全ての人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する社会の実現が喫緊の課題となっております。

また、世界各国で取組が推進されておりますSDGsにおいても、男女平等に対する支援等に向けた取組が積極的に進められております。新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、経済や生活に対する様々な対策を行うに当たって、女性の皆さんに最大限配慮しつつ取り組む必要があると考えております。

今後とも、私の公約であります元気な垂水づくりの実現のため、安心・安全、産業振興、子育て支援の3つの挑戦にしっかりと取り組み、誰もが安心して暮らすことができる社会、誰もが輝く社会づくりの実現に向け、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 ありがとうございます。

3問目のコロナ禍における選挙対策、投票率低下を防ぐための対策についてであります。2回目の質問は要望といたします。

選挙管理委員会の対策をお聞きしまして、気持ち的には安堵したところであります。これ以上の対策は、予算の関係もありますので大変厳しいものがあるのではないかと思います。あわよくば、新型コロナが収束していればと考えますが、現在の状況を勘案いたしますと無理なような気がいたします。

これまでの本市の新型コロナウイルスワクチン接種の状況を見ますと、ワクチン不足も心配

地震に対して、倒壊、崩壊の危険性が低いに分類されていくことになります。ということは、補強をすれば新耐震基準が変わらない限り耐震基準は満たしているのですから、使い続けられるという解釈でよいのか、総括監に伺います。

市民への広報と説明について。市民の皆さんには、外部検討委員会の役割や議会の庁舎整備検討特別委員会の在り方等について理解をしていただく必要があります。調査研究委託の件や外部検討委員会の活動状況、これを受けての庁舎整備検討特別委員会の議論の様子などについては、しっかり広報し、誤解のないように説明しなければなりません。広報について計画があるのか課長に伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○保健課長（草野浩一） 発熱などの症状が出てからの検査、陽性判明、療養先決定に至るまでの流れにつきましてお答えいたします。

初めに、発熱などの症状がある場合の医療機関受診方法について御説明申し上げます。

かかりつけ医がいる場合は、まずはかかりつけ医に電話連絡をし、指定された時間に受診していただくこととなります。かかりつけ医がいない場合は、鹿屋保健所の受診相談センターへ電話連絡していただき、夜間、休日、祝日の場合は、電話相談医療機関である池田温泉クリニックに電話相談をし、指定された医療機関にて受診していただくこととなります。

その医療機関を受診した結果、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、検査が必要と判断された場合には、行政検査として検査を行い、検査の結果、陽性が判明した場合には、検査医療機関等から所轄の保健所へ報告されることとなります。

陽性者への対応は保健所が行うこととなるため、保健所が陽性者と連絡を取りながら療養先を決定することとなります。

なお、陽性者が確認された場合には、本市に伝えられる情報は、県が発表する情報と同様、陽性者の年代、性別、濃厚接触者数のみであり、陽性者本人の同意がない限りは、氏名などの詳しい個人情報を得ることはできないところです。以上でございます。

続きまして、自宅待機者が増加した場合の医療体制につきましてお答えいたします。

鹿児島県は、先月27日新型コロナウイルス感染症対策の強化として6つの対策を発表したところです。この対策において、医療提供体制の充実としまして、病床のさらなる増床や宿泊療養施設の確保、効果的運用を行うことが示されました。

また、中間治療施設を確保するとともに、症状が安定している方々等に対しましては、健康観察機能を持ったコールセンターに業務を一部委託して強化を図る対策を行っているとのことでございます。

このように、県においては感染拡大を見据えた新たな対策が打ち出されたところであり、本市におきましても、所轄保健所と連携を図りながら、今後も市としてできる対応をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） プレミアム付商品券事業につきましてお答えいたします。

今年度6月に販売いたしましたプレミアム付商品券の販売期間が6月から8月であり、現在、商工会におきまして、事業者からの商品券を換金しているところであり、事業終了していない状況でございます。

また、ほかの経済対策事業につきましても、現在、実施中でありますことや本議会において予算計上しております誘客促進事業など、今後の新型コロナウイルス感染状況を踏まえて実施することから、事業の進捗状況によりプレミアム付商品券につきまして、改めて検討したいと考えてお

ります。

以上でございます。

続きまして、刀剣山の現状につきましてお答えいたします。

刀剣山は、標高685メートルの花崗岩の白い岩肌をむき出しにした岩石が連なり、荒々しい岩肌が特徴的な山であり、急な箇所には、はしご、ロープが設置されるなど、自然を満喫できる登山が楽しめ、山頂からは、桜島・錦江湾・高隈連山を見渡すことができ、登山愛好家に親しまれております。

登山状況につきましては、国有林へ入林する場においては届出書を提出する必要がありますが、登山目的で入林する場合は、届出が必要でないことから、正確な人数を把握することはできませんが、登山ガイドとして案内されておられる垂水山岳会の情報によりますと、令和2年5月以降は、5グループ、約40人の登山客がおられるようでございます。

また、刀剣山への登山ルートにつきましては、旧キャンプ場からの入山ルートが台風災害などの影響により、現在、通行できない状況でありますことから、内ノ野大橋からの入山ルートを利用されているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） 小・中学校の分散登校、オンライン授業につきましてお答えいたします。

議員御指摘の対応先の1つとして、鹿児島市や霧島市が現在行っている時差登校がございました。これは、学年ごとにグループを分け、登校時間をずらし、通学時の交通機関や通学路、学校の玄関での密を避けるものとなっております。

しかしながら、学校内では学級の子数はそのままとなり、教室での密は避けられません。学校に余裕教室がない場合、学級の子数を半分に分けて授業を行うことが難しく、午後の登校についても、午前中の子供の居場所確保の問題も

あり、登校時間を30分程度ずらした対応が現実的には多いと伺っております。

次に、分散登校ですが、児童生徒を複数のグループに分けた上で、それぞれが限られた時間、日において登校する方法とされております。この方法では、登校する児童生徒数を減らすことができますことから、登校していない学年の教室を活用し、学級を分割して授業を行うことも可能となり、校内での密を避けることができるものでございます。

しかしながら、登校しない時間や日が生まれるため、事業時数が減り、家庭学習の支援とともに学習の遅れ等への対応が必要となるところでございます。

本市の場合、各学校の児童生徒数を考慮しますと、このような対応が必要になるのは、垂水小学校と垂水中央中学校の2校と考えております。時差登校や分散登校の実施に当たっては、その実施方法も含め、具体的な検討を始めたところでございます。

最後に、オンライン授業につきましては、児童生徒全員が自宅からGIGA端末等を利用してオンラインで授業を受けることが考えられますが、残念ながら、全ての家庭にオンライン環境が整っていない現状では実現は難しいと考えております。

そこで、国も時差登校や分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組むこととしていることから、本市におきましても、感染状況によっては、学校に登校して授業を受ける対面授業と家庭からオンラインで授業を受けるオンライン授業を組み合わせたハイブリッド授業についても、実施の検討を指示しているところでございます。

以上でございます。

引き続き、学校での抗体検査キットの使用方法につきましてお答えいたします。

れだけ親の感覚も一週間で変わってくるわけです。

私は、夏休みが始まる前に、教育長、どんな判断をされるのか。例えば薩摩川内は確かに感染があったからそれをしたと。だけど、素人考えで、うちちょっと10日ばかり遅らせてやれと。そしたら、ほかのところは学校が始まってからの動向を見て、いいんじゃないかという、そういう感覚、そういう判断、そういうことは考えられなかったのかと。それを教育長にちょっと聞きたい。

○教育長（坂元裕人） ありがとうございます。

判断の理由、根拠ですけれども、まず最初に、校長会、教頭会に、教職員、児童生徒の健康状況について、出校日、8月8日以降ずっと追いかけてくれと、そこの把握をしっかりとしてくれということは1点目でした。

2点目は、市内の子供たちの感染状況を見たときにいけるのかということ。3点目は、大隅管内の教育長様方と連絡を取り合って、ちょっと鹿屋は厳しかったんですけれども、学年を止めるという形でスタートされたんですけれども、それでも、なお3年生だけでもやるということで、そういう方向性でした。それが3点目です。

4点目は、国の方針です。新型コロナの感染状況が限定的であれば、それは必ずしも学校を止めるとかいうものではないと、その実態に応じて判断していいと。つまり、学びの保障、学びを前に進めるという考え方。そして、私がやっぱり大事にしたかったのは、学校はやっぱり子供にとって居場所なんです。この5点をもって、市長のところにご相談にまいりました。そして、最終的に市長と相談の上で決定をしたという、そういう背景理由がございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 分かりました。素人考えで、ちょっとそういうことを考えられなかったのかと思って質問をしたわけです。

その点について、親御さんも一週間たったら登校させないという人が1人、1人いなかったということで、教育長以下、市長も感染対策に本当に努力されて、安心・安全だということでそういうふうになってきたんだろうと思いますから、これからも頑張ってください。心配はしませんが。

これについては終わります。

経済対策ですけど、水産商工観光課長。森山先生から、自民党所属の議員だろうと思うけど、市長にも来ていると思うんですけど、今般、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加交付することになりましたと。それが1,653万5,000円だと来ているわけです。これが8月19日付だ。私、1,600万円が、これは追加だからあれだとは思いますが、プレミアム商品券でも何でも補正につけてくれなかったのかというのがあるわけです。まず、一旦ここは課長の答弁を聞きたい。

○水産商工観光課長（大山 昭） 地方創生臨時交付金の追加交付につきましてお答えいたします。

地方創生臨時交付金につきましては、交付対象事業は感染拡大の影響を受けている事業者に対する支援となりますので、プレミアム付商品券事業には充当できないこととなっております。

しかしながら、本年度実施しております持続化給付金事業の事業者を支援する事業に充当可能となりますことから、事業への充当先を調整することにより、プレミアム付商品券事業に財源として活用することが可能となります。

以上でございます。

○池山節夫議員 ということですか。追加のこの金額、そんなに多いわけじゃないからできないと思うんですけど、私、ここから先は市長に伺いたい。

今、新型コロナのせいでも時短営業をしたり、相当大変だと思う。食べ物屋さんも、商売して

って耐震診断をしたあと、ほっぽって、新庁舎建設に突っ走るなんてそんなことは考えられないと思うけど、市長、どうですか。

○市長（尾脇雅弥） 私の見解ということでございますけれども、今、池山議員のお考えをお聞きをいたしましたけれども、基本的な認識としては同じでございます。

庁舎の問題というのは、財政や行政運営、防災対策、まちづくりなど多岐に影響がありますので、市民の皆様におかれましても関心が高く、また、多様なお考えをおもちであるというふうに思っております。

このような中、建築の専門家3名、防災の専門家を1名、自治の専門家を1名、関係機関の代表10名、公募委員5名としたより専門性を高めた庁舎等のあり方検討委員会、外部検討委員会を設置させていただいたわけでございます。また、議会に置かれても、特別委員会を設置いただいております。これから先も非常に難しい課題の解決に向けて取り組んでいかなければならないと考えております。

池山議員が指摘されました大きくは財政の問題と期間の問題の2つの大きな課題というものがある中で、まずは耐震診断の結果を受けて、外部検討委員会や庁舎整備検討特別委員会での議論を踏まえた上で、現庁舎への対応を整理する必要があるというふうに考えております。

○池山節夫議員 ちょっと回るね。この2つを、今、調査委託をしていますけど、向こうのC案だった、あの建設をしようとしたところは、もう市長が作らないと言ったからと、この場所と現庁舎のところと市民館跡地を候補地とするのが決まったわけでもないですよ。この2つに作るというのを決めたわけでもない。まだ何も決まっていない。ただ、これを調査するだけなんだ。ほかに更地でいいところがあれば、また候補地が出てくるんだろうけど、それは今から検討をして決めるわけですか。そうだよな。もう

1回。

○企画政策課長（二川隆志） 議員がおっしゃるとおりでございます。

○池山節夫議員 そういうことですから、我々も慎重に、議会の特別委員会を設置しましたが、その辺のことをしっかり把握をして、外部検討委員会にどんな資料が出た、外部検討委員会ではどんな議論をされた、それを受けての議論をしながら、場所をまた検討するということに入っていかないといけない。まず、この2つの場所を決めたわけでもないし、新庁舎を作ると決まったわけでもない。財源的なものもある。

私は昨年の9月議会でも、長濱前副市長のことを言いましたけど、前の長濱副市長は、白紙になったときに、さあ庁舎を作りましょうと言った、平成24年当時と現在と同じ白紙だけけど、状況は全然違うんですと言われた。何が違う。財政問題だと。財源の見通しが立ちませんと言われた。そりゃそうだろう。10億円近い地方交付税、そういう措置があるのをいらぬと言って反対をされたわけだ。こういう23億円でできるんだと。私は、こういうことを言われたおかげで、市民の皆さんはある程度誤解をされた方もいると。昨年9月議会でも言いましたけど、私はそう思っているんです。

財源の見通しが立たないというところに、財源の見通しを立てるには、年に1億円ずつ積み立てても10億円の交付税措置があったものをためるには10年かかります。10年かかるんだ。1億円ずつみんなで辛抱してためても。何か意見がありますか。財源のめどが立たないというのはこういうことなんだけど、誰に聞こうかな。副市長、財源のめど、どうします。今の分かる範囲でいいです。

○副市長（益山純徳） 今、池山議員から財源の確保についての質問がありました。

以前については、議員おっしゃるとおり、有利な起債等がございまして、財源の見通しが立

令和 3 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 令和 3 年 9 月 8 日

本会議第3号(9月8日)(水曜)

出席議員 13名

1番	新原 勇	9番	持留 良一
2番	森 武一	10番	北方 貞明
3番	前田 隆	11番	池山 節夫
4番	池田 みずず	12番	徳留 邦治
5番	梅木 勇	13番	篠原 静則
6番	堀内 貴志	14番	川畑 三郎
7番	川越 信男		

欠席議員 1名

8番	感王寺 耕造
----	--------

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	紺屋 昭男
副市長	益山 純徳	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
企画政策課長	二川 隆志	農業委員会	
庁舎建設総括監	園田 昌幸	事務局長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橘 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	松尾 智信	会計課長	港 耕作
併任		監査事務局長	福島 哲朗
選挙管理		消防長	後迫 浩一郎
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	野村 宏治
保健課長	草野 浩一	学校教育課長	今井 誠
福祉課長	篠原 彰治	社会教育課長	米田 昭嗣
水産商工	大山 昭	兼務	
観光課長		国体推進課長	

議会議務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	瀬脇 恵寿
		書記	末松 博昭

令和3年9月8日午前9時30分開議

△開 議

○議長（川越信男） おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（川越信男） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行します。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、5番、梅木勇議員の質問を許可します。

[梅木 勇議員登壇]

○梅木 勇議員 おはようございます。2日目、1番目の登壇となりました。よろしく願いたします。

新型コロナウイルスの影響で1年延期され、また緊急事態宣言下で行われた57年ぶり二度目となる第52回夏季オリンピック東京大会は、7月23日開会し、8月8日、17日間の熱戦に幕を下ろし、日本は金メダル27個、銀メダル14個、銅メダル17個、合計58個を獲得し、史上最多となりました。オリンピックに続き、第16回夏季パラリンピック東京大会が、原則無観客の下、8月24日開会、開幕し、9月5日、13日間の熱戦に幕を下ろしました。世界中から約4,400人が参加し、日本は金メダル13個、銀メダル15個、銅メダル23個、合計51個で史上2位のメダルを獲得しました。熱戦を繰り広げたアスリートの皆さん方に拍手を送ります。

一方、新型コロナウイルス感染が急拡大し、鹿児島県でも8月17日には最多の245人となり、18日には「まん延防止等重点措置」適用決定を受け、鹿児島市、霧島市、姶良市が対策を強化

する区域に指定されました。

本市でも感染者が続発し、これまで感染者数が102人となっていることは皆さん御承知のとおりであります。これからも、徹底した、感染予防の生活様式に努めなければなりません。

9月となり、周辺では田んぼの水稻に出穂が始まり、ヒガンバナも咲き出し、季節は夏から次第に秋へと変わっていく今日この頃となりましたが、秋の豊かな実りを願うところでもあります。

それでは、議長の許可を頂きましたので、さきに通告しておりました質問に入らせていただきますので御答弁よろしく願いたします。

まず、1問目。有害鳥獣対策について質問いたします。

農産物の食料を生産する農業農家にとっては、鳥獣による農作物への被害や農地のほじくり、畦畔のほじくり被害が繰り返し発生している状況に、農家は困惑し、憂慮していますが、私の少年・青年時代は、畑などに行っても猿やイノシシなどは全く見ることはなく、また農作物や農地への被害もなく、このような動物を見なければ動物園に行かなければ見ることはありませんでした。

近年の農村地域では猿の群れやイノシシ、アナグマなどを頻繁に見たり遭遇するようになりましたが、このようなことは、本市だけではなく、全国的状況であることは皆さん御承知のとおりであります。

対策としては、「寄せつけない」、「追っ払い」、「捕獲」の3つを基本に方策がなされていますが、事業としては、国のワイヤメッシュと電柵のセットとなった実践事業や、本市単独事業の電気柵設置の有害鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金事業があります。

捕獲については、猟友会に頼って猟友会に担っていただいているが、国の緊急捕獲活動支援事業と市の有害鳥獣捕獲事業による鳥獣の種類

ごとに補助がなされているところですが、被害と捕獲の状況について、これまでの推移をお聞かせください。

2問目に、桜島・錦江湾ジオパークについて質問いたします。

桜島・錦江湾ジオパークは、令和3年2月5日、鹿児島市に垂水市、姶良市を含めたエリア拡大により日本ジオパーク委員会に認定されましたが、それに伴い3月議会で、認定箇所と効果についてどのように認定箇所の広報、知名度の向上、活性化につなげていくかなどについて質問をいたしました。

答弁は、認定箇所は、ジオサイトとして猿ヶ城溪谷ほか2か所、自然サイトとして高峠つつじヶ丘公園ほか1か所、文化サイトとして昇平丸モニュメントほか5か所、ビュースポットとして道の駅たるみず、道の駅たるみずはまびら、荒崎パーキングの3か所、拠点・関連施設として森の駅たるみずが指定され、認定の効果としては、

桜島や錦江湾、その他の見どころが追加されることにより、ジオのストーリーが広がったことで、回遊性の向上や滞在時間の増加による経済効果が見込まれると考えております。特に本市では、キャニオニングやマリンスポーツ等の体験プログラムを活かしたツーリズム、各ジオサイトの看板設置やジオ資源パトロールによる地域資源の保全活動が推進され、観光や教育、環境保全や防災等、多岐にわたる発展が期待されると考えているところでございます。

広報については、3月にマスコミキャラバンによりPR並びにラジオを活用したCMを実施する予定としており、また、認定記念ポスターやミニのぼりを作成し、3市の観光施設へ配布するなど、県内外に広く周知をしていきたいと考えているところでございます。

令和3年度におきましては、拡大エリアを含めた全体看板整備やガイドマップを作成し、ホームページやSNSでの情報発信を通じて、桜島・錦江湾ジオパーク及び垂水市の魅力をPRしてまいります。

次に、活性化でございますが、具体的にはまずジオツーリズムにつきましては、拡大エリア等を巡るツアーの造成、3市において市職員や市民向けの講座セミナーなどの実施、認定ジオガイドのスキルアップ講座やガイド活動支援など計画しており、3月14日には森の駅たるみずにおきまして、地形地質についてのジオカフェを開催することとなっております。

学校教育では、3市の小学6年生へ大地のつくりと変化についての副読本の配布や中学生向けに地域資源の素材集など作成し、幅広く知っていただくような計画を盛り込んでおり、防災に関する取組といたしましては、桜島に関する情報発信や桜島火山爆発総合防災訓練への参加。保全に関する取組といたしましては、ジオ資源保全計画の改訂、ジオ資源パトロール、ジオ資源保全会議の開催などが計画されております。

なお、情報発信につきましては、ガイドマップ外国語版の作成やエリア拡大に伴うホームページのリニューアル、SNSなどにより新たな桜島・錦江湾ジオパークとして、3市で連携しながら魅力的な地域づくりに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

と答弁されていますが、広報周知、認識の向上、ガイドの養成、また活性化につなげてゆく多様な取組が考えられ、計画されておりますが、これまでの取組状況をお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○農林課長（森 秀和） おはようございます。被害と捕獲状況につきましてお答えいたします。

令和2年度と平成28年度を比較し、捕獲頭数と被害額を御説明いたします。

有害鳥獣捕獲数は、5年前と比較してイノシシが215頭減少しておりますが、猿32頭、タヌキ3頭、アナグマ45頭、カラス31羽、ヒヨドリ3羽と、捕獲数が伸びております。

次に、被害額でございますが、平成28年度289万7,000円に対し令和2年度は336万3,000円と増加しております。ドバトによる被害がなくなったものの、イノシシ、猿、アナグマ、カラス、ヒヨドリの被害が増加しております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） おはようございます。桜島・錦江湾ジオパークの認定後の取組につきましてお答えいたします。

まず、令和2年度につきましては、3月14日に森の駅たるみずにおいて、鹿児島大学名誉教授の大木先生を講師に招き、語り継ぎたい垂水のジオ、と題したジオ講座を実施し、垂水のジオの魅力について分かりやすい説明をしていただくなど、参加された方々は楽しみながら垂水市のジオについて理解を深められたのではないかと思います。

次に、令和3年度につきましては、7月から8月にかけて市内小学生のスケッチコンクールの開催や、市内小学6年生への桜島・錦江湾ジオパーク副読本の配付により、児童の皆さんへジオを身近に感じてもらう取組を実施しており、3市のジオサイトや体験プログラムを反映させたりリニューアルガイドマップを作成し関連施設に配付するなど、多くの人への周知を図っているところでございます。

また、7月から11月まで、県内在住者を対象としたスタンプラリーの実施や、桜島・錦江湾ジオパーク推進協議会ホームページ並びに市ホームページ、水産商工観光課フェイスブックにおいてジオパークのイベントやお知らせなどの情報発信を行っているところであり、3市の

ジオサイトを直接見て感じてもらいたいと考えているところでございます。

10月以降には、3市統一したジオパーク全体の説明看板を森の駅たるみず設置する予定であり、さらにジオパークへの関心を高めるために、本市のジオサイトを巡るツアー、ジオ資源パトロール、ジオ講座などを実施する予定でございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

それでは、一問一答式でお願いいたします。

有害鳥獣対策について、1回目被害と捕獲について答弁を頂きましたが、令和2年度と5年前の平成28年度を比較した答弁がありました。捕獲について令和2年度はイノシシが200頭余り減少しており、他の猿やアナグマなどは増加しているようです。被害額については、大きい数字ではありませんが、垂水市で確認されているイノシシ、猿、アナグマ、カラス、ヒヨドリの全てが増えているようであります。

ここで気になるのが、イノシシの捕獲数が200頭余りも減少しております。被害額は増えているところですが、イノシシの捕獲数が減少した要因は何なのかお聞かせください。

○農林課長（森 秀和） その要因につきましてお答えいたします。

イノシシ捕獲数の減少につきましては、捕獲活動ができていないわけではなく、猟友会会員によると「見なくなった」という声が多数あり、絶対数が減っているのではないかと推測されております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいま、絶対数が減っているのではないのではとの推測でありますということですが、私の周りでは、毎年、同じ周辺の農地が繰り返しほじくり返されているのをあちこちで見ると、絶対数が減少しているだろうかと思うところです。そのようなことから、

この捕獲と被害額については、意外な状況というふうには受け止めているところです。

次に、猟友会についてであります。先ほどの捕獲頭数実績は、全て、猟友会の捕獲活動によるものと認識し、感謝しているところですが、本市の猟友会員数、年齢構成など、5年前と比較して、お聞かせください。

○農林課長（森 秀和） 猟友会員につきましてお答えいたします。

令和3年4月1日現在、有害鳥獣捕獲従事者として45名が活動されておりますが、うち女性が2名となっております。5年前と比較しますと、メンバーの入替えはございますが5名増え、平均年齢は若返っております。

わな猟43名、散弾銃、ライフル銃、空気銃が扱える第1種銃猟で18名が免許を取得されており、わな・銃の重複所持者は16名となっております。

農林課では、免許取得の狩猟免許補助金、及び有害鳥獣捕獲に従事されております猟友会員の手数料等の費用を助成するなど、人員確保に努めております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいま、令和3年4月1日現在の有害鳥獣捕獲従事者が45名で、うち女性が2名で、5年前と比べ5名が増え、平均年齢は若返っているというような答弁でございましたけれども、私が頂いた手元の資料では、合計で45名に変わりありませんが、年齢構成では20代から60代までが25名で56%、高齢者である70代から90代までが20名で45%となっております。

平成28年度では20代から60代までが28名の70%、高齢者の70代から90代までが12名で30%となり、5年前と比較すると20代から60代までが14%減少し、高齢者の70代から90代までが15%増加しており、45名のうちの約半数が高齢者で、「若返っている」と言われたが、逆に、猟友会においても高齢化が進んでいると言える

のではないだろうかと思っているところです。

次に、耕作放棄地についてでございますが、農業者の高齢化が進み、新規就農者が少ない中、耕作されない農地が年々増えていく、いわゆる耕作放棄地が増えて、憂慮すべき状況にあると思われま。

農業委員会では、本会議の初日、市長の諸般の報告でもありましたように、平成26年度から毎年、耕作放棄地の解消に取り組み、今年中は俣地区の667平方メートルにトウモロコシを作付され、耕作放棄地を解消され、有害鳥獣害対策にもつながることであり、これまで12筆、7,632平方メートルを解消したと報告がありましたが、耕作放棄地の状況を5年前と比較してお聞かせください。

○農林課長（森 秀和） 耕作放棄地につきましてお答えいたします。

耕作放棄地とは、5年に一度調査が行われる農林業センサスで定義されている用語で、農家の耕作の意思の調査となります。現在、農林業センサスでは耕作放棄地の調査項目がないことから、農業委員が状況を見て判断した荒廃農地で御説明させていただきたいと思っております。

まず、市内の農地面積は、平成28年度が2,050ヘクタールに対し令和2年度は72ヘクタール減の1,978ヘクタールとなっております。

次に、荒廃農地ですが、平成28年度が1,021ヘクタールに対し令和2年度は47ヘクタール減の974ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

ただいまの答弁では、数字的には5年前と若干減少しているようであります。しかし、農林課から頂いた私の資料では、遊休農地の推移によると、平成28年度からになってはいますが、農地面積に対する遊休農地、これは再生可能と再生困難を合わせた数字であります。遊休農地が毎年50%ほどで推移しており、既に垂水市の

農地の半分は耕作放棄地になっているということになります。

これからますます高齢化が予想され、また確実に進み、耕作放棄地が拡大するであろうと思われ、農産物の生産が減少し、国内自給率にも影響し、獣のすみかが増大していく現状をどのように考えられるか、お聞かせください。

○農林課長（森 秀和） 荒廃農地の状況をどのように思っているかにつきましてお答えいたします。

本市において荒廃農地の割合は、議員仰せのとおり約50%横ばいで推移できているものの、今後、高齢世代がリタイアし、農地など経営資源や農業技術が適切に継承されず、農業生産基盤が一層脆弱化するのではないかと心配しております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

現在、有害鳥獣対策として、国のワイヤメッシュと電気柵のセットになった実践事業、本市単独事業の電気柵設置に対する補助事業、捕獲関連については狩猟免許取得費用及び狩猟者年会費の支援、捕獲については国と市により鳥獣の種類ごとに補助がなされています。

また、鳥獣のすみかともなる荒廃農地の再生事業補助金の施策も行われておりますが、これまで聞きました被害と捕獲数は、被害額が増えており、捕獲数については、イノシシが大きく減少しているが、猿などほかは全て増えています。

猟友会については、5名ほど増えています。年齢構成では70歳代以上が45%となり、約半数が高齢者で、高齢化が進んでいるようです。

耕作放棄地については、農地面積も減少し、荒廃農地も減少しているとのことですが、先ほども言いましたように、農地面積の半分は既に、耕作放棄地となっています。

このような状況からすれば、各種施策が行わ

れてはいるが、効果・成果が先細りしていくのではと思われます。

そこで、これまでの施策を強化したり、新たな対策や施策を考える必要性を感じますが、有害鳥獣対策を高める方策などの思いをお聞かせいただけたらと思います。

○農林課長（森 秀和） どのような取組が必要であるかにかんづきましてお答えいたします。

荒廃農地の増加は、食料自給率の低下のほか、イノシシ、猿などの有害鳥獣のすみかになるなど、農地の役割の損失や農村景観への悪影響を及ぼすなど、全国的な対策が求められております。

農業の基盤である農地を確保していくためには、担い手の確保を重点課題と掲げ、令和2年度に垂水市農業創生未来会議を設置しております。経営規模の大小や家族経営、組織経営といった経営形態に関わらず、個々の経営体の所得向上のため、生産性や付加価値の向上などに意欲的にチャレンジする農業者を後押しする施策に努めているところでございます。

新規就農者の相談には、親切、丁寧に対応し、根気よく担い手の確保に努めておりますが、市単独の荒廃農地再生事業を活用して規模拡大している農業経営体もあり、過去5年間の荒廃農地の再生面積は11ヘクタールとなっております。

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による地域集落における農地利用の話し合いの促進や共同利用の支援、農地中間管理事業による農地の集積や集約化の促進、基盤整備の効果的な活用等による荒廃農地の発生防止・解消に、引き続き取り組んでまいります。

鳥獣害対策につきましては、有害鳥獣捕獲員の保持のため、経費の助成を拡充しておりますが、さらなる効果を上げていく上で、地域が一体となった取組が必要であると思っております。

また、猟友会や地域の意見を参考に、荒廃農

地の削減、有害鳥獣被害を抑制するような方策を模索していきたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。ただいま有害鳥獣対策等を含めた農林課長の思いをお聞きして、ありがとうございました。

ただいま述べていただいた思いを、前進、実現するためには、1自治体ではなかなかできるものではないと思っております。今回、私の質問には、肝付町・木村實馬町議会議員より、大隅管内4市5町は連携する必要があるとして4市5町全ての議会に質問の要請を行われ、私にも依頼があり、連携する必要性があると思ひ、質問したところです。

届いた肝付町議会で木村議員が質問される質問趣旨を、ちょっと披露してみたいと思っております。

昨今の鳥獣被害は年々増大し、全国同様に危惧される問題だと認識している。被害対策については基本的に個々では対応し、鳥獣の捕獲等は猟友会等に担ってもらっているのが現状である。担い手の中心である猟友会や就農者の高齢化に伴い特に中山間地域等においては、耕作放棄地が増大することで鳥獣被害が増え、就農意欲の低下に拍車がかかり自給率の低下を招いている。現在自治体で実施できる有害鳥獣対策で今後農地を保全し、農業を振興するには限界がある。現況を踏まえ、被害を最小限にとどめる施策、耕作放棄地改善事業等を地方自治体が柔軟に取り組めるよう、国策として抜本的な施策の見直しが必要ではないかと考え、本町が中心になり問題提起し、他市町村と連携して、国・県等に制度の見直しを提言すべき時期に来ていると考えている。

となっております。

私もこのような趣旨に同感であります、先

ほどの課長の思いなどを前進、実現するためには、木村議員が述べておられるように、同じ課題を他市町と共有、連携し、国などへ政策の見直し等を提言し、実現に取り組んでいくべきだと考えますが、市長に、答弁をお願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 答弁いたします。

今、木村議員のお話をされました。よく存じ上げておりますし、農業中心にですね、頑張っておられるというふうに理解をしております。

全市的な連携、4市5町からということでもありますけれども、非常に大事なことだというふうに思います。全国的に、高齢化、担い手の減少に伴う農地の減少及び荒廃農地化が懸念されておりますが、有害鳥獣による農作物の被害軽減は、農家の思いであり、私も同じ思いであります。せっかく手塩にかけて育てた農作物が、収穫間近にですね、鳥獣の被害に遭うということは、胸の痛い思いだというふうに思います。

先ほどありました趣旨を受けながら、また先進事例の施策があると思っておりますので、その辺を、今御提言頂いた連携の中で、模索をしながら、必要に応じた予算措置ということを進めてまいりたいというふうに思います。

有害鳥獣の捕獲、対策等につきましては、これまで県市長会を通じて、県に対し広域での取組を推進するように要望をしているところでございますが、引き続き、有害鳥獣被害が軽減されるように、議会ともさらに連携をしながらですね、広域的に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。非常に前向きな答弁を頂きまして、ありがとうございました。今回を機に他市町と連携され、地方自治体の声の実現できますように、ますますの御尽力をお願いいたします。

次に、桜島・錦江湾ジオパークについて質問いたします。

1回目の答弁では、認定がされ、また令和3年度になりましてからもまだ6か月が過ぎただけですので、まあそれなりの計画のほうが多いのかなというように受け止めたところです。

そこでですね、認定を受けたことが南日本新聞の一面トップ記事で掲載され、大きな出来事でありましたことから、早速ホームページ等で掲載されるのではと思っておりましたが、最近までジオパークの掲載はホームページにはどこにも見当たりませんでした。つい先日掲載されております。広報誌では、3月号の11ページに、8月号では猿ヶ城溪谷を主体とした特集が掲載されておりました。

また、各認定箇所を見ても看板設置は、先ほどもありましたが、10月だったですか、森の駅に設置したいということでしたが、まだ、見かけません。

先日、牛根の道の駅の昇平丸のモニュメントに行ってみましたら、5名の女性の方々が真っすぐモニュメントに来られて、開口一番、「マストの帆が破れている」と言われましたので、話しかけてみたら、観光バス会社のガイドさんの研修だということでありましたので、大いに、案内・宣伝をしていただくように、お願いをしました。

認定になってからまだ6か月ほどありますが、答弁でありました取組が早く実現できるよう、また修復や整備するところがあれば早めに行っていただきたいと思っております。

次に、猿ヶ城溪谷についてでございますが、6月議会で前田議員が桜島・錦江湾ジオパークエリア拡大と高隈山、猿ヶ城溪谷について質問された中で、高隈山への登山コースについて、森の駅たるみずをベースにした登山コースの出入口として通行止めを解除しルートの復活を期待している人も多いと思っております。交通止め解除を林野庁に働きかけ、登山道として利用ができるように推進をお願いいたします。

次に、ばくち吊橋と鉄山吊橋について、おおすみ自然休養林として自然に親しむため、猿ヶ城溪谷キャンプ場を開設し、遊歩道や、つり橋を架け、整備したにもかかわらず、災害でそのままになっているのは、非常に残念です。

ましてや、復旧どころか、今年中に鉄塔やワイヤロープを撤去するという決定に、驚きとショックを受けております。金をかけ設置した鉄塔やワイヤロープを撤去するのはもったいないので、撤回を望みます。さらに、遊歩道の整備とつり橋の復旧を再度推進していただき、猿ヶ城キャンプ場の遊歩道が以前の姿に戻れるように有効な対策の検討をお願いいたします、と発言されましたが、その後の対応をお聞かせください。

○水産商工観光課長（大山 昭） ばくち吊橋の状況につきましてお答えいたします。

6月議会におきまして、大隅森林管理署より、ばくち吊橋の撤去の方針が示されたことから、鉄山吊橋を含めた周辺の遊歩道の復旧対策について関係機関と協議し、有効な対策を検討する旨を答弁しております。

答弁に対しまして、前田議員より、林野庁等に対して遊歩道の整備並びにつり橋の復旧について再度進達し、猿ヶ城周辺の遊歩道が以前の姿に戻るように有効な対策を検討するようにと要望されたところでございます。

そのことを受け、6月議会一般質問終了後の6月16日に鹿児島県観光課観光地づくり係を訪問し、魅力ある観光地づくり事業などの活用について協議を行いました。災害復旧的なものであるため、現在のところ、県事業を活用しての早急な対応は厳しい状況でございました。

その後、6月18日に大隅森林管理署を訪問し、ばくち吊橋の撤去について再度協議を行い、今後、現地を確認した上で、どのような対応をするかについて、引き続き協議をすることとなっております。

今後とも、有効な対策について関係機関と協議し、猿ヶ城溪谷を訪れる方々が安全に楽しんでいただけるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。ただいまの、前田議員に対する対応としては、県に出向いて協議をしたけれども、災害のための被害だというふうなことで、対応は、県としては厳しいというふうなこと。それと、林野庁においては引き続き協議をするというようなことだったというようなふうなことに受け止めました。

私も、8月の23日と29日に、猿ヶ城溪谷に行ってきました。23日は、8月中旬からの梅雨模様の雨もようやく上がり、晴天でありました。溪谷も水の流れも落ち着いておりましたが、高校生が遊びに来ており、どこから来たのと聞いたら、5人で国分から自転車で2時間ほどかけて来たということでした。

続いて29日は、天気もよく、夏休み最後の日曜日でありましたが、森の駅前の溪谷からキャンプ場のばくちヶ淵の縁の上流まで、あちこち至る川面で、家族連れや三、四人のグループ、高校生たちが、巨岩、奇石の周りや水たまり等で川遊びを楽しんでおられ、キャンプ場の駐車場は満杯で通路に止めたり道路脇に止めたりと、大勢の来訪者で大変なにぎわいようでした。

出会った方々に次々と、どこから来られたかと聞きましたところ、鹿児島市、始良市、加治木、国分、財部、鹿屋市などで、国分の人に「霧島にもこんなところあるでしょう」と聞いたら、似たようなところはあるけれども、ここは水がきれいで、こんなに水がきれいなところはないですよと聞かれました。

駐車場の車の県外ナンバーは、宮崎が3台、佐賀が1台、見かけました。ちなみに、私がお会いした方の中では、垂水の方は1家族だけでした。

また、キャニオニングは、6組19人が渓流下りを楽しまれるとのことでした。

猿ヶ城溪谷は、灼熱の太陽が照りつける、木陰のない海水浴場よりも、川遊びをはじめ巨岩、奇石を渡り歩いたり木陰での休憩など、多様性に満ちております。訪れた皆さんは、川沿いのむき出しになった木の根を伝いながら川に下っておられました。川に下る階段があったらと思います。また、ばくち吊橋が復原できたら、ますます楽しみが広がります。

昨日、池山議員が、刀剣山への登山を活用した観光振興の提言がありましたが、登山者もキャンプ駐車場に車を置いてつり橋を利用され、利便性が高まります。また、森の駅をスタートし、遊歩道を散策しながら、ばくち吊橋で向こう側へ渡り、溪谷を挟んで下流の内ノ野橋を経由した、1時間以内の周遊散策コースになると思うところです。このような構想をどのように思われるか、お聞かせください。

○水産商工観光課長(大山 昭) 猿ヶ城溪谷につきましてお答えいたします。

猿ヶ城溪谷は、夏休みの期間、家族連れや子供たちが川で遊ばれるなど、自然を満喫できる観光地として大変にぎわっております。また、猿ヶ城溪谷は、これまでの一体的な整備により、観光客の周遊コースや、登山客が登山ルートとして利用されていたところでございます。

しかしながら、台風災害によりつり橋が流され、対岸へ渡れない状況となっております。

このようなことから、議員が言われます構想につきましては、本市の主要な観光地ではありますが、近年の台風や集中豪雨を含めた気候変動も踏まえ、利用客の安全を第一に考えると、慎重な対応が必要であり、猿ヶ城溪谷を一体的に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。今、

課長の答弁では、慎重に考えなければならないと。まあ当然のことだろうと思っております。

しかしながら、この私が申し上げたような、提案ですね、周遊する。それにはどうしてもポイントが「つり橋」ということになってきますので、つり橋を復原するかしないかが、大きなポイントになります。

仮に復原した場合の経費はどのぐらいの経費が見込まれるのか、そのような算定をされているのであればお聞かせいただきたいと思っております。

○水産商工観光課長（大山 昭） 猿ヶ城溪谷のつり橋の復旧につきましてお答えいたします。

市単独でつり橋を復旧するには、まずは、残存している設備の安全面について考慮することが重要となり、河川管理者であります県との協議、さらには大隅森林管理署との協議が必要となります。

具体的には、残存している鉄塔やワイヤロープ基礎部分を活用するにしても、安全性が担保されるか調査することも必要であり、またつり橋の工事費は、現在算定はしておりませんが、相当な額が見込まれることから、現時点において、復旧することは困難な状況であると思われま

す。このようなことから、活用できる補助事業やその他の方法などについて、大隅森林管理署並びに県や関係機関と協議していく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

ばくち吊橋は、ごくごく小さなつり橋ですが宮崎県の綾町の照葉大橋や大分県九重町の「九重“夢”大吊橋」は観光用に架けられた橋で、規模は桁外れに違いますが、多くの観光客が訪れ、特に「九重“夢”大吊橋」は、平日でも多くの観光客が訪れる、一大、人気スポットになっているそうです。

千本イチョウは、垂水を代表する一つの観光スポットです。ここへの来客には、駐車場の関係で毎年シャトルバスでの送迎経費が予算化されていますが、猿ヶ城溪谷はその必要がないところ

です。「ピンチをチャンスに変える」という言葉があります。今回の、林野庁が解体を撤回しなければ、今回のジオパーク認定を受けたことを機に、さらに溪谷活性化を図るためにも、市が譲り受け、財源的には例えばふるさと納税の寄附枠を活用した整備・復旧することは考えられないか、市長にお伺いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 現状におきましては、担当課長が申し上げたとおりでございます。（笑声）（発言する者あり）

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

猿ヶ城溪谷に、森林浴の散策や川遊び、溪流下りのキャニオニングを楽しみ、さらには刀剣山へ登山する人々などがますます訪れ、猿ヶ城溪谷、ジオの魅力を満喫され、そして経済効果にもつながるように、御検討を頂きたいと思

います。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川越信男） ここで暫時休憩いたします。

次は、10時25分から再開します。

午前10時16分休憩

午前10時25分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、篠原静則議員の質問を許可します。

[篠原静則議員登壇]

○篠原静則議員 議長の許可を頂きましたので、質問をさせていただきます。

オリンピックも終わり、パラリンピックも終

わり、また暑い夏の甲子園も終わりましたけれども、笑顔で終わった選手、また涙で終わった選手、すばらしい経験になったのではなかろうかと思っております。今後の活躍を期待したいと思います。

それでは、質問をいたしますけれども、昨日、徳留議員、森議員から御質問がございました、人口減、人口増、これに尽きると私は考えております。もしこれが解決、人口増が解決するならば、私の質問は全部解決したことになると思います。

それでは、ちょっと質問をさせていただきますけれども、まず、外国人雇用の問題でございませうけれども、いろいろ調べてみますと、静岡県浜松市もいろいろ取り組んでいらっしゃるようでしたので、一部紹介いたしますと、社会経済環境の変化ということで、海外における移民計画の停滞とグローバル化の進展ということで書いてございますけれども、人、物、情報などが国境を越えて活発に行き交い、国際社会は一層厳密になってまいると、特に人の国際移動は活発となっており、それに伴い生じる諸課題は世界共通のものとなっていると。多文化共生をこれまで以上に重要で身近なテーマとして、今からは考えていく必要があると書いてございます。

そして、人口減少と労働力不足、これは世界的なものであるようでございまして、2060年は日本の人口は8,674万人に減少するようでございます。2025年には、日本全体で600万人の労働者不足になると言われているようでございます。2060年と言いますと、私は113歳になりますけれども、ちょっと無理でしょうかね、というようなことでございます。

また、今現在、令和2年末でございませうけれども、在留外国人の数は288万7,116人であるようでございます。288万7,116人はどれぐらいの数かと言いますと、鹿児島県民が157万人、宮

崎県民が106万人ということで、2つの県を合わせても、以上の外国人が日本に住んでいらっしゃるということでございます。

そういうことで、外国人の方々が日本で一生懸命活躍していただいているということで、質問に入ります。

1番目に、外国人労働者の雇用状況について。本市では少子高齢化が進み、人口も市制発足時の昭和33年10月1日時点では、人口が3万4,789人でした。現在では、1万3,817人までに落ち込んでおります。

6月26日の南日本新聞の1面に、「県人口160万人を割る」の見出しで、2020年度国勢調査鹿児島県内市町村別速報値として、県内の人口の一覧が掲載されておりましたが、残念なことに、本市の人口は19市中19番目でした。

さらに、肝付町より人口が少ない状況でございます。ちなみに、肝付町の人口は1万4,237人で、本市より420人多いこととなります。

人口減少については、本市だけの問題ではないとは十分理解をしているつもりでございますが、毎月の広報たるみずの産声欄、お悔やみ欄を比べてみますと、非常に悲しくなっております。

さて、6月29日の、これも南日本新聞でございませうけれども、社説の中に「「県人口減加速」地域の活路開く知恵を」とありました。その中に、「人口に占める市部の割合が増したことで、県全体の人口が減る中、市部への「ミニ一極集中」が進めば、郡部の衰退は避けられない。魅力をどう高めて発信していけばいいのか、各地域が知恵を絞る必要がある。例えば、塩田県政が掲げる「稼ぐ力」の向上が実現すれば、大きな魅力となり得よう。県には基幹産業の農林水産業と観光関連産業、地域の中小企業の潜在力に磨きをかけてもらいたい」という記事がございましたが、私も、このことについては同

感するところでございます。

ただし、このことを実現するには、やはり労働力が必要不可欠ではないかと感じております。

本市の現状は、高齢化が進み、労働力は限られております。負の状況を打破していくためには、外国人の労働力に期待するしかないのではと考えます。

今現在、全国では外国労働者といいますが、技能実習172万人とも言われております。相当数の外国人労働者が日本で働いていらっしゃいますが、本市での農林・畜産・水産などの1次産業、商工業等の労働者として、外国人の方々が働いていらっしゃると思いますが、そこで、本市の外国人労働者の雇用状況についてお聞かせください。

次に、本市の振興会合併についてをお尋ねしますが、地方創生、市長のお言葉を借りますというと、2060年には、このまま何もしなければ、垂水市は5,761人になるという推計結果が示されているようです。そして、総合戦略の確実な実行により、2060年においては、1万2,000人の人口規模を維持するというところでございます。

そういう中で、どんどん人口が減って限界集落が出てくるわけですが、そのことについて質問をさせていただきます。

現在、過疎化や少子高齢化が進み、自治会自体が機能しない限界集落が、加速度的に全国に広がっているようでございます。

この限界集落につきましては、長野大学の長野教授が最初に提唱された概念と言われております。限界集落は、65歳以上の高齢者が人口比率で住民の50%を超えた地域のことでありまして、また、限界集落以前の集落を準限界集落と表現し、55歳以上の人口比率が50%を超えた場合とされております。

限界集落が進めば、将来的には集落での共同作業や、いろんな面で共同体として成り立っていかない状況に陥り、最悪な場合、集落が消滅

することも考えられるとのことでございます。

私どもの柘原地区におきましても、ほとんどの振興会が限界集落の定義であります、65歳以上が50%を超えている状況であるのではないかと感じております。数年後には、これまで振興会として実施してきました取組、行事等を行えない事態になるのではないかと、大変危惧しているところでございます。

そこで、本市の振興会の現状について教えていただきたいと思っております。

次に、庁舎建設についてでございますけれども、市長の考え方についてを通告しておりますが、何でもかと言いますと、いろいろ外部検討委員会、新庁舎整備基本条件調査研究委託業務とか今回設置されたわけですが、近頃、市長の口から、新庁舎建設の話をとんと聞かなくなったものですから、ぜひ市長の口から新庁舎に対する考え方、思いをお聞きしたいと思っております。

これで1回目の質問を終わります。

○水産商工観光課長（大山 昭） 外国人労働者の雇用状況につきましてお答えいたします。

令和2年10月現在の鹿児島労働局の公表によりますと、本市を含む鹿屋公共職業安定所管内の実績では、192事業所873名の外国人が雇用され、在留資格別では、技能実習生が75.1%と大半を占め、そのほかは永住者や日本人配偶者となっております。

本市におきましては、農業関係5事業所27名、畜産業1事業所17名、食肉加工業2事業所104名、衣類製造業1事業所23名、建設業2事業所7名、水産業4事業所25名、合計15事業所203名が外国人技能実習生として雇用されており、国籍別では、ベトナム出身が141名と全体の70%を占めており、ほか中国、フィリピン、タイとなっております。

外国人技能実習生のほとんどが食肉加工場で雇用されており、そのほか衣類製造、農場、養豚場、建設業であり、水産業においても、水産

物加工場での雇用となっております。

なお、水産業につきましては、海上作業において海上業務の管理団体が必要となりますが、現在、本市には管理団体がなく、本市の海上業務の中でも特に従事者の多い、カンパチ・ブリなどの養殖業につきましては、外国人技能制度の職種に該当していないのが現状でございます。

カンパチ・ブリなどの養殖業者におきましては、海上での餌やり作業の際、1人で乗船し、養殖生けすで船上の機械を使用しての餌やり作業となりますが、同業務を外国人技能実習生が行う場合は、船舶の免許が必要となり、1人に任せての作業となりますと危険性を伴うことから、2人体制での作業となります。

このようなことから、外国人労働者を雇用することが労働者不足を補うことにはつながらず、現在のところ水産業につきましては、必要性を感じておられないのが現状でございます。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 農業の外国人労働者の雇用状況につきましてお答えいたします。

市内の外国人労働者の雇用状況について、水産商工観光課長から答弁がございましたが、本市の主要作物であるインゲン、キヌサヤは、収穫作業などほとんどが手作業に頼らざるを得ないため、農業法人や経営規模を拡大している若手園芸農家で外国人技能実習制度を活用されているようでございます。

技能実習制度は、単に労働力不足を解消するための制度ではございませんが、労働力不足で悩む農業の人材確保救済策として機能してきた側面もあり、実習生がいなければ作業が回らない、必要性を感じているという農家の声もございます。

このようなことから、外国人雇用制度等の改正、関係法令等、国の動向に注視するとともに、農業者が相談しやすい環境づくりに努めてまい

ります。

以上でございます。

○市民課長（松尾智信） 本市の限界集落の状況についての質問にお答えいたします。

本市では、限界集落の定義によります、65歳以上の高齢者が50%以上で社会共同生活の維持が困難な状況に置かれている振興会は、143振興会のうち66振興会が限界集落となっております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 庁舎の関係についてお答えをいたします。

昨日、池山議員の御質問にお答えをいたしましたけれども、庁舎の問題は、財政や行政運営、防災対策、まちづくりなど多岐に影響があり、市民の皆様におかれましても関心が高く、また多様なお考えをお持ちであるというふうに思っております。

このような中、建築の専門家3名、防災の専門家を1名、自治の専門家1名、関係機関の代表10名、公募委員5名といたしました、より専門性を高めた庁舎等のあり方検討委員会を設置をさせていただきました。

また、議会におきましても、特別委員会を設置頂いております。

これから先も、非常に難しい課題の解決に向けて取り組んでいかなければならないと考えております。池山議員が指摘されておりました、財政の問題と期間の問題の2つの課題というものがあの中で、まずは耐震診断の結果を受けて、外部検討委員会や庁舎整備検討特別委員会での議論を踏まえた上で、現庁舎への対応を整理する必要があるというふうに考えております。

今後とも庁舎整備に関する情報提供をしっかりと行い、外部検討委員会や議会の皆様、そして市民の皆様の声をしっかりお聞きをしながら、庁舎整備の諸問題について取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○篠原静則議員 2回目の質問に入りますが、一問一答方式でよろしくお願いたします。

今の答弁で、本市におけるある程度の外国人労働者がいらっしゃることは把握できましたけれども、全国的に少子高齢化が進み、これまでに以上に労働力の確保が難しくなることは、先ほど申し上げましたとおり、誰もが感じているのではないかと考えております。このままだと、全国で労働者、特に外国人労働者の奪い合いが始まってしまうのではないかと心配をしております。

先ほどの答弁で、現在、本市に203名の外国人労働者がいらっしゃるということですが、この数を毎年少しずつでも増やし、労働者の確保ができるならば理想的であると思います。

外国人労働者を確保するためには、どのような方法、制度があるのか、教えていただきたいと思っております。

○水産商工観光課長(大山 昭) 外国人労働者の雇用制度につきましてお答えいたします。

外国人技能実習制度とは、外国人の技能実習生が日本において企業や個人事業主の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において習得が困難な技能・技術の知識を習得するものであり、単に労働者不足を解消するための労働力の確保を行うものではないこととなっております。

制度には技能実習と特定技能があり、技能実習は外国人に日本の技術を学んでいただき、母国に持ち帰ることで経済発展に役立ていただく国際貢献が主な目的となっており、特定技能は外国人を労働者として受け入れる在留資格で、人材不足の産業に戦力となる人材を提供することが目的であり、広い範囲への労働を行うことができますとなっております。

また、雇用する際は、企業自体が直接受入れを行う企業単独型、もしくは管理団体を通して受入れを行う管理団体型があり、本市において

は、全て管理団体型を利用されております。

なお、外国人を雇用することにより会社を運営していく中で、生産と製造を一貫して習得させる場合の人員確保が安定して保障され、業務習得の指導が容易に行えることとなります。

しかしながら、問題点といたしましては、技能実習生の受入れ窓口となる管理団体への月々の手数料並びに住環境の確保が必要となりますことから、資金面での負担が大きくなり、さらには労使間のトラブルを発生させることなく勤務してもらうために、常に言葉の習慣や宗教上の習慣の違いへの配慮や生活面でのケアが必要であると聞いております。

以上でございます。

○篠原静則議員 今の答弁で、制度的には理解をいたしましたけれども、なかなか労働者として見るのか、研修生として見るのか、いろいろな見方があると思っておりますけれども。そういう方にお話を聞いてみますというと、3年いらっしゃる方、5年いらっしゃる方がいらっしゃるようではございますけれども、日本ですつといたいというような思いの方もいらっしゃるようでございます。

そういう中で、なかなか縛り等もあるようでございますけれども、一概に外国人の労働者を増やしていくことは難しいと感じたところでございます。

そこで、市長にお尋ねをいたしますけれども、市長はかねてより6次産業化と観光振興を施策としてトップに上げられておりますが、特に6次産業化について御尽力をされております。

しかしながら、6次産業化を推進するにしても、肝腎な労働者の確保ができなければ、これまでの苦労が水の泡となることも考えられます。

そこで提案でございますが、労働者確保のための市独自の施策、例えば、市独自の外国人雇用補助制度や外国人労働者のための外国人タウン等、外国人を増やせる方法は考えられないか。外国人が増えることにより、消費拡大など経済

効果が望めるとは思いますが、市長の考えをお聞きしたいと思えます。

○市長（尾脇雅弥） 今、篠原議員からお話がありました。経済政策の中心、6次産業化、観光振興ということでもあります。6次産業化は、垂水の食の宝をもうかる仕組みをつくと。つまり加工、販売すること。ここに人材が不足しているということでもあろうかというふうに思えます。

そのことの認識を持って、1期目の2年目だったと記憶しておりますけれども、外国人の人材というのが非常に重要であるということで、時の垂水漁協の組合長と一緒に、ベトナムを中心にPR販売と併せて、人材確保のためのアプローチをしてまいりました。

当時、日本人学校がございまして、大変教育も充実をしております、日本語もある程度話せてということで、その中で第1期生という形で垂水漁協にお招きをした労働者の皆さんが、今もずっと継続して働いていただいていると。10名前後だと思えますけれども、働きぶりは現場の方々に聞いても、真面目で一生懸命頑張ると。陰ひなたなく頑張っておられるということで、貴重な戦力だと。

垂水漁協の皆さんは、その代わりに住まいの1戸の家を買い取っていただいたり、いろいろ頑張っていただいているということは、一つの成果だったなというふうに思えますし、その成功例をもって、ほかのいろんな企業の皆さんと、トップの経営の皆さんとお話をする中で、やっぱり人材不足という話がございましたので、例えばジャパンファームさん、社長さんと何回もお会いをする中で、それまで中国とか、そういった方々が中心だったんですけれども、垂水漁協の例を紹介をさせていただいてお話をする中で、今では恐らく百数名、ジャパンファームさんの外国人、ベトナムの方々が一番多いのではないかと形でございますし、住まいの部分

で、うちの住宅を利用していただいたりとか、そういう意味での連携はできているんだというふうに思えます。

また、農業従事者におかれても、そういう形で現場の外国人の労働者という形が必要になってくるというふうに考えておりますので、篠原議員のおっしゃる外国人労働者の重要性、6次産業化という中で、具体的に労働力かどうかというのは、先ほど担当課長が申し上げたような形で、技能実習生とか国の法令のルールもあつたりしますけれども、国際社会の中で、やっぱりそれだと遅れを取ったりしているケースもありますから、その辺のところの法整備も、しっかり国なんかにも訴えながら、一方で御指摘がありました、現実的に労働をカバーしていただいているという現状もありますから、そこにしっかりと手当てをして、足らざる部分をカバーしていくということは大事な施策だというふうに思えますので、実際に雇用をしておられる方々の意見を聞きながら、あるいは働いておられる方の意見を聞きながら、どういうことができるのかというのは今後の課題だというふうに思えますので、検討させていただきたいと思えます。

○篠原静則議員 ありがとうございます。

そこで、外国人の方の支援でございますけれども、外国人タウン、また雇用者の方々、声を聞きますというと、一応研修生が来ていただくように段取りはしていると。今度はどこに住ませようかなという、そういう問題もあるようでございます。

そこで、私、市営住宅、県営住宅を土木のほうで調べさせていただきましたが、人口が減るとことは本当残念でございます。たしか一番人気があった錦江町の定住とか、水之上の定住とか、がらがらでございまして、特に錦江町の定住には、現在も外国人の方が住んでいらっしゃるそうですけれども、ここら辺り

を何とか考えていただければ、雇用される方も、
どういう考えになるか分かりませんが、そこに
入れていただくというような考えはできないか。

本当、今、市営・県営住宅で、満タンは下宮
団地だけです、県営住宅の。

そういうことで、空きがいっぱいあるらしい
ので、入っておっても、市としては管理をしな
ければならないと思っておりますので、ぜひこ
ういうのを有効活用できないかと思っておる
ますが、市長のお考えを。

○市長（尾脇雅弥） 基本的には全く同感であ
りますし、そのような指示を出しております。

水之上は、以前、子育て支援住宅というこ
とで、ある程度にぎわったんですけど、やっぱり
若干減っておりますし、こちらも定住促進のほ
うは町の中にありながら、下のほうは埋まるん
ですけど、高いほうはやっぱり階段ということ
で、なかなか埋まりにくいという現状がありま
して。やはりそこに、先ほどお話がありました
外国人労働者の方々なんかも実際住んでいただ
いているんですけど、まだまだ空きがございま
すので、そこに住んでいただくということで、
何がしかの賃料が生まれ、あるいは地域への経
済効果があるということでもありますので、その
ことも検討、指示をしておりますので。近々そ
の辺を取りまとめて、またそのほかにも空き家
とかいろんな可能性があると思っておりますので、既
存のルールというものがありますけれども、そ
こは現実を見て臨機応変、どうやったら成果に
つながるかという対応を検討することは必要だ
というふうに思っております。

○篠原静則議員 いろいろお考えがあろうかと思
いますけれども、ちなみに錦江町の定住は
48%の入居率が、それから水之上が64%とい
うことで、水之上は最初は子持ちの方がいっぱい
入っていらっしゃると聞いていたんですけども、
今はそういう状況でございますので、外国人
の方々がお見えになったときに、さっと入れ

るような対応はできないものかなとお願いをし
ておきます。

先ほど市長の言葉で、雇用者や外国人労働者
のお話を聞いて、いろいろ対応をしたいとい
うようなお話があったように聞こえたわけです
けれども、雇用者からお願いがありますんで言
っておきますんで、よろしく申し上げます。

現在、受入れに当たって、面接に行ったりさ
れるそうですが、まず、来た時の宿泊費や交通
費等の初期費用が、1人40万円ほどかかるそ
うでございます、1人来ていただくのに。そう
いうのを少しでも支援できないかと。そうい
うことでございます。

また、先ほど申しましたが、採用面接に外国
に行くわけですけれども、雇用者が。その分の少
しでも援助はできないか、渡航費用の財政的な
支援はできないかということでございます。

それと、先ほど申し上げました定住住宅の活
用を何とかできないかというお願いを受けてお
りますので、ひとつよろしく申し上げます。

あちこち聞いてみますと、一番近いところで、
先ほど浜松を言いましたけれど、一番近いこ
ろで枕崎市、入国の一時的な待機期間の宿泊費、
それから空港から宿泊施設等に係る移動の交通
費、または車のチャーター費も含めて支援され
ているようでございます。

ちなみに補助額といたしましては、5分の4
とか、技能実習生1人当たり上限15万円以内と
か、宿泊費の上限は1泊1万円とか、そういう
受入れの支援を枕崎市はしているようでござ
いますので、また、全国を調べれば、いろんな支
援方法があるのではないかと思いますんで、ぜ
ひ検討していただきたいと思っております。

こういうことによって、先ほど申し上げまし
たとおり、消費の拡大につながると。これは、
消費に拡大につながって雇用主がもうかれれば、
税収に反映されると思っておりますので、ぜひ
真剣に取り組んでいただけたらと思っておる

す。

これで、外国人労働者に対するの質問を終わります。

次に、振興会合併についてですが、合併における行政主導について。振興会の現状については把握いたしましたけれども、たしか9年前ぐらい前、振興会連絡協議会の中で振興会合併検討委員会を立ち上げ、振興会合併について検討し、振興会合併補助金を制定されたと全員協議会の中で説明がされたのを覚えております。

この補助金は、合併を考えている振興会の環境づくりの一助になればと思われた制度と、制定されたと考えておりますが、立派な補助金制度だと思っております。

しかし、これまで振興会合併がなされた振興会は、新城の田中川内振興会と牛根麓振興会の2つでありまして、なかなか合併が進んでいないのも現状でございます。

そこで、当時、これらの振興会合併に行政主導という形で関与され、振興会がしぶしぶ合併をされたのか、それとも振興会自ら積極的に行ったのか、教えていただきたいと思えます。

○市民課長（松尾智信） 過去の振興会合併は行政主導か、それとも振興会自らが積極的に行ったのかについての質問にお答えいたします。

本市では、先ほど議員の質問でもありましたように、2つの合併振興会がございます。新城地区の田中川内振興会は、本市で初めて合併を実施された振興会でありまして、3つの振興会、田平、宇住庵、横間振興会の代表が何回も協議を重ね、平成20年に合併されております。

また、牛根麓地区の牛根麓振興会は、こちらも3つの振興会、宮崎小路、中小路、東小路が、平成22年に合併しております。牛根麓地区の合併については、協議を重ねる中で、先進地の田中川内振興会の振興会長や、合併に尽力された方の意見を参考にされながら合併に至ったとお聞きしております。

この合併を行った2つの振興会の方々、振興会の将来を考え、自ら積極的に合併を行われたようでございます。

また、合併についての相談等が行政にあった場合においては、助言等は行ったようございまして、決して行政主導の下で合併が進められたことはなかったようでございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 分かりました。本市の66振興会が限界集落であるようございしますが、今後、合併を進めなければならない振興会も増えてくると思われます。

また、早急に合併を実施したいという声も上がってくることも考えられますが、今後は行政主導という方へ積極的に関与していかれるのか、教えていただきたいと思えます。

○市民課長（松尾智信） 振興会合併は行政主導で積極的に関与していくのかについての質問にお答えいたします。

振興会合併につきましては、振興会連絡協議会理事会の中でも、合併促進について行政主導が必要ではないかという意見がある一方で、自主的な合併が望ましいという意見もあります。

この課題については、昨年度から協議を行っておりますが、重要な問題でありますことから、引き続き慎重に協議を進めてまいりたいと考えております。

合併につきましては、合併を行った振興会の方々、後々合併して本当によかったと思われる合併が理想であります。今後は、振興会、振興会連絡協議会の理事の方々と協議を重ね、振興会の合併がよい方向に進んでくるように努めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○篠原静則議員 分かりました。なかなか行政主導というのは難しい点がある、何のことにしてもあると思えます。うまくいけば褒められるし、悪くいけばぼろくそ言われるし、なかなか大変

かと思えますけれども、合併をするような状況にならないのが一番いいですね、人口が増えて。

ということで、やはり振興会が何回も協議を重ね、一番よい形で合併してもらうことがベストだと考えておりますが、しかしながら本市の少子高齢化の状況を考えますと、十数年後には限界集落ではない振興会は、中央地区の一部の振興会のみとなるのではなかろうかと思っております。

ほかの振興会のほとんどが、限界集落の状態にあるのではないかと考えております。もう既に合併を考えられている振興会もあるかもしれませんが。振興会合併問題は待ったなし、避けて通れない問題ではないでしょうか。

最後に要望でございますが、振興会合併について行政主導で取り組んでいかれるのか、それとも、あくまでも自主的な合併を進めていかれるのか、早急に結果を出していただきたいと思っております。

と言いますのは、各集落でも、本当、私の柘原でもですけれども、どうすればいいか分からんと。そういうところには行政が積極的に入って、15戸、集落で戸数が15とかありますんで、小っちゃなところが。そこはやっぱりもし相談があれば、行政が積極的に関わってもいいのではないかと、私は思います。

これで、振興会合併の質問は終わります。

次に、庁舎建設でございますけれども、昨日も池山議員のほうから質問がございました。新庁舎整備基本条件調査研究委託業務について、そういう中で外部検討委員会もあるわけですが、もう一回、どういことをされるのか、教えていただきたいと思っております。

○企画政策課長（二川隆志） おはようございます。

それでは、垂水市新庁舎整備基本条件調査研究業務委託についてお答えさせていただきます。

本業務は、先日終わられました庁舎整備検討特別委員会でも御報告申し上げており、本年3月まで設置されておりました新庁舎建設検討委員会の提言を踏まえ、新たに設置した庁舎等のあり方検討委員会が必要となる検討資料や新たな条件整理を取りまとめることとしております。

業務の内容としましては、これまでの垂水市庁舎整備の経緯、今後の庁舎整備の動向、2つの敷地の条件、ゾーニング・ボリュームスタディ、事業スケジュールの検討、近年の市庁舎整備の事例、発注仕様書とした業務委託契約を鹿児島大学大学院理工学研究科鯉坂研究室と契約締結したものでございます。

調査結果の活用でございますが、この調査結果は、外部検討委員会が今後の庁舎の在り方を検討する上で有効な基礎資料となるものと考えているところであり、外部検討委員会での協議状況等については、これまで同様、庁舎整備検討特別委員会に御報告してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○篠原静則議員 新しい外部検討委員会が発足して、今2回ほど協議がなされたと聞いておりますが、課長さん方はオブザーバーで、何かそこに参加されているとお聞きしましたが、2回ほどあった協議の中の内容は言えますか。

○企画政策課長（二川隆志） 篠原議員、すみません。最後のちょっと言葉が聞き取れなかったんですけど。最後おっしゃられたことが、ちょっと。

○篠原静則議員 外部検討委員会に皆さんも参加されていると。オブザーバーであれば、その話は聞いていらっしゃると思いますから、言ってくださいと。

○企画政策課長（二川隆志） 外部検討委員会のほうには、先ほど申しました20人のメンバーの方々と、それ以外に事務局として庁舎建設係のほうが入っておりまして、庁内の各課長で構

成しております、庁内の各課長におきましては、庁内検討委員会というのを別途立ち上げておまして、そちらのほうで現在の庁舎の在り方関係については、個別で話をしているところでございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 新庁舎整備基本条件調査研究委託業務外部検討委員会というのがあって、以前、内部検討委員会というのを聞いたような記憶があるんですけども、それはあるかないか、あればどうのことを検討されているか。

○企画政策課長（二川隆志） 今、篠原議員が言いました内部検討委員会というのは、庁内の各所管課長で構成しております、庁内のあり方検討委員会という形で、今年5月から新たに始動しております。

そして、その庁内委員会におきましても、やはり今後、現在取り組んでおります耐震診断の状況、そして今後、庁舎の在り方についてどのような課題があるかというところを、今それぞれ課題を出し合って検討しているところでございまして。また、8月からは総括部会という形で、総務、財政、企画政策課、そして消防、そして土木課が入りまして、さらなる課題について洗い出しを行い、検討を進めるべく、今話をしているところでございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 新庁舎建設については、平成28年熊本地震があった後、6月議会ですか、川越議員、堀内議員の質問に対して、進めるんだということであったかと思っておりますけれども。

それから、いろんな方の市民の声を市長は聞かれていると思いますが、そういう中で、早く造っていただきたいという声を私も聞くわけですけども、そのことについて、市長のお考えはどうであるのか。

○市長（尾脇雅弥） 庁舎の問題に関しては、いつもお話をしておりますが、東日本大震災の

状況を受けて、まずは、篠原議員なんかも御提案頂いてスタートしたというふうに理解しております。

大きく変わりましたのは、今言われたような熊本震災を受けて、やはりスピードアップするということで、隣県の熊本でああいう状況がありましたので、それを解消するということで。当時、一つ財源の問題がございまして、5年間の時限立法ということで、我々の43億円の計画の中にあっては、交付税、あるいは低金利合わせまして、約10億円近い財政メリットがあったということもありまして、一つは急ぐ機運が高まっていたというふうにも思います。

そのことは二元代表制の中で、基本構想、基本計画、実施設計ということの議決を経て、当時で言うC案ということで、最終的に市民の皆様いろんな具体的な中身が告示しできる状況でございましたので、最終的に有権者の皆さんの意向を確認しようということで、住民投票を実施したという経緯がございます。

その結果、反対のほうが上回ったということで、白紙になったという経緯でございますので、そこから県のほうも10月の1日に、それまでは次にできるという前提で、耐震診断の部分に関しては、それを待っていただいていたわけですけども、結果的に新庁舎、当時の案が進まないということになりまして、現在の庁舎を耐震診断をしなさいという命令が10月1日に出たということでございます。

そこを受けまして、議会の先生方に御理解を頂いて、耐震診断のための予算を議決頂いて、今、その審査の調査が済んでいる状況でありますから、常にいろんな方々のお話でも、その話をしておりますけれども、耐震診断の結果というのが非常に重要になってまいります。

それを受けて、いろんな方向性を決めていくわけですけども、その結果が出るに際して外部検討委員会を、より専門性を強化して多様な

意見を集約し、また議会の先生方も、そういう特別委員会を設置していただいておりますから、総合的に最終的には判断をしてお示しをしていくということになりますが、現状においては、本当に多様な意見がございますので、それぞれのお立場の中で正解だというふうに思いますから、その辺を総合的にまとめて、どういう方向性を出していくのかというのは、これからだというふうに考えております。

○篠原静則議員 いろいろ段取りがあるようですけれども、副市長、副市長にお尋ねしますが、最終的に外部検討委員会なんか特に、執行部からちょっと投げかけてやらんと、いろいろ検討してくださいと言われても、ちょっと困るのではないのでしょうか。ちょっとお話を聞いたところによると。

だから、副市長、耐震診断が行われた、耐震性がないというときになった場合、耐震工事をするのか、しないのか、新築の方向に場所を求めて進むのか、それは誰が決めるのか。副市長、よろしくをお願いします。

○副市長（益山純徳） 篠原議員の質問に対してお答えします。

今までの市長の答弁の一部繰り返しになりますが、今回の外部検討委員会、建築の専門家、防災の専門家、いろいろな専門家、あと関係機関の代表の方々、公募委員、こういう方々を入れさせていただきまして専門性を高めた、そういう検討委員会という形で設置させていただきました。

また、議会においても、特別委員会を設置していただいております。

これから先も、非常に難しい課題の解決に向けて取り組む必要があると考えております。

そういう状況下であることから、やはりこういう耐震診断の結果を受けて、今、専門性を高めた外部検討委員会、庁舎整備検討特別委員会での議論を踏まえた上で、現庁舎の対応を整理

する必要があると考えております。

以上です。

○篠原静則議員 議会の特別委員会にしても、何か投げてもらわないと、議論の余地がないと思うんですよね。

では、特別委員会で場所を決めていいですかと。そのまま聞いていただけますかというのと、そういうわけでもないでしょう。

だから、先ほど言った質問、仮に耐震性がない場合、耐震補強をされるのか、新築のほうに走られるのか、それは誰が決めるんですかということです。

○副市長（益山純徳） ただいまの質問に対してお答えいたします。

先ほどの答弁、一部繰り返しになりますが、庁舎等のあり方検討委員会を設置させていただいておりますので、その検討委員会の議論の推移を踏まえた上で、検討する必要があると考えております。

以上です。

○篠原静則議員 どう言えばいいのかな。

でも、歴代の行政というか、歴代の市長は、自分で決めて、批判も自分で受けてやってきたような気がするんですよね。自分でちゃんと決めて、前に進めていただきたいと思います。

皆さん、場所なんか言われませんので、私、市民から言われたのを五、六か所書いていますけれども、市民館がいいではないかという方は、やっぱりだいわさんと協議して、だいわさんも利用していただけるような造り方はできないかなという方もいらっしゃる。

それから、現庁舎跡がいいという方は、現庁舎跡に建たないこともないかもしれないけど、できれば近所隣の土地の相談ができたらという方もいらっしゃいます。

または、文化会館の周辺がいいではないかという方もいらっしゃいます。

それから、上野台地もという方もいらっしゃ

います。(発言する者あり) 協和中学校もいいではないかというの、川畑先生が言われます。(発言する者あり)

だから、垂高のグラウンドも言われる方がいらっしゃると思います。垂高のグラウンドの下は、田んぼがありますけれども、水が少ないそうでございます。水が少ない田んぼは、田んぼではないから、ここに造ってくれという方もいらっしゃると思います。

そういういろんな意見ございますけれども、私は思ったのが、垂水高校に検討、相談をしないといけないと思うんですけども、ちょっとおもしろいなと思いました。

というのは、教育新聞ですけども、東京のど真ん中に高層ビルが建つんだと。そこに小学校が入るんだそうでございます、城東小学校というのが。

こういうのを考えれば、高校と役所と併設した建物も、こりやおもしろいなと。今、コマーシャルで言っていますけれども、「何になつと」「公務員」と言いますけれども、そういう垂水高校生にも、活性化と言いますか、頑張っけて市役所で仕事をしたいという考えはいいのではないかなと思ったりもいたします。

そういう中で、ちょっといろいろ問題があると思いますけれども、1年前ぐらい、市長は、現庁舎にいる職員を守るためにも、造り替えないといけないと言っているから、職員の命を守るためにも、職員の命を守るということは、ここが駄目ということに聞こえるわけですね。そういう意味からも、よろしく願いをいたします。

ぜひ大変な問題かと思えますけれども、今後のスケジュールといたしまして、12月議会頃ですか、耐震診断結果の公表があつて、3月議会があつて、6月議会、9月議会、12月議会、5回議会をしたら、今度は市長選挙なんですよ。それまで引っ張っていかれるのか、その前に結

論を出されるのか、1つお尋ねです。

○市長(尾脇雅弥) 庁舎の問題は、市長選とは全く関係がございません。

今、幾つか、こういうのはどうだろうと。川畑議員の意見に対しても言われました。これ、議会の場で、そういう御提言でありますから、そこは中身はどういうものかというのは検討をしなければいけないと思いますが、もちろん我々もいろんなケースは考えております。

なかなか単純にいかないのがあるというのは、これまでの経緯も踏まえて、慎重、丁寧にやって、そして、ステージを踏んでやっていかなければいけないというのは、皆さんが理解をされている常識だというふうに思っております。

そういった中で、これからその問題を解決をしていくということでもありますけれども、まずは専門的な、この庁舎においても、どういう決断をするにしても、この庁舎をしばらく使い続けなければいけないだろうというふうには思いますので、何らかの耐震診断の結果を踏まえた対応と、どうするのかということ、耐震診断の結果というのが非常に重要になってくるというふうに思っております。

○篠原静則議員 以前の質問で、教育委員会、それから生活環境課、それから消防署も含めて、同じ近くがいいなど。同じ庁舎で、特に教育委員会、生活環境課は、同じ庁舎で仕事をしたいというような御意見でございましたので、そういうのも含めて検討をしていただきたいと思えます。

最後にですけども、なかなか防災拠点、それから行政機能の維持、庁舎というのは重要な課題でございますので、頑張っけて早めに答えが出るよう、よろしく願いをいたします。

終わります。

○議長(川越信男) ここで暫時休憩します。次は、11時30分から再開します。

午前11時26分休憩

午前11時30分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、新原勇議員の質問を許可します。

〔新原 勇議員登壇〕

○新原 勇議員 おはようございます。昨年初冬に確認された新型コロナウイルス感染症については、国・県・市においても様々な対策が講じられているにもかかわらず、その終息にはなかなか見通せない中、本来7月下旬以降に、全国的なこれまでもない感染急拡大、第5波が見られるようになり、本県においても、8月13日に県独自の緊急事態宣言が発令され、8月17日は国において、まん延防止等重点措置の適用が決定されました。

変異ウイルスも、インド発のデルタ株が主流になり、ワクチンを2度接種しても、ブレイクスルー感染者が発生するなど、また10代の感染者も増えてきました。基本的な手洗い、マスク、手先の消毒はしっかりし、自ら感染しない行動を取りましょう。

世界では、アフガニスタンに日本人または関係者が、まだ脱出できずにいます。一刻も早く無事に帰国の途に就かれることを願います。

明るい話題としては、東京オリンピックで、垂水市が力を入れているフェンシングで、世界競技人口の最も多いキング・オブ・フェンシングとも呼ばれる、日本人が勝つのは最も難しいと言われたエペ団体で見事に金メダルを勝ち取ったことは、関係者を含め、大変喜ばしいことだと思います。おめでとうございませう。これで一段と企業版ふるさと納税にも追い風になることを期待します。

それでは、議長の許可を頂きましたので、さきに通告しておりました質問に入らせていただきますので、御答弁を関係各課よろしくお願ひします。

消防についてですが、消防署も県の指示に従い、現在、市庁舎とともに耐震診断がなされており、結果がまだ出ていませんが、市庁舎は建設に向かい、いろいろ話がされているが、消防署についてはどのような議論が出ているのか、お聞かせください。

マイナンバーカードについて。現在、市民課において、連絡協議会など様々な会議や場所で、マイナンバーカード申込みを受け付けていますが、現在の加入率と、市民にどんな利点があるか、お聞かせください。

窓口の支払いについて。窓口で証明書などを受け取るときに、財布にあるつもりが、ぎりぎりしかなくて、ひやっとした経験があります。戸籍謄本等を取るときは、何千円もかかるときもあります。

以前は、ATMが玄関や内外にもありましたが、撤去され、とても不便になりました。各種税もペイジーやコンビニ払いになり、便利になったので、次は窓口支払いの金銭を少しでも扱わないためにもキャッシュレスにする考えはないか、お聞かせください。

牛根地区の児童クラブの設置場所について。今回、牛根小の児童クラブの場所は、2階の空き教室です。1階の図書館を2階に上げて、1階で児童クラブをつくる発想はなかったのか。1階に児童クラブをつくったとき、体育館に行くスペースを取っても、1人当たりの有効スペースは十分取れるはずだが、改修工事は変更可能なのか。

また、低学年がどうしても先に児童クラブを利用し、2階の音が下まで響いて注意をされた話も聞きます。トイレも1階にありますし、1階で児童クラブをつくったほうが便利だと思いますが、2階に決まった経緯を教えてください。

徳留、森、篠原議員も取り上げていましたが、人口増対策について、空き家・空き店舗人口増対策について。2020年国勢調査、鹿児島県内市

町村別速報値が発表されましたが、県人口は160万人を割り、我が垂水市は40市町村で見ても、減少率が4位という不名誉な結果が出ています。19市の中でも、2桁減少は垂水市だけです。人口減少は、働き手不足、コミュニティの低下、購買力低下など、負のスパイラルに陥ってきます。

垂水市では、空き家バンク登録という制度があり、その施策は有効であるが、今回、家屋全棟調査における明らかになった空き家の棟数は、また、見た目で見えそうな空き家はどのくらいあったのか、教えてください。

各種ワクチン接種について。日本人がかかる肺炎の中でも、最も原因になりやすい肺炎球菌です。肺炎で亡くなる方の約98%が65歳以上であることから、特に高齢者では肺炎球菌による肺炎などを予防する必要があります。

成人用肺炎球菌は、対象年齢の方が1回目だけ3,000円助成されますが、できれば5年ごとに接種するのが予防としてはいいのですが、2回目からの全額自費となったときに、年金暮らしの方々にはちゅうちょされます。そのためにも2回目からの助成は考えられないかと、接種率についてお伺いします。

新庁舎について。議員の間でも新庁舎特別委員会がつくられ、新たな新庁舎建設について動き出しています。海側の候補地は断念されたわけですが、執行部としては、今まで何か所かある候補地から3か所に決められたのですが、第三の新たな候補地の検討があるのであればお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○企画政策課長（二川隆志） 消防庁舎について、これまでどのような検討を行ってきたのかについてお答えさせていただきます。

これまで消防庁舎については、消防広域化の問題もありましたことから、本庁舎を優先して検討を行ってまいったところでございます。

しかしながら、新庁舎建設計画が白紙となり、さらに鹿児島県から、本庁舎、別館、消防庁舎に対して耐震診断を行うよう命令が出されたことから、本年4月1日に庁舎等のあり方庁内検討委員会を設置し、本庁舎及び消防庁舎に関する調査検討を行うようにしているところでございます。

以上でございます。

○市民課長（松尾智信） 現在のマイナンバーカードの交付率と、市民にとっての利点は、についての質問にお答えいたします。

本市でのマイナンバーカードの交付率でございますが、令和3年8月22日現在、32.41%で、交付枚数が4,629枚でございます。

次に、市民にとっての利点につきましては、現在のところ一部の病院において、健康保険証として利用が可能となっているほか、身分証明書としての利用、税の申告でのe-Tax等の電子申請での活用がでございます。

また、国においては、運転免許証との一体化も計画されておりまして、令和7年3月末の実現を目標とされたところでございます。

今後は、これまで以上に、市民生活に大きなメリットをもたらす機能の充実が図られていくものと考えているところでございます。

以上でございます。

○会計課長（港 耕作） キャッシュレスでの支払いはできないのかにつきましてお答えいたします。

現在、垂水市では令和3年4月より、市民の利便性向上のために、市税、保険料など、コンビニやスマホアプリによる納付ができる取組を始めており、これらの納付実績は7月末時点で、全体の約24%となっております。

鹿児島県内では、鹿児島市が7月より、また鹿屋市でも9月から、住民票の写しなどの証明書発行の手数料の支払いの際に、キャッシュレス決済を導入しております。

本市におきましても、窓口での手数料・使用料の支払いにつきまして、これまでの市税、保険料などの納付実績を参考に、キャッシュレスによる納付の検討を関係課で進めているところでございます。

以上でございます。

○福祉課長（篠原彰治） 牛根地区の児童クラブの設置場所について、1階が使いやすいと思うが、2階を使用することになった経緯についてお答えいたします。

令和2年8月18日、牛根地区3小学校の保護者から、子育て環境の充実、学童クラブの早期設置に係る要望書が提出されました。このことを受けて同年10月16日、牛根地区公民館において、牛根地区3小学校の全保護者が参集する機会に児童クラブの説明を行い、平日の利用希望が4人、長期休暇中の利用が8人であることを確認いたしました。

同年10月27日、福祉課及び教育委員会で牛根小学校に行き、校長と意見交換を行い、学校側からは、学校の教育活動に支障のない範囲内で、2階の特別活動教室の使用可の回答を得たところです。

以上でございます。

○税務課長（橘圭一郎） 家屋全棟調査における空き家棟数についての御質問にお答えいたします。

家屋全棟調査につきましては、市内に所在する家屋等の全棟を調査し、賦課対象の家屋や所在地を把握し、公平公正な賦課に資することを目的として実施し、本年2月をもって終了しております。

空き家等の判定については、電気メーターの動作の有無、周辺住民からの情報を基に確認し、居住可能の可否は、家屋内に入れないことから、調査委員の外観目視による判断となっております。

市内の空き家棟数は、本年2月末の調査終了

時点において、総棟数1,465棟を確認しており、居住可能と判断した空き家は347棟を確認いたしております。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 成人用肺炎球菌ワクチン接種の2回目からの補助につきましてお答えいたします。

成人用肺炎球菌ワクチン接種は、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる感染症を予防するもので、厚生労働省によると、肺炎球菌は主に気道の分泌物に含まれ、唾液など通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあるとされております。

肺炎は国内の死亡原因の第5位となっており、日常的に生じる成人の肺炎のうち、4分の1から3分の1は肺炎球菌が原因と考えられていることから、平成26年10月1日から、高齢者を対象とした予防接種法に基づく定期接種とされたところです。

接種対象者につきましては、令和5年度までは、該当する年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方と、60歳から65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方となっております。

本市におきましては、定期接種となった平成26年から実施しているところでございますが、接種対象者のうち新たに65歳になられる方につきましては、接種案内を郵送にて個別に通知し、そのほかの方々につきましては、毎年、広報誌等を通じて周知を行い、かかりつけ医からの勧めや接種を希望される方は、直接医療機関にて申込み、接種していただいているところでございます。

また、この定期接種の接種回数は1回と定め

られており、その1回の接種に対し、市は接種費用のうち3,000円を公費負担しているところでございます。

御質問の接種率と2回目からの補助等をする考えはないのかでございますが、昨年度の本市の接種率を見ますと、65歳の方は30.7%、70歳の方は5.6%、75歳の方は12%、80歳の方は4%、85歳の方は10.9%、90歳の方は13.5%、95歳の方は11.4%、100歳の方は15.4%で、対象者全体では13.6%となっているところがございます。

このようなことから、市といたしましては、法定接種ではない、2回目接種に補助をするよりも、まずは法定の1回接種について、接種率向上に努めなければならないと考えており、広報誌やチラシ等でのさらなる周知や、かかりつけ医との連携の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 新庁舎建設について、第3の候補予定地はあるのかについてお答えいたします。

議員も御存じのとおり、昨年8月の住民投票によりまして、新庁舎建設計画が白紙となりましたことから、候補地につきましても、全くの白紙となったところがございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 それでは、一問一答方式、2回目の質問に入ります。

消防建設については、打合せの中でも消防担当者も入り、市庁舎建設とともに議論している経緯が分かり、これからどのような方向になるか分かりませんが、市民の安心・安全を守る消防署ですので、しっかりと議論を行ってほしいと思います。

次に、消防団手当ですが、総務省から4月13日、消防団員の処遇等に関する検討会として新聞等にも掲載されましたが、出勤報酬が災害時

は1日当たり8,000円を標準とするという金額が出ていましたが、垂水市としては現在の報酬をどのようにするか、お聞かせください。

○消防長（後迫浩一郎） 消防団手当についてお答えいたします。

総務省消防庁より、全国的に消防団員数が減少し、特に若年層の入団者数の減少が顕著であることや、災害が多様化、激甚化する中、消防団員の負担も大きくなっており、その苦勞に報いるため、処遇改善が必要との見解が示されました。

その一環として、令和2年12月に消防団員の処遇等に関する検討会が立ち上がり、令和3年4月に中間報告、8月に最終報告があり、非常勤消防団員の報酬等の基準が制定されました。

また、この基準の制定に合わせ、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）の一部を改正する条例（例）が示されたところでございます。

消防本部としましては、県内の状況調査、特に肝属地区の2市4町で構成します肝属支部の状況を調査したところであり、現在、国の通知内容や、この調査結果等を踏まえ、消防本部内で、その取扱いについての検討を始めたところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 2市4町で、これからいろんな議論をするということですが、どこも減少する消防団員の確保のためにも、いい方向になるように検討をお願いします。

次に、出初め式の日程ですが、現在、1月6日と垂水市は決まっていますが、昨今、他市町村でも日曜日に開催されることが多くなっています。消防団員も農業・商業と個人事業主団員が少なく、会社員が多くを占めています。

4月30日の正副分団長会議においても、市内9分団が日曜開催を望んでおり、日程変更等についてのお考えはないか、お聞かせください。

○消防長（後迫浩一郎） 出初め式の日程につきましてお答えいたします。

新春恒例の消防出初め式は、例年1月6日に挙行され、国会議員をはじめ各来賓に御参加を頂きまして、盛大に挙行されます垂水市の重要な行事でございます。

昨年の正副分団長会議におきまして、平日開催では昔と違い、会社員が多く、仕事の都合上、参加者を集めるのが困難なため、第2週目の日曜日に開催できないかとの要望がございましたが、結果、5日が成人式で6日が出初め式ということが、これまでの市の慣例であることから、今年はこれまでどおりの開催で挙行する予定でありました。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響により、表彰式のみの実施となったところでございます。

議員も御承知のとおり、今年度の正副分団長会議におきましても、各分団長から再度日程変更の要望が出されたところであり、消防本部としましては、日程の取扱い等について、これまでの日程の考え方を踏まえた上で、関係機関の意見等をお聞きしながら検討を進めることになると考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 これは垂水市内の9分団の総意ですので、ぜひとも日曜開催でよろしく願います。

マイナンバーの交付率や市民の利点についてですけども、32.4%と低いわけなんですけども、保険証については10月から使える制度が本格的に始まり、利便性が増えてくると思われませんが、やはり普及率を上げる必要があります。

国のマイナポイントは終わりましたが、各自治体交付率を上げるために、新型コロナ対策で商品券等を使い、普及率を上げています。

石川県の加賀市や都城市においても、独自の施策を打ち出しています。垂水市も、交付率を

上げるためにも、検討していただきたいと要望します。

総務省にも、各自治体の交付率が出ています。一気に上位に踊り出るチャンスがあります。垂水市もチャンスです。市民課任せでなく、例えば、免許返納で商品券をもらいに来た方に身分証明書代わりにすると言ひ、つくってもらふなど、いろいろなアイデアを出し、本腰に取りかかっていこうではありませんか。これは要望としてお願いします。

次に、市外で働く方や学生など、住民票など必要なとき、時間を割いて垂水市の窓口まで来る必要があるが、コンビニなどでできるのであれば、市外の職場等の近くのコンビニでお昼休憩でも利用できるが、垂水市ではコンビニでの交付利用については考えていないのか、お聞かせください。

○市民課長（松尾智信） コンビニでの住民票等の交付利用はできないかについての質問にお答えいたします。

県内では9月1日現在で、県内43市町村のうち13市町村がコンビニ交付を行っております。コンビニ交付の運用を開始した場合、市内のコンビニだけではなく、全国のコンビニで交付利用は可能となりますことから、市民の利便性が向上するようでございます。

また、窓口業務の負担軽減により、業務量の軽減も図られるのではないかと考えているところです。

一方で、コンビニ交付サービスを開始するに当たりましては、導入費や維持費などの経費や住民基本台帳システムとの連携など、様々な課題を検討する必要があると考えております。

コンビニ交付サービスについては、まずは導入に係る様々な課題を整理した上で、その検討を進める必要があると考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 本来ならば、国が施策として

住民サービスの一律を行わなければいけないことだと思っています。

デジタル庁でやっと本格稼働し始めたので、動向を注意していただき、補助金等の助成があれば費用対効果もあるでしょうけども、市民の利便性を考えて検討していただきたいと思います。

次に、窓口のキャッシュレスなんですけども、できることなら市民の利便性を踏まえ、促進をしていただきたいと思います。

次に、児童クラブですが、校長がここの場所でのいう権限での採用が決まったと理解いたしますので、分かりましたとしか言えませんので、次に移ります。

ほかの児童クラブも発足してから何年か経ちますが、改善してほしいという意見はないか、お聞かせください。

○福祉課長（篠原彰治） 他の児童クラブから改善してほしい意見はないかにつきましてお答えいたします。

令和3年4月から現在までの間、協和児童クラブから1件の要望がございました。内容につきましては、協和児童クラブにおいては、学校終了後、児童クラブに移動する際に、一旦外に出て児童クラブに移動しているところですが、雨天時にはぬれるため、ひさしをつけてほしいという要望がございました。

福祉課においては、ひさしを設置せずとも、校内を移動すれば雨にぬれることがないことから、早速、協和小学校に連絡し、校長先生と教頭先生に、雨天時においては学校内の移動の許可をお願いいたしました。

後日、学校から連絡が来て、雨天時の学校内の移動を許可されたことを、委託先のシルバー人材センターに伝えるとともに、学校に行き、支援員の方にもお伝えしたところです。

以上でございます。

○新原 勇議員 児童クラブは学校側の施設を

お借りしているわけですが、困ったときに柔軟に対処していただくよう、これからもよろしくお願いします。

次に、家屋全棟調査において、見た目で見えそうな空き家が347件。この空き家を何とかたくさん空き家バンクに登録してもらえれば、人口増、世帯増につながると思いますが、空き家バンク登録につなげるには、どのような施策が考えられるか、お聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志） 新原議員の御質問にお答えします。

税務課の家屋全棟調査で得られました空き家情報を基に、外見が利用可能な空き家物件を、売買や賃貸の物件として空き家バンクの登録につなげて活用するためには、所有者の承諾はもとより、様々な事務や手続が必要でございます。

まずは空き家の所有者の所在を確認いたしまして、不動産業者と同行し、所有者の了承の上で室内の内見をさせていただき、利用可能な物件であるか否かを判断することとなります。それから、利用可能な物件の所有者へ空き家バンクへの登録を促しまして、登録する意向を確認できましたら、空き家バンクへの登録が可能となります。

税務課が実施しました家屋全棟調査で得られた情報は、大変貴重な情報であると認識しております。空き家バンクにおきまして、利用可能な物件の登録件数が増えることは、空き家バンクをベースとする移住・定住促進事業を利用される移住者の増加につながる可能性がございます。

現在、税務課が毎年度、固定資産税の通知書を発送する際、市内に物件を所有されている市外在住の方を対象に、空き家バンク制度等のパンフレットを同封させていただくなど、税務課と連携して制度の周知拡大を図っているところでございます。

家屋全棟調査の空き家情報の活用方法につき

ましては、空き家対策に関連する部署の職員で組織されます空き家対策ワーキンググループ会議におきまして、家屋全棟調査で得られた空き家情報の活用方法を現在検討しているところでございますので、これから進められるワーキンググループ会議の検討結果も踏まえまして、家屋全棟調査の情報の有効活用により、より多くの空き家の活用が図られ、加えて空き家バンクをベースとする移住・定住促進事業へもつなげていけるよう、引き続き関係課と連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 今、全棟調査で出た空き家をパンフレットを使ってやっているということですが、少しでも空き家バンクに登録してもらおうような工夫した、例えば、登録できたら5,000円分のふるさと納税の商品からピックアップし、商品を好きなものをもらえるなどしたら、応募者も増えるのではないですか。商品を提供する方も喜ぶことですし、要望ですけど、考えてみてください。

一挙に300件登録されるということはないですが、登録されても、送料まで入れても、100、200万もかからないような事業です。1年間に10件登録されただけでも、登録するほうは、登録しようかなという気持ちになりますので、ぜひ検討してみてください。

次に、空き家・空き店舗を居抜きで貸し出す方法として、現在、空き家を片づけても、借り手がいつ見つかるか分からないので、荷物の入った状態でも空き家バンクに登録してもらい、借り手が見つかったときに対処する方法はないかと。

また、広い家なら、1部屋に借り手がつかないたんすなど、荷物を押し込むなど柔軟な方法で貸しても、負担の少ない方法で貸し出すことはできないか、お聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志） 空き家・空き店

舗を居抜きで貸し出す方法は、につきましてお答えさせていただきます。

空き家バンク制度は、売りたい物件や貸したい物件を登録していただき、購入や借りたいと考えている方々とマッチングさせることにより、市内の空き家物件を有効活用する目的と、空き家バンクをベースとする移住・定住促進事業を推進することで、移住者を増やすとともに、定住促進を図ることを目的として設けられた制度でございます。

空き家バンクに登録されている物件は、購入者や借り手が決まっていないため、現状、所有者の家具類を残したままの居抜きの状態で登録している物件がほとんどでございます。

このような居抜きの状態で登録されている物件の所有者の方は、購入者や借り手が決まりましたから、所有者が家具類を処分する費用の一部を助成する空き家有効活用推進事業支援補助金を活用されまして、居抜き状態を解消されてから契約されております。

実際、当事者間の契約内容次第で、居抜きの状態での売買や賃貸も可能でございます。

家具類を残した状態の空き家や空き店舗であっても、利用可能な空き家であれば、まずは空き家バンクへ登録していただきまして、空き家有効活用事業や空き家リフォーム事業を活用していただくなど、家屋全棟調査の情報を有効活用する検討を進めまして、空き家バンク制度に登録していただく物件のさらなる充実を図り、より多くの方々に空き家物件を活用していただきますよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 現在、荷物の入った状態でも登録できるということで、知らない方もいらっしゃると思いますけども、ぜひたくさん登録できることを願います。

また、リフォーム促進事業も、空き家バンクに登録した家に限り、家主さんの許可があれば、

借り手も使える事業などがあれば助かると思いますが、これは要望として検討してみてください。

次に、やはり若い世代に垂水市に住んでもらうには、子育て支援策は充実が大切です。岡山県の奈義町は、「子育て応援宣言のまち」とうたい、「子育てをするなら奈義町で！」のキャッチフレーズで子育て支援策を行い、高齢化率3割を超えた町ですが、2014年に日本の出生率が1.44に対して2.81を記録しております。

垂水市の子育て支援策はどのようなものがあるか、お聞かせください。

○福祉課長（篠原彰治） 垂水市の子育て支援策にどのようなものがあるかについてお答えいたします。

今、議員から質問の中でありました、岡山県奈義町の子育て支援策についてでございますが、福祉課内においても確認させていただいているところです。

奈義町が実施している事業につきましては、ほとんどの事業を本市においても実施しているところです。

また、本市においては、令和2年度から3号認定の子供に係る保育料の半額の軽減、副食費への助成、子ども医療費助成事業の対象年齢の引上げなどを実施しており、令和3年度からは、乳幼児用品等購入助成事業の助成額を2倍の7万2,000円とするなど、子育て支援の充実に着実に取り組んできているところであります。

また、子供を一時的に預かるファミリー・サポート・センター事業については、子育て応援券を利用することで、対象児童1人につき10時間までの利用料金が無料となるなど、本市の子育て支援策の内容につきましては、県内の他市町村の取組と比べても充実したものとなっております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 少し補足をさせていただきます。

きます。

ただいま新原議員から御紹介がありました岡山県の奈義町の子育て支援策につきましては、私自身も以前から興味を持ち、参考の一つとさせていただきます。

本市の現状や取組等につきましては、今、福祉課長から御説明のとおりでございます。共通認識として、日本全体が高齢化、少子化社会の中で、垂水市においても、あらゆる施策を実施して課題解決に努めることは重要だというふうに思っております。

簡単に申し上げますと、高齢化の課題に対しては、鹿児島大学との「たるみず元気プロジェクト」の予防を中心とした施策を、また、少子化対策、子育て支援につきましては、もう一つ、デジタル化時代の教育の充実を加えて、政策と予算を投じてまいりたいというふうに思います。

先ほどの例の部分に関しては、あらゆる政策は我々もやっているんだということでもありますけれども、例えば、岡山という地の利であったり、そういったものもあるのかなと思いつつも、しっかりと結果を出していくというのが重要だというふうに思います。

いずれにいたしても、先ほど空き家バンクのふるさと納税の御提案でありますとか、今回も成功事例を基に、前向きで建設的な御提案を頂いたということは、何よりありがたいことでもありますので、二代表制の立場は違いますが、垂水市の発展、市民の皆さんの幸福という目的は同じでありますから、今後もそういう御提案方で、いろんな御意見を頂ければありがたいと思います。参考にさせていただきます。

○新原 勇議員 市長には後でちょっと聞きたかったんですけども。

垂水市の子供支援策は、奈義町には負けないぐらいにあります。しかし、PRが全然足りません。

そこで、たるたるの成長化、人生100年計画

をうたって、今、市長がいろんな施策を言われたのを踏まえ、生まれたとき、新生児で10万円もらい、保育料の無料化、いろんなワクチンが無料で行われ、一部お金もかかるのはありますけれども、18歳まで医療費無料、垂水高校への支援事業、または大学へたるたる奨学金制度など、結婚して新生活支援補助金、または40歳からの健康プロジェクト等、100歳の長寿お祝い金まで、垂水市民にもこれだけ子育て支援策と福祉政策があるということを、各課の垣根を超えたリーフレットでも作り、市民にもPRしていくことを望みます。

この1冊で年代別に、今、何の施策があるか分かると思います。これを要望としてお願いします。それについて、市長どう思いますか。

○市長（尾脇雅弥） 情報発信ということ、本当に大事なことだと思います。政策的には、かなり担当も知恵を絞って汗をかいて頑張っていたと思いますけれども、伝わらないというのは非常に残念であります。

その政策、いろんな施策を受けた方々からは、お礼の言葉とかを頂くことがあるんですが、なかなかそのことが伝わらないということがありますので、情報というのはやっぱりしっかりとプッシュ型で、広報誌もありますけど、あらゆる手段を通じながら、特に子育て支援ということに関しては、若い世代でありますし、その世代に向けてどうするか。また、そのお母さん、お父さん世代、あるいは、おじいちゃん、おばあちゃん世代も含めて、情報をしっかり届けると。その中で、こういうことがあるよと。だから、垂水でいいよねと。

先ほども申し上げましたけれども、子育て支援の充実、あるいは教育の充実というところで、垂水市に移住をしたいというような形を一つの目標にしておりますので、高齢者の皆様方に対しては、さっき言った健康プロジェクトは垂水

市だけのことですから、垂水だと、そういう形で健康な暮らしができる。

もともと皆さん共通認識で、食、あるいは水、地の利もいいということでもありますから、ピンチをチャンスにというお言葉もありましたけれども、あらゆるそういったことを総動員して、しっかりと情報発信をしながら、前に進めていきたいというふうに考えております。

○新原 勇議員 ありがとうございます。

各種ワクチンについてですけれども、やはり65歳のときに30%肺炎球菌、やはり1回受けて、次は5%とか12%とか低くなっているのは、やはり助成がないということで、幾らかかるんだろう、5,000円だろうか、6,000円だろうかというのがあって。本当は年齢が高い70代、80代の方に打ってもらおうというのが本当は一番いいんですけれども、3,000円助成でなく、自己負担額2,000円とかそういう感じであれば、接種率が少しは変わるとは思いますけれども、そういう考えのほうでよろしくをお願いします。

市民の長寿命の点からでも、2回目からの助成で接種しやすい環境をつくってください。

带状疱疹ワクチンの助成についてですけれども、加齢などによる免疫力の低下が発症の原因で、特に50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が带状疱疹を発症されると言われております。

私も去年の夏、かぶれとと思っていましたが、带状疱疹であり、びっくりしました。早めの処置であったため、合併症にはなりませんでしたが、ワクチン接種で3年から10年は効果があるので、ぜひとも助成をお願いしたいのですが、いかがですか。

○保健課長（草野浩一） 带状疱疹ワクチン接種の補助につきましてお答えいたします。

国立感染症研究所によると、带状疱疹は水痘・带状疱疹ウイルスが初感染で水痘を引き起こした後、近く神経節に潜伏感染しているが、

免疫低下などが誘因となり、再活性化を起こして発症するとされております。

国内における带状疱疹の発生頻度は、年間1,000人当たり5人程度とされ、加齢に伴い増加する傾向があります。

議員が申されましたとおり、50歳を境に発症率が急激に上昇し、70歳以上では1,000人当たり10人以上となっていると公表しております。

そのようなことから、国は平成25年12月にワクチンメーカーに対し、带状疱疹ワクチンの開発を要請し、平成26年3月に予防接種に関する基本的な計画において、開発優先度の高いワクチンに带状疱疹ワクチンが位置づけられております。

その後、平成28年から高齢者に対して带状疱疹ワクチンが国内で使用可能となっておりますが、接種に当たり、免疫不全患者は带状疱疹のハイリスク群であることを考えると、予防接種の必要性が高いにもかかわらず、ワクチンが生ワクチンであるため、免疫不全患者への接種は許可されていないことや、ワクチンによる予防効果がいつまで持続するのか明確な答えが出ていないなど、幾つかの解決すべき課題があるようでございます。

そのようなこともあり、国からは带状疱疹ワクチン接種について、通知等は示されていないところでございます。

また、鹿屋保健所管内1市4町と近隣市の鹿児島市、霧島市、曾於市に調査を行ったところ、補助を行っているところはございませんでした。

今後は、国や県内の他市の動向を注視し、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 带状疱疹のワクチンは生ワクチンであるということから、少しリスクのある方もいらっしゃるという話でした。そういうことは、かかりつけの先生と相談しながらやっていけたらなと思っております。

带状疱疹は、皆さんも御存じのとおり、重症化したら長期治療になって、大変な思いをしたというお年寄りなどもよく聞きます。それがワクチンによる予防で重症化を防ぐことはできますので、ほかの市町村が検討していないのであれば、垂水市も第1号で検討をお願いします。

また、いろんなのを調べてみますと、10年に1回打てばいいような感じの見聞もありますので、どうか助成のことも考えて、よろしく願いいたします。

最後に、新庁舎についてですが、耐震診断の結果がどうなるか分からないが、新庁舎の候補地の決め方は大変重要になります。その時期に、また幅広い意見を酌み上げてほしいです。

去年、鹿屋女子高は4階建て、約6,294平米、多目的ホール671平米、屋内運動場も整備し、総事業費約25億円でできております。市民の方は、そういう建物でもいいと思っております。これから耐震補強になるか分からないですけども、こういう実例があるということで、皆さんのおかげで早く終わりましたので、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（川越信男） ここで暫時休憩いたします。次は、1時20分から再開します。

午後0時15分休憩

午後1時20分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

暑い方は上着不着用で構いませんので、対応方よろしく願いいたします。

また、会議中は携帯電話をマナーモードにするか電源をお切りください。

また、質問中は、私語を謹んでください。お願いいたします。

次に、10番、北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 皆さん、昼を食べて眠気が差す時間帯になりましたけれども、しばらくの間お付き合いください。

それでは、質問に入らせていただきます。

ごみステーションについて。私は6月議会でも、ごみステーションの用地について質問をいたしました。そのうちの答弁は、ごみステーション場所の用地は、公有地を利用している集落は、減免や無償で借用しているとの答弁でありました。また、私有地をしている集落は、借地料を地権者に払っているという答弁でもありました。

6月議会終了後、早速、生活環境課ではごみステーション設置に関わる調査表を各振興会に配付され、アンケート調査を実施されました。

主な調査内容は、ごみステーションの設置場所が公有地か私有地か、ごみステーションの借地料は無料か有料か、無料の場合の理由は何か。有料である場合の年間の借地料などの調査をされましたが、その調査結果をお聞かせください。

民生委員について。私は、民生委員の方々は、市町村内の生活困窮者の世話などを行い、社会福祉の増進を図る名誉職であり、地域で日夜頑張っておられると思っています。

先日、私のところに高齢者の方から「民生委員の方が全然訪問されない」という電話をもらいました。民生委員には毎月の活動報告が義務づけられていると思います。その実態についてお聞かせください。また、民生委員法では、報酬は無給となっているが、本市での報酬並びに活動費はどのようになっているかお聞かせください。

教育関係についてお尋ねいたします。

1番目に、市内の通学路について。皆様方も御承知のとおり、6月28日、千葉県八街市の路上で、下校中の小学生の列に大型トラックが突っ込み、児童5人が巻き込まれ、2人が亡くなられた事故が発生しました。この事故を受けて、

文部科学省では全国の学校に対し、通学路の危険箇所調査が指示されたと思っていますが、本市では危険箇所は何か所あったかお聞かせください。

2番目に、牛根小学校の今後について。6月議会でも森議員の今後の小学校の在り方について、特に牛根3校においては、平成9年度には3校で合わせて児童数は12名となる。今後の牛根3校の方向性についての質問に対し、教育委員会の答弁では、保護者、地域の意見交換を進め、地域の総意の下に進めていきたいと答弁がありました。現状と将来について考えたとき、教育委員会はこの問題に積極的に取り組むべきと考えますが、その見解をお聞かせください。

次に、コスモス苑でのコロナワクチン2回未満接種者利用停止について。

私は8月12日の南日本新聞の、垂水市立老健施設接種未完者の利用停止の記事を見て驚きました。県内で新型コロナが急激に拡大し、本市でも8月4日に71日ぶりの感染者が出て、コスモス苑では1月にクラスターが発生し、二度と園内で発生させてはならないという思いからであったことと思っています。

8月6日に通所リハビリの一部利用停止を緊急決定し、8月7日から、対象者、コロナワクチン2回未満接種の方16名にサービスを停止されました。停止期間は当面の間としているとのことであったが、停止から1か月がたっているが、16名の方の現在の状況をお聞かせください。

これで1回目を終わります。

○生活環境課長（紺屋昭男） 各振興会へのごみステーションの実態調査についてお答えいたします。去る6月下旬から7月下旬にかけて、ごみステーションの実態を把握するために市内142振興会へアンケート調査票を送付し、振興会の皆様方に御協力をいただきながら実施したところでございます。

アンケートの内容につきましては、先ほど議

員からもございましたが、各振興会のごみステーションの設置場所の数や、設置している場所が公有地なのか個人などの私有地なのか、また、設置場所の借地料の支払いの有無についての調査を行わせていただきました。

アンケート結果につきましては、ごみステーションの設置場所数は190か所で、190か所の内訳としましては、公有地のみが88振興会115か所、私有地のみが44振興会49か所、公有地と私有地両方の設置が10振興会26か所で行われました。その中で、ごみステーション設置場所の借地料を支払っている振興会は30振興会35か所で行われました。なお、公有地の借用に係る借地料は発生していないところでございます。

以上でございます。

○福祉課長（篠原彰治） 毎月の活動報告が義務づけられていると思うが、その実態は、につきましてお答えいたします。

民生委員の活動報告につきましては、統計法第19条による統計調査である福祉行政報告例の第40表民生委員・児童委員の活動状況において、年度分を年1回まとめて国に報告することとされております。このことから、本市においては民生委員に対し、毎月の活動報告を提出するよう求めており、活動内容は、高齢者、障害児、児童、母子世帯などの要援護者の調査、実態把握や相談支援を行うことが主なものとなっております。

しかしながら、令和2年3月2日、国から、民生委員・児童委員活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための当面の留意点が示され、各自治体は感染の拡大防止の観点から、地域の実情に応じた活動内容、方法等について検討することとされました。

このことを受けて、本市においても感染状況を踏まえ、必要に応じ、訪問から電話対応に代えるなどの対応をし、活動を継続している場合

もあるところ です。

以上でございます。

続きまして、民生委員法では報酬は無給となっているが、本市での報酬及び活動費はどうなっているかにつきましてお答えいたします。

報酬と活動費についてですが、議員のおっしゃるとおり民生委員法の中で給与を支給しないものとなっていることから、報酬については本市においても支給しておりません。活動費については、民生委員法に基づき活動費を支給することとなっております。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） 市内の通学路の危険箇所は何か所把握しているかにつきましてお答えいたします。

6月28日に、千葉県八街市で起きました児童5人が死傷した痛ましい事故の発生を受け、文部科学省は通学路における合同点検等実施要領を作成し、7月9日付で全国の都道府県教育委員会等に文書で発出しました。

本市におきましては、この文書を受け、各学校に通学路点検を実施し、危険箇所を報告するよう指示したところでございます。各学校から上がってまいりました危険箇所の件数は、新城小学校区4件、柘原小学校区5件、垂水小学校区6件、水之上小学校区6件、協和小学校区7件、松ヶ崎小学校区10件、牛根小学校区4件、境小学校区4件、計46件でございます。

以上でございます。

○教育総務課長（野村宏治） 牛根3小学校の今後について、どのように考えているかにつきましてお答えいたします。

牛根3小学校の「小学校の在り方」についての教育委員会としての基本的な考え方は、今後の児童数の推移を見極めつつ、保護者や地域の方々の合意形成を図るとともに、子供たちの気持ちも酌みながら、慎重かつ丁寧に対応すべき重要案件であると考えております。6月議会の

森議員の質問に対してもお答えいたしましたとおり、小学校の在り方につきましては、子供たちの声、保護者の声、地域の皆様の小学校の在り方についての思いや考えが重要であると考えております。

教育委員会としましては、お声かけいただければ、保護者あるいは地域の集まりの場において児童数の現状、今後の推移等の情報提供をさせていただき、保護者及び地域の皆様と一緒に、よりよい学校の在り方につきまして前向きな意見交換ができればと考えております。さらに、各地区におかれましても、保護者、地域の方々の意見交換等を進めていただき、保護者や地域の皆様の小学校の在り方についての御意見等をお伺いさせていただき、保護者と地域の方々総意の下、よりよい小学校の在り方につなげていきたいと考えております。

なお、8月1日には、境地区公民館等を主催とした、2回目の境地域交流会が開催され、学校も特認校生とのブースを設けたところであり、より充実した交流会になるように教育委員会も協力したところでございます。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） コスモス苑における通所リハビリサービスの一時停止措置となった方々へのサービス提供状況につきましてお答えいたします。

まず、先月27日の市議会全員協議会において御説明申し上げた内容と重複することとなりますが、改めて通所リハビリサービスの一時停止に至った経緯について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染が全国的に急激に拡大し、鹿児島県においても、8月に入り感染者が200人を超える数が確認され、急激な拡大状況になりました。そのような状況の中、本市におきましても先月4日に71日ぶりとなる感染者が確認され、市内での広がりも予想されたところです。

コスモス苑といたしましては、施設入所者も含めサービス利用者に対し、少しでも感染リスクを低減するため、御自宅から施設に通われる通所サービス利用者の中で感染リスクが高く重症化しやすい、ワクチン2回未接種者16名に対し、できるだけ感染から守るためのより安全確保の観点から、8月7日から当分の間、サービスの一時停止を行い、その該当者への対応策としまして代替サービスを提供するもので、サービスの継続を図ろうとしたものでございます。

この措置は、あくまでも一時的、緊急的な措置として長期化しないよう施設側と協議を行っておりましたが、同月13日に県独自の緊急事態宣言が発令されたことから、改めて通所サービス利用者90名全員の個々のサービス提供の在り方について、今般の県内・市内の感染拡大状況を踏まえた上で、生活に必要なサービスの見直しを行うこととし、コスモス苑、担当ケアマネジャー、利用者、その御家族を交えての話し合いを進めているところでございます。

議員から御質問がありました16名のサービス提供の状況についてでございますが、16名のうち10名につきましては、サービスプランを見直し、新たなサービス提供がなされ、残りの方につきましては御本人の意向も確認し、この感染拡大の状況において当面は自宅での療養をされているとの報告を受けているところでございます。

なお、自宅での療養をされている方々につきましては、身体機能低下や体調悪化とならないよう、施設担当職員やケアマネジャーが定期的な体調確認を行うこととしているとの報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、一問一答でよろしくお願いたします。

そしたら、ごみステーションのことで伺いますけれども。実態としまして、ごみは公有地を

使用しているところは無料、私有地を使わせてもらっているところは有料であるところを今、聞きましたけれども。

まず、垂水市民の大方の方々が、確かにごみ袋は有料で購入されると思います。先ほども言いましたように、大方の方々は、ごみ出しは無料だと思っておられるのが大半だと思います。だけど、このように実際、借地料を払ってごみ出しをするということは、結局はごみ出しは、この集落にしたら有料なんですよね。と私は思っています。

それで、この制度が始まってから、平成14年にこのごみ分別がスタートしたわけなんですけれども、今日まで約20年近く、19年ですかね、の間ですよ。この有料のところは約20年間、地料を払っておられるわけですよ。それで、私も今度、分かって、私たちも力不足だったなあと反省はしています。なぜこういうのを早く気づかなかったかと反省もしています。

そして、執行部においては、こういうのを私たちより執行部の方が一番分かると思っていました。気づかれると思っていましたから。今、今日までなっていると。役所は、市長もですけど、市民に対し公正公平な立場で市政運営、市民サービスに取り組んでおられると思っています。この公正公平という下の考え方で、このような実態があるわけですけども、今、一課長さんはいいです。副市長、市長、この実態をどのように考えておられますか。ちょっとお聞かせください。

○副市長（益山純徳） 今、北方議員から質問がありました、公平公正の観点からどう思うかということに対して、御答弁申し上げます。

ごみステーションの設置場所につきましては、先ほど担当課長が申し上げましたとおり、30振興会がごみステーションの借地料を支払っているということが、今回の調査で確認ができました。今回の調査結果等を基に、ごみステーション

の利用につきまして、振興会の負担軽減のためにどのような方法があるのか関係課などと協議しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○北方貞明議員 各関係課と協議して検討。検討というのは、前向きな検討と私は理解いたしたいと思っております。

そういうことで、これから年末にかけて予算編成もされると思いますけれども。これはぜひ、先ほども言いましたように約20年間払い続けている集落もあるんです。役所の温かい支援の手を差し伸べていただきたいと思っております。これは来年度、ぜひ実現していただいて、ごみ出しがみんな無料なんだよというふうな形を取っていただければと思っています。

その検討というのは、その決意をもう一遍、これぐらいはやりますよというぐらい勇氣ある回答をお願いいたします。

○副市長（益山純徳） 再度、北方議員から御質問がございました。

まずは、そのごみステーションの利用のための振興会の負担軽減ということで、まずは振興会内の公有地等への移設が可能であるかどうかなどの検討を、まずは行う必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○北方貞明議員 そしたら、前向きに検討してくれることを期待しまして、次の質問に入ります。

民生委員さん、毎月の義務づけがするようになってるんですよ。それで、報酬は報酬ではないと。活動費だと、そういうことでですけども。その活動費は、本市が幾ら、そして本市は19市の中でどのような位置にあるのか。まず、それを教えてください。

○福祉課長（篠原彰治） 垂水市における活動費は、月額6,000円の年間7万2,000円となって

おります。それで、活動費の19市での順番ですが、15番目となっております。

以上でございます。

○北方貞明議員 上から15番目ということですか。それでは、最高と最低が、その中で分かれば教えてください。市町村名はいいです。

○福祉課長（篠原彰治） 最高が、私たちの調べている範囲内では、市町村合併の関係で始良市が1番というふうになっております。始良市です。

○北方貞明議員 金額。

○福祉課長（篠原彰治） 金額が、費用弁償と一緒に合わせてということで、具体的な金額が始良市については分かっておりません。

それと、最低はちょっと名前のほうは差し控えさせていただきますけれども、4市、上乗せ部分、県の定めた金額に上乗せをしていない市が4市あります。

以上でございます。

○北方貞明議員 県で上乗せをしていないのが4市と言われましたけれども、これは、本市の7万2,000円というのは、従来5万幾らと僕は思っているんですけれども。それから活動費が上がったから、現在、7万2,000円ということですよ。

その据え置いていたほかの4市は従来、今さっき言ったような、国からか、県からか決まっている。その金額ということの理解でいいですかね。

それから、とにかく垂水市は上から15番目、19市のうち15番目ですから、もうちょっと。この民生委員さん方は、本当にプライバシーを守ったりして、いろんな日夜活動をされております。そういう関係で、もうちょっと活動費をお渡ししたほうがいいのではないかと、私自身は考えておりますけれども。その辺をよろしく願います。

それから、このようにして1番目の質問をし

ましたように、民生委員さんが訪問されないというふうに、私に電話があったわけですけども。実際は、私のところの民生委員さんも、留守中に来られるときも、「この間行ったからね」ということで、お会いしないときもあるんですけども。

そういうようなことはありますので、何か民生委員さんと受けるほうの高齢者の方あるいは生活困窮者の方々へ、こうして来たんだよというような証。例えば訪問カードとかそういうふうなものを作成して、ポストでも入れていたら。あっ、今日は来てくださったんだなというふうにして、受けるほうも、ああ、私のことを見守ってくれているんだなあと安心感もあると思いますよ。

そういうふうに、やはり何らかの来たんだというふうな方法というか。お互いが意思疎通ができるような、そういう安否確認のときの訪問カードというかそういうのを作成とかは考えておられるか、お聞きします。

○福祉課長（篠原彰治） 今、議員から御提案がありました訪問カード等ということでございますが、実際、私どもも、個人でそういったことをされている民生委員さんもいらっしゃるのを確認しました。そういった経緯から、事務局でもそのことを検討し、現在、準備をして作成中でございます。

今後は、そういった形で訪問したときに、いらっしゃるなかったというときには、訪問カードを置いて、また何かありましたら御連絡くださいといったような形でやっていこうと思っております。

以上でございます。

○北方貞明議員 では、前向きに取り組んでいただけるものと理解します。これはちょっと、私の地域の民生委員さんは、毎月、おかげさまでこうして。もうこの人は五、六年ですかね。毎月おかげさまで、こういうのを入れてくださ

っています。だから、私たちの集落では毎月訪問されるときには、こういう形で分かるわけなんですけれども。

そこで、いろいろな季節の話題やら書いてあるんですけども、また川柳とか笑いを誘うようなことも書いてあります。それで、それがお年寄りには、この川柳とか、勘違い、取り違えといったひねくれておられる方も中にはおられます。

その中の、ここに幾つも書いてありますけれども、1つ御披露いたします。

18歳と81歳の違い。恋に溺れるのが18歳、風呂で溺れるのは81歳と。こういうふうなことを書いて、下には断りがしてあります。これは、そう皮肉っていませんが、皆さんであつたら参考にしてくださいというような注意書きもあるんですけども、こういうような川柳とか入れることになって、私も安心しているところです。これは私の集落のことでしたけれども。

このようにして民生委員さんとその受けるほうとの意思疎通ができるように、先ほど課長から言われましたように、訪問カードとか何かそういうふうなこと、証をできるように、前向きをお願いしておきます。

これで、この項は終わります。

危険箇所調査、大変お疲れさまでした。全部で46か所ということになって。これは、また新たに調査されて、今度は父兄の方々もいろんな関係があつて、細かいところまで目配り気配りをされて、このような数字ができてきたと思います。

以前、私が五、六年前、同じようなことを質問したときは、8か所だったかな、そういうふうな。8か所だったかな、あつたんですよ。そしたら、そのときは、順次、消化して、来年、再来年度に終わりますということだったから、もうそれから数年たっていますから。私が質問した後は、もう完全に終わっていると思いま

す。

だから、この46か所、この新しく出てきたわけですけども。これは大概が車道とか車のことではないかというのがあつてと思います。

その中には、私は思うんですけども、川とか側溝とか、また崖下とか。それは、またいろいろと探せばきりがないくちでしょうけれども。そういうところもあるのではないかと思っています。

今ここに46か所出てきたわけですけども、これは教育委員会で解決する、一つところで解決できる問題でもないし。各課と協議していただいて、いち早くこの問題は、解決して子供たちだけではなくして、大人もですけども。安全対策には寄与しますので、各課と協議していただいて、一日も早く安全な通学路をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

次に、教育の問題ですけども。今、課長が述べられましたように、これは6月の森議員の答弁と大差というか、同じというように思っています。全く同じと言ってもいいぐらいです。

だから、このところ課長の、地域という言葉が再三出てきているわけなんですけれども。私が思うには、その中で、森議員に対しての6月の答弁をちょっと二、三、読ませていただきます。

昨年の10月に、牛根3校区の保護者と意見交換の要請を受け、学校の在り方について意見交換が有意義であつたと。これからも保護者と話合いの活動をお願いしたい。必要ならば、教育委員会も参加させていただきたいと。呼んでいただければということですね。そういう機会をいただければ、児童の推移等もお伝えして意見交換につながると。また、保護者と地域の方々には——これは先ほども言われましたように、総意の下、よりよい小学校の在り方についてつなげていきたいというような答弁でした。

全てが、地域とという言葉が連発されていま

すが、教育委員会の積極的な取組が全然、これには、私の答弁の中には見えてこないんですけれども。5年後には、牛根全体で十数名となるという、もう予測はたっているわけです。

そういう中で、地域から地域からではなくて、教育委員会から発信する場も多いのではないかなと思うんですよ。もう5年後が見えているわけですから。出生率から行けば。今こういう状態ですと。確かに小学校がなくなれば、その地域が大変寂しくなるのは、私も分かっています。今、こういう中で12名と言っても、3校で12名ですからね。あまりにも教育委員会の取組は、のろいのではないかと。とろいのではないかと思っています。

そして、感王寺議員の12月の答弁には、「可能な限り」というような言葉も使っておられます。そして、6月議会では、市長は、「にっちもさっちも行かんようになったら駄目だから」というようなことで。そういうようなことを考えたら、今すぐもう取り組まなければ遅いのではないかと思います。教育委員会、市長の考えをお聞かせください。

○教育長（坂元裕人） 北方議員の御質問にお答えいたします。

北方議員もおっしゃいましたけれども、地域にとりまして小学校というのは、やはりなくてはならないもの。心のよりどころであったり、あるいは交流の場であったりと、非常に特別な存在というふうに私どもも考えております。

そういう意味で、先ほど来繰り返し答弁しておりますのは、だからこそ慎重、丁寧な対応が必要だということを言っているわけでございます。ですので、地域の方々と保護者の方々の御意見を添えて、子供の気持ちも酌みながらという、そういう手順をしっかりと踏むということが慎重、丁寧な対応だと私どもは考えているところでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 私にもお尋ねでございますので。まず、今、6月議会で「にっちもさっちも」とそのような表現はしていないと思えますので。

○北方貞明議員 していない。

○市長（尾脇雅弥） そこはまた確認をさせていただければというふうに思います。その上でどう判断をするのかということに関しましては、先ほどありました、全体的な中においては、小学校というのは地域においての、いろんな意味での核でありますから、ある意味、相反する部分があります。子供たちを持つ保護者の皆様方にとっては、教育的な視点で、例えば少なくなったらというお考えの方もいらっしゃるし、地域にとってはコミュニティーの場でありますから、小学校を残してもらいたいということがございますので。

その中で、ある意味、行政がリーダーシップを取ってということの意味の御質問だと思いますけれども。そうやって積み上げたものっていうのは、結果としてなかなかうまくいかない。過去に4つの中学校を1つにしたことがございましたけれども、そのときも、当時の教育長も一生懸命対応されましたけれども、難しい問題も残ったというふうに思います。

今回のことも牛根エリアに関しては、3校で十数名という将来的な現実がありますので、そのことは全く考えていないわけではなくて、まずその当事者である地域の皆さんがどういう意向を持っておられるかと。それに対して教育長を中心として、十分お話を聞きながら、一緒に考えていこうということは考えていると思えますので。そのようなことで御理解いただきたいというふうに思います。

○北方貞明議員 確かに小学校があるということは、その地域の活性化にもなるし、なくなれば残念だとは思っているんですよ。だけど、今の状態では、さっきも言いました、牛根境にす

れば、来年度は休校にならざるを得ないという
ような。廃校はもちろん駄目ですけども、い
つ、誰が来てもいいように休校にしておく
と、そういうのは学校のやり方と僕は思っ
ています。廃校したとしたら、もうその地
域には行けないわけですからね。だから、
休校という言葉でずっと生きていこうと思
うんですけども。

だけど、現状を踏まえたとき、やはりそ
こに、校区に児童がいなくていいというこ
とは、もう本当に大変なことですよ。だ
から、その以後、全体の牛根には12名
しか5年後にはいないわけですけども。
先ほども教育長は、地域から、市長は、
行政が出れば、ちょっと話がこじれるよ
うなことを言われましたけれども。だけ
ど、それも理解してもらうためには、行
政側が動いてやるのが一番いいのでは
ないかと思うんです。地域が地域がとい
わないで、行政ではこういうふうな考
え方をしているんですよと、そういうふ
うな発信をしてくださいますというのが
私の考え方です。

もう一度そういうことを、自ら教育委員
会が動こうかと、意欲とかそういうのは
ないんですか。

○教育長（坂元裕人） お答えを申し上げ
ます。

9月に、森館長代理、森議員を通して
境校区で会を開きたいという旨の連絡を
いただいております。そこに出向いて、
在り方について前向きな話し合いが
できればなと思っております。

以上でございます。

○北方貞明議員 先ほど、僕は「に
っちもさっちも」という言葉を使いま
したよね。「にっちもさっちも」と。使
ったですよ、僕は。それで、市長は「
そんなのを言った覚えはない」と言わ
れましたよね。（発言する者あり）えっ
、何。そのようなことを言われました。
これは6月議会の議事録です。そこに、
森議員のところには、はっきり「に
っちもさっちも」と書いてあるんです。
「にっちもさっちもいなくなって

からは」と、はっきりと言っています。
言っていないわけではないです。

○市長（尾脇雅弥） 議事録に残って
いるのであれば、言ったということなら、
そういうことだと思いますけれども、意
味合いとして、ちょっとニュアンスが
違うかなあということをお願いしたか
ったということです。

○北方貞明議員 だから、私はそれを
揚げ足を取っているのではない。に
っちもさっちもいかなないようにな
ってからではと言われたんだから、早
くスタートしてほしいということなん
ですよ。もうおたくも、にっちもさ
っちもいかなるときは駄目になっ
てくるということをおっしゃるん
ですから。

そういうことで、そういうふうになら
ないように、早め早めに教育委員会
並びに市長は先頭に立って、今の立
場で説明をというか、牛根の方々に
はお願いしておきます。

次は、コロナ禍の協議に移ります。

新型コロナ関係ですけども、27日の
全協で説明は、私たち全員聞いたわけ
ですけども。そのことに、私の調べた
中のこと、そのコスモス苑の使用の
経緯です。この間の27日、それで
現在までの。ちょっと後で確認しま
すけれども、これから質問させて
ください。

コスモス苑の利用の経緯について。8
月4日に垂水市に71日ぶりに新規患
者が確認された。8月6日金曜日に
通所者の一時利用停止を決定した。
8月7日に、2回接種していない16
名に、通所リハビリ利用を停止す
る。そして、8月10日、連休明けに
コスモス苑から報告があった。そし
て、8月13日、停止見直しをしたと
。これは、私は情報が来たわけでは
ないんですけども。8月27日、こ
れは初日の市議会の全協で説明さ
れたものです。この順序で間違いな
いですよ。

○保健課長（草野浩一） おっしゃ
るとおりでございます。

○北方貞明議員 おっしゃるとおり
と言われま

した。8月13日、停止見直しをした。これは、私たちは聞きましたかね、全協で。（「聞いたかも」の声あり）聞いたかもではない。聞いていないんですよ。これは、なぜ私たちには、この8月13日の停止というのを知らされなかったのかと。何があったんですかね。これをせっかく見直しをして、市側は再利用できますよと停止者に連絡されたのではないのか。していませんか。そこを僕は聞きたいんです。

○保健課長（草野浩一） 全員協議会に説明をしたのは、13日に県独自の緊急事態宣言が出されて、20日の日に、12日のまん延防止が適用されましたと。協議を進めている中で、その13日の宣言が出された後、その施設側と協議をして、長期化する形になるので、しっかりとこの全員に対して見直しをなさいという形でお話をしたという形でございます。

だから、そこの部分がきちっと明確な言葉で説明をされたかといいますと、説明はしていないと思いますけれども、そういう言葉の含んでいる形になりますので、こちらとしては説明をしたという認識でございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 県のなんでしょう。これは垂水の、13日といったら垂水のことだから。垂水の利用者が、再利用できますよと。これは、その人たちは知ったのに、なぜ私たちだけが知らなかったのかなあと、これは聞いているんです。13日以前はこの答えになっていますよ。だから、ここ。8月、鹿児島県独自の緊急事態宣言を発令と。これは知っているんです。垂水市のことを私は聞いているんですから。なぜ知らなかったのかということですよ。

それから、コスモス苑からの報告ですよ。連休がありましたから、今回は。だから遅れたということかもしれませんけれども、これはコスモス苑と市の保健課とは一体になって行動しているのではなかったんですか。この受入れに。

私は、ここら辺がちょっと腑に落ちなくて。

それで、遅れた。そして停止するにも、まず市に相談し、こういう理由で利用者は停止しますから。なぜなかったんですかね。

○保健課長（草野浩一） まず、13日の緊急事態宣言が発令、出された後、知事の記者会見がございました。その後、その協議をずっと続けていた中で、施設側とその夜にこういった形では長期化するのではという形で話を、協議を進めまして。まず、施設の利用者の方々に、14日からそれぞれのお話をされていると思いますので。

議会のほうに報告がなかったという形でございますが、この報告も含めて全員協議会で報告という形でお話をさせていただいたところです。

それで、今回、市のほうに、一体となってということでございますが、これまでは事前に市のほうにはいろいろな形で、クラスターの部分に関しましても報告があつて、その報告を受けての対応だったんですが。今回の件はあくまでも緊急的な対応が必要だったということで、施設側が先行して対応を取ったということでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 今、緊急、緊急と言われた。緊急であればこそ、市に連絡しないと。それを協議して、そして、県なりに相談して指示を仰ぐとか。新聞紙上でも介護保険法で抵触するのではないとかいうような記事も出ていますけれども。

だから、2回接種しない人を受け入れないのは、既に法に抵触しているわけですよ。そうではないのですか。それは、駄目ですよ。2回接種しないと、施設に入れられないですよと。それが法で決まっているんですかということ。

○保健課長（草野浩一） その法に触れる、触れないという部分に関しては、私では御案内できないんですが、おそれがあるということで、まず県のほうに報告をしましたら、県のほうか

らは合理的な理由がなければ、介護保険における運営基準の部分、サービス提供の拒否の禁止、また2月にございました厚生労働省における通知といったところに抵触するおそれがあるということで、改めて通所リハのサービス提供の在り方について、整理をする必要があるという助言がございました。

それを踏まえて、今回、施設側と協議を重ねておりました。県独自の緊急事態宣言があつて、長期化すると。最初、8月の31日までまん延防止等措置で9月12日までと。明らかに長期化するという状況がございましたので、改めて13日の夜にコスモス苑側と協議をしまして、14日の日からサービス利用者全員に対して、それぞれ現状に合った生活に適したサービスになるようにということで、お一人お一人にお話しをしていくようにという形で協議をしたところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 かみ合わない部分もありますけれども。この老健施設というのは、その介護を受ける、必要な人が介護を受ける権利があるわけですよね。そういう方々に対して、2回接種していないからストップというのは、ちょっと行き過ぎと見る面もあると思います。施設長の、先ほども言いましたように、1月にクラスターを発生したから、二度と発生させてはならないとの思いもあつたんでしょうけれども。そういう、2回目を受けていないのは受入れはできませんという法的な決まりもありませんので。その辺を十分踏まえておいてください。

それで、ちょっと今度は話題を変えますけれども。私が知っている通所者で、頭はちょっと損傷している人なんですけれども、その人も対象者で通所はできなかったわけなんですけれども。その人は、全然理解をしていなかったらしくて、行くのをその人は楽しみにしていた。家族の話聞けば、行くのを楽しみにしていた。

そして、行くときは、車が来れば、もう元気よくおはようございますと言ってあいさつをして乗り込んで、それで帰ってきた後も楽しくハッピーで、元気よく帰ってきたと。そういう人なんですけれども。

その人に、「今度は、あなたは受け入れられませんよ」と、なぜだと聞いたら、その理解ができないんです。やられているもんだから。それで、環境が変われば、パニックを起こすらしいです。その人が。それで、家族のほうで大分、今回は困つたと言っておられました。

そういう意味で、そういう変わったために、家庭内で大変苦勞されたということで、一日も早く通所させたいということだったんですけれども、幸いにして8月30日からその方は通所できたということでした。それは一例として。

それで、最後に質問いたしますが、これはこのような介護施設停止のところは、私もこの新聞紙上で、我が垂水のことしか知りませんけれども、鹿児島県ではほかにこのような事例があつたのか。また、全国的にこういう事例があつたのか。特異な我が垂水市で1件だけあつたのか。その辺をはっきりお聞かせください。

○保健課長（草野浩一） 他市の状況については把握していないところでございます。

○北方貞明議員 んっ。

○保健課長（草野浩一） 他市の状況については把握はしていないところでございます。

○北方貞明議員 把握はしていない。僕らも聞いていないから、把握はしていない。そういう事例はないのではないかなと思つているんですけれども。これは、今後は国でもいろんな議論になるのではないかなと思つています。その次を見届けるしか仕方ないものかなあと思つておるところです。

今日はありがとうございました。これで終わります。

○議長（川越信男） ここで暫時休憩します。

次は、2時25分から再開します。

午後2時19分休憩

午後2時25分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、質問を行っていきたいと思います。

今、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大の勢いは、止まる状況にはありません。本県でも感染拡大が広がっています。

さらに、コロナ感染第5波では、感染性がより高いデルタ株が主流になり、全国的にも子供の陽性者が急増しています。感染状況が大きく変わる中、子供が感染し親が感染することも心配されます。一層の不安が今広がってきているのではないのでしょうか。市民の暮らしを守る対策はさらに求められています。

そこで、以下の点について質問いたします。

1つは、事業者への十分な補償と営業支援で、事業者等の声として、飲食店に限定せず、売上げが減少した全ての関連事業者を対象とし、市独自の支援を行う考えはないか。さらに、時短要請期間中でも固定費負担が多額に発生することから、補助対策を講じる必要があると考えますが、見解を求めます。

2、大規模検査によって、無症感染者を発見、保護、感染拡大を食い止める必要性は、今や多くの専門家の共通認識になっています。自治体がちゅうちょなく取組をすることが求められています。自治体のPCR検査拡充のためにも、県が主導し、財政的支援と検査を実施するよう強く要望することが求められています。見解を伺います。

3番目、学校での対策として、クラスター対

策と簡易検査の実施を強く求めます。

そこで、教職員等については簡易検査を頻回に行う必要があるのではないかと。

次に、陽性者が出た場合の対応について、濃厚接触者を狭く見ず、広めの行政検査を行うことを検討すべきと考えますが、対応はどうなっているか伺います。

学童保育対策としても広い場所の確保が必要です。学童保育のクラスターも増えていると報告があります。現場からも3密対策への深刻な懸念が寄せられています。見解を求めます。

学校対策としてのマスクの支給の必要性はないのか伺います。

4点目、濃厚接触者、自宅待機者等への休業補償と生活支援、買物等の支援へ市民から声が寄せられて、必要性があると考え、問題を提起します。

雇用関係のない日雇いや個人事業者には、濃厚接触による休業は強制力はないため個別補償がなく、社会保険労務士も疾病手当等に準じた救済措置が求められていると提言しています。生活面でも、近隣に生活を支援できる親族等がない場合など、日常生活に支障を来すことになります。

また、休業で収入がなくなり、必要となる生活物資の購入もできないなど、大きな課題です。生活支援について、災害時の緊急時と同等のスキームを構築することが必要です。見解を求めます。

次の質問は、学校給食センターの民間委託について、問題点を検証したいと思います。

食の外部化、多様化が進展し、生活環境の変化、多様化等から、さらにコロナ禍の中で、家族の食事の在り方にも大きな変化が生まれています。栄養バランスの偏りなど、心身の発育にも影響を与えることから、食の教育がさらに重要視される今日です。

このような中、学校給食法に明記されている

ように、学校給食は栄養補給のための給食にとどまらず、学校教育の一環であるという趣旨がより明確にされました。これは、給食、生きた教材として食育を推進するための重要な観点です。今、時代を担う子供たちの学校教育環境をどのように充実、整備していくのか。どのように成長してもらうか、そのためにどういう教育を進めるのか。これは学校教育を考える基本です。

だから、民間委託導入は学校給食の在り方が問われました。なぜ必要なのか、何の目的のため、どのようによくなるのか。納得のいく考えは示されませんでした。結局は、学校給食、調理業務の経費、いわゆるコスト削減だけしか思えません。

そこで、以下の点を質問いたします。

1つ、業務コストを抑えられたのか。人材は確保できたのか。コスト削減されるとしても民間委託と直営の利点、欠点を整理し、削減コストに見合うかどうかを検討されたのか。そのことは将来的にも確定的といえるのか。

2点目、委託するとき、どのようなケースが偽装請負となるのか。それを解決したのか。

以上の点について回答を求めます。

次の問題は、熱中症から市民の命を守る対策について質問いたします。

今年も30度以上の猛暑が続きました。気象庁はこれまで記録的猛暑が続いたときに、一つの災害と指摘し、対策を強く求めました。今年も猛暑が続き、さらに新型コロナ対策で外出自粛が求められている中、自宅での熱中症にかかるリスクが高まり、家庭内での熱中症予防対策が一層重要になっています。特に、コロナ危機は社会的、経済的立場の弱い人たちをより一層困難にし、貧困と格差を広げています。

今求められているのは、ケアに手厚い市政の基本的役割、いわゆる福祉の増進の役割を發揮することではないでしょうか。

そこで、以下の点についてお聞きし、対策を求めます。

1つは、この5年間の熱中症の実態の特徴と対策はどうなっているか。

全国的には、経済的理由でクーラーの設置や使用ができない方が少なくないケースが報告されています。本市ではどういう実態か、そこからどのような必要と対策が見えてきたか伺います。

2点目は、新型コロナ対策で外出自粛が求められています。だからこそ、家庭内での熱中症対策は一層重要になっています。生活保護受給者、低所得者、高齢者、障害者等にエアコン等の購入、設置費用及び使用にかかる電気代の助成の検討が必要と考えます。これは市民の声であります。見解をお聞きいたします。

最後の質問は、個人情報問題についてです。

個人情報保護条例は、個人の権利利益を保護することが目的です。市条例の目的にも、市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の推進を図ることを目的とするとなっています。だから市民は、自治体が個人情報を守ってほしいと考えるのは当然であり、条例はその保障です。

さらに、住民の情報管理は、自治体が責任を持つという住民との約束としてつくられてきたものです。だからこそ、今自治体に求めていることは、プライバシー権、自己決定権、自己情報コントロール権、時代に合う権利保障を確立する必要があるということです。

そこで、以下の点について時代に見合う権利保障になっているか。改正の必要性はないのか。基本的なところについてお伺いいたします。

1つは、本市の条例は目的に合った内容になっていると考えるか。また課題としてどのように捉えているのか。

2、条例で要配慮個人情報や、出身地、LGBTはどういう扱いになっているか。要配慮個人情報の収集は原則禁止の扱いか。取り扱う場

合も審議会の意見を聞くことになっているが、今後も堅持する必要があると考えますが、問題ないのか伺います。

3番目は、個人情報をも本人以外から収集した場合、本人への通知義務はあるのか。また、個人情報の提供を希望しない場合、除外申請ができる仕組みが必要と考えますが、どのように考えているのか。

4番目、不当に収集された個人情報の消却を請求できるのか。

5番目、第9条電子計算組織結合の際の保護措置の理解は、外部機関とのオンライン結合、いわゆる情報連携は、個人情報を処理するために、その自治体以外の機関との通信回線による電子の結合を行ってはならないという規定を維持してきたと思います。この理解でいいのか。それは、この規定が、住民情報の管理は自治体が責任を持つという住民との約束をしてつくられてきたからです。これからも必要な措置と考えますが、見解を伺います。

これで質問を終わりますけれども、不十分な点については再質問を行います。

○水産商工観光課長（大山 昭） 事業者への十分な補償と営業支援につきましてお答えいたします。

緊急事態宣言などにより、県外からの宿泊者がキャンセルとなり、売上げが減少している宿泊業者への支援といたしまして、誘客促進事業に関する予算を本議会に提案させていただいているところでございます。

なお、飲食店以外の事業者からの要望につきましては、商工会の経営指導員が事業所を直接訪問しておりますが、現時点におきましては、そのような声はございません。

また、固定費の中で、家賃につきましては、国の家賃支援給付金へ約20件申請されており、うち半数が飲食業でありますことから、飲食店以外で賃貸店舗を利用している事業者は少数で

あり、ほとんどの事業者は自己所有の店舗となっております。

市独自の支援につきましては、国や県の動向を注視するとともに、近隣市町の状況を調査した上で、慎重に検討することが必要であると考えております。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 自治体のPCR検査拡充のためにも県が主導して財政的支援と検査を実施するよう強く要望するが、市としての見解につきましてお答えをいたします。

6月議会でも申し上げましたとおり、PCR検査等につきましては、県が主体となって実施していかなければならないものと考えているところでございます。

今回、鹿児島県においては、8月6日に感染拡大警戒基準をステージ3に引き上げると同時に、爆発的感染拡大警報を発令したところでございますが、そのとき県外等でのイベントに参加した学生などに、無料のPCR検査を実施することを決定しております。

また、県独自の緊急事態宣言を発令した8月13日には、やむを得ず来県される方への対策として、鹿児島空港及び鹿児島中央駅でのPCR検査を、羽田空港、伊丹空港でのPCR検査費用の割引を、さらには、国の事業で、羽田空港等から鹿児島空港へ向かう便の搭乗者に対し、無料のPCR検査や抗原定量検査を8月31日まで実施することとしたところです。

さらには、まん延防止等重点措置が鹿児島県に適用された8月20日には、これまでのやむを得ず来県される方に加え、離島へ出発される方に対しても、鹿児島空港及び鹿児島中央駅でのPCR検査を、羽田空港、伊丹空港でのPCR検査費用の割引を実施することとし、27日には、学校のサークル活動でクラスターが発生したことから、2学期の開始に伴い生徒等の感染増加が懸念されたため、これまでの県外のイベント

等に参加した学生などのPCR検査の実施を9月12日まで延長することとし、県外から帰ってきた学校の入寮者に対しても、鹿児島中央駅及び鹿児島空港等でPCR検査を9月12日まで実施して、学校等での感染防止を図ろうとしております。

このようなことから、PCR検査等につきましては、県が主導して、そのときの感染状況に合わせ対策を行っているところでございます。

市といたしましては、引き続き、行政検査としない自費検査について、一部助成を行うこととしております。

御質問の県に対する要望につきましては、6月議会終了後、鹿屋保健所管内の1市4町に調査を行いましたところ、全ての市町において要請を行う予定がないとの回答でございました。

市といたしましては、近隣市町の状況や、市議会全体における議論の状況を踏まえた上で、その検討を行う必要があるものと考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） 学校での対策として、クラスター対策と簡易検査の実施を。教職員等については、簡易検査を頻回に行う必要があるのではないかにつきましてお答えいたします。

池山議員の質問でも答弁させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の子供たちへの感染拡大を受け、国から抗原簡易キットが配付されることとなり、本市への配付数は50回分でございます。

今回配付されるキットは、基本的に教職員が対象となっており、出勤後に体調に変調を来した場合で、医療機関を直ちに受診できない場合等において使用することが想定されており、本人の検査実施の希望意思を確認した上で、基本的に本人が鼻腔検体を採取し、検査を実施するものとなっております。

現在、教職員につきましては、毎朝出勤前に検温をし、自分の体調をチェックすることを徹底しており、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等において、発熱等の風邪の症状がある場合には、出勤せずに自宅で休養することを徹底することとしており、出勤後に体調の変化を来した場合は速やかに帰宅させ、医療機関を受診するよう促すことを原則としております。

議員御指摘の簡易検査を頻回に行うことの必要性につきましては、国や県の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、陽性者が出た場合の対応は。濃厚接触者を狭く見ず、広めの行政検査を行うことを求めたいが対応はにつきましてお答えいたします。

陽性者が出た場合の対応につきましては、堀内議員の質問で答弁させていただきましたので、ここでは控えさせていただきます。

濃厚接触者等の特定につきましては、保健所が、児童生徒等や教職員の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査を行っており、保健所がその状況を踏まえて判断することであり、こちらから行政検査を依頼するものではございません。

緊急事態宣言対応地域またはまん延防止等重点措置対象の学校におきましては、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者や、その周辺の検査対象者となる者の特定のため、校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合がございます。その場合におきましても、濃厚接触者等の特定は保健所が行うこととなります。

以上でございます。

○福祉課長（篠原彰治） 学童保育所対策として、広い場所を確保しておくことが必要ではな

いかにつきましてお答えいたします。

広い場所の確保についてということですが、校庭を利用するなどし、室内での密状態をなるべく少なくするなど、各児童クラブにおきまして、工夫をさせていただきながら事業の継続をされているところです。児童クラブにつきましては、保育所と同様に子供の居場所を確保しなければならないとの観点から、コロナ禍においても感染対策に十分注意した上で、児童の受入れを継続していただいているところです。

感染対策として、マスク着用の徹底、施設内の消毒、登園児の体調確認、家族が濃厚接触者等と指定された場合の登園制限などの感染対策を実施しております。

福祉課としましても、国、県から新型コロナウイルス関連の情報が提供されたときは、随時、電話での一報、資料の送付、現場へ赴き説明をさせていただき、コロナ対策を取っているところでございます。

今後も国、県の情報に留意しながら、また、他自治体などでどのような取組をしているか参考にしながら、感染対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○教育総務課長（野村宏治） 学校への不織布マスクの支給の必要性につきましてお答えいたします。

不織布マスクにつきましては、現在、スーパーマーケットやコンビニ及び一般小売店舗にも十分に行き渡っており、価格も安定し、誰でも安心して購入できる状況にあります。

市内の小・中学校におきましては、マスクを忘れたり、汚したり、またはひもが切れたりした児童生徒用に不織布マスクを常備し、適切に対応しているところでございます。なお、垂水中央中学校で約2,000枚、垂水小学校で約1,500枚、水之上小学校で約1,400枚など、小規模校を含めて、在庫につきましても十分確保してい

る状況であり、学校で適切に管理していただいております。

このようなことから、一律に不織布マスクを児童生徒に支給することは考えておりませんが、児童生徒のマスクの状況に応じた個別の支給につきましては、引き続き丁寧に対応してまいります。

以上でございます。

○福祉課長（篠原彰治） 濃厚接触者、自宅待機等への休業補償と生活支援、買物等を行う必要性があるのではないかとつきましてお答えいたします。

国においては、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等に、生活資金でお悩みの方に対し、必要な生活費用等の貸付けを実施しております。

一時的な資金が必要な方、例えば主に休業された方ですが、そのような方に対しては、緊急小口資金という制度が、生活の立て直しが必要な方、例えば失業された方ですが、そのような方には総合支援資金という制度がございます。

社会福祉協議会を通しての申込みとなりますが、このような制度がございますので、御利用していただけたらと考えます。

次に、生活支援につきましては、令和3年9月3日付で新型コロナウイルス感染症自宅待機者への生活支援についての通知がございます。

内容としましては、鹿児島県が小売業者から食料品及び衛生用品を調達し、配送業者を通じて、新型コロナウイルス感染症の陽性者の自宅待機者に無償で提供するものです。

なお、支援開始日は令和3年9月6日からとなっており、自宅待機者に対し、保健所が生活支援の利用希望を確認し、県から直接発送することとなっております。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） 学校給食センターの民間委託に問題はないのか。業務コスト

を抑えられたのか。人材は確保できたのか。コスト削減されるとしても民間委託と直営調理の利点、欠点を整理し、削減コストに見合うかどうか検討されたのか。そのことは将来的にも確定的といえるのかにつきましてお答えいたします。

調理業務と配送業務の民間への委託後の業務コストにつきましては、若干ながら削減されております。

今回、学校給食センターの一部を民間委託しなくてはならなかった大きな要因の一つは、調理技師の人員の確保が大変厳しい状況にあったことでございます。委託したことにより、現在、毎日12人から13人の体制で業務が行われており、人材は確保できているところでございます。

民間委託と直営調理の利点、欠点の整理につきましては、委託前に十分検討し、委託することが、これまでと同様、安全・安心でおいしい学校給食を提供するための最善の方法であると考慮して出した結論でございます。

今回、調理業務と配送業務を委託した業者は、これまでに全国、特に県内でも鹿屋市をはじめ、8市町の学校給食センターを運営している実績のある業者であり、多様なノウハウを持ち、確実な雇用形態による雇用の継続、勤務労働条件の確保により、適切な人員配置を行うことができ、調理技術や衛生面なども独自の研修、指導の下、より改善された調理業務と配送業務を確実に行ってまいります。

委託前から調理・配送業務に従事してくれていた職員からは、1週間前までには人員の配置、担当する調理内容、作業中の導線等が示され、実際に調理するときにも、責任者からその場に応じた適切な指示が出され、スムーズに調理作業ができています、より働きやすい環境になったとの声を聞いております。

また、業務委託後も食材は市が発注し、これまでの調理水準を確保するように、献立の作成、

食材の選定、食材や調味料の分量などは、これまでと同様に、栄養教諭が作成した調理指示書によって調理手順等を責任者と打合せをし、責任者による指示、命令の下、資格を有する調理員等が調理しております。

出来上がった給食も、これまでどおり栄養教諭と市の職員が検食等を行っておりますので、質の高い、安全・安心でおいしい学校給食の提供は、今後も確実にできると考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 私のほうでも補足をさせていただきます。

これまで、垂水市直営の給食は、安全でおいしいということで学校給食を実証しておりました。今回の一部民間委託に際しては、現状のままでは安全でおいしい今の給食を安定的に供給できない厳しい現状がありまして、将来を考えましたときに、熟慮を重ね、決断されたことと理解をしております。

調理業務、配送業務の一部民間委託でありまして、食材等の発注や献立の作成等は、これまで同様、本市の栄養教諭が作成をすることとなります。

結論といたしましては、今回の一部民間委託によりまして、これまでのおいしくて安全な誇れる給食を安定的に供給できる状況となりますことから、何より子供たちのためになる内容というふうに報告を受けているところでございます。

○学校教育課長（今井 誠） 委託するとき、どのようなケースが偽装請負となるのかにつきましてお答えいたします。

職業安定法第44条では、何人も労働者供給事業を行い、または労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならないとあり、労働者供給事業を禁じております。

考えられる偽装請負のケースとしましては、

学校給食センターの調理業務、配送業務を受託した業者の調理技師等に対して、完全直営のときのように、それらの業務について、市の職員や栄養教諭が調理の進め方等を直接指示したり、指導したりすることが偽装請負に当たります。

現在、当センターでは、市の職員と栄養教諭は、受託業者の責任者と指示書を基に話し合い、その日の業務を進めております。調理技師等への指示、指導につきましては、委託側は一切関わることはなく、受託業者の責任者が行っているところでございます。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 5年間の熱中症の実態と対策につきましてお答えいたします。

初めに、熱中症の実態として、鹿児島県が公表しております熱中症の疑いによる救急搬送状況の5年間について御説明申し上げます。

まず、県全体でございますが、平成28年度は1,251件、平成29年度は1,358件、平成30年度は1,332件、令和元年度は1,148件、令和2年度は1,199件、令和3年度は8月末までで802件となっております。

次に、垂水市においてでございますが、消防本部によると、平成28年度は30件、平成29年度は15件、平成30年度は16件、令和元年度が34件、令和2年度が34件となっており、令和3年度は8月までで12件とのことでございます。

また、保健課で行っている熱中症対策といたしましては、市のホームページに熱中症の基礎知識として、熱中症を引き起こす3つの要因、熱中症予防に関する情報、熱中症の対処法を掲載しており、毎年7月には、熱中症予防のための周知チラシを全戸配布しております。

また、昨年度、今年度においては、これまでの対策に加え、コロナ禍においての新しい生活様式における熱中症予防について、市ホームページや全戸配布チラシにて周知を行っているところでございます。

そのほかの対策といたしましては、健康教室や高齢者の集まるサロン等の住民と直接接する機会において、保健師等が、事業の最初に熱中症予防について必ず講話するよう心がけております。

また、高齢者の中には、喉の渇きや暑さを感じにくかったり、エアコンがあっても使用されない方もいらっしゃることから、地域包括支援センターでは、ケアマネジャーや訪問看護師が支援の必要な高齢者に対し、訪問時や電話等において、水分補給や扇風機、エアコンの利用について注意を促すようにしているところでございます。

以上でございます。

○福祉課長（篠原彰治） 新型コロナ対策で外出自粛が求められている。家庭内での熱中症対策が一層重要になっている。生活保護受給者、低所得者、高齢者、障害者等にエアコン等の購入、設置費用及び使用にかかる電気代への助成の検討が必要と考えるがどうかにつきましてお答えいたします。

生活保護者の熱中症予防に関しましては、例年5月の連休明け以降から、居宅生活者に対する現況確認訪問調査の際に、口頭で水分補給や冷所での過ごし方等、助言を行っており、特に高齢単身者等、健康状態に問題を抱えている世帯については、定期訪問以外に電話による現況確認も実施しているところです。

生活保護制度における冷房機器等の購入については、保護基準の中の臨時的一般生活費の家具什器費で対応可能となっており、国の定める5つの条件のいずれかに該当し、熱中症予防が特に必要とされる者については、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、上限5万4,000円の範囲内で認定を行っているところです。

また、低所得者、高齢者、障害者の方々につきましては、行政へのつなぎ役としての民生委

員に、地域の見守りや安否確認などをお願いするとともに、訪問給食委託先にも、給食の配送時に高齢者の安否確認をお願いしております。

熱中症をはじめ、異変を感じたらすぐに市役所への連絡をお願いしております。問題のある方については、福祉課、保健課、地域包括センター等、関係機関で情報の共有、連携を行い、対応をしているところでございます。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一） 本市の条例は、目的に合った内容になっていると考えるか。また、課題としてどのように捉えているかにつきましてお答えをいたします。

地方自治体の個人情報保護については、国の行政機関等を対象とした行政機関個人情報保護法に倣い、垂水市個人情報保護条例を制定しております。

条例の第1条に規定しておりますとおり、個人情報の適正な取扱いに関し、本市の保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにすることにより、市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の推進を図るとの目的に沿った条例となっていると認識をいたしております。

なお、個人情報に係る3法は、令和3年5月19日の法改正で、個人情報の保護に関する法律に統合をされまして、地方公共団体の個人情報保護制度についても、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されることとなっております。

法改正の理由といたしまして、デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たって、情報通信技術の進展の状況並びに個人情報の有用性及び保護の必要性を踏まえた規律の見直しでございます。今後、法改正に関して国からガイドラインが示される予定となっておりますので、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、条例で要配慮個人情報に出身地やLGBTはどのような扱いになっているか。要配慮個人情報の収集は原則禁止の扱いか。取り扱う

場合も審議会の意見を聞くことになっているか。今後も堅持する必要があるが問題ないかにつきましてお答えいたします。

要配慮個人情報につきましては、垂水市個人情報保護条例第2条第3号におきまして、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報として規定をされておりますが、議員御質問の出身地やLGBTについては規定がされておられません。

また、要配慮個人情報の収集につきましては、垂水市個人情報保護条例第7条第4項におきまして、実施機関は要配慮個人情報を収集してはならないと規定されておりますが、要配慮個人情報の収集が法令に基づくものであるとき、実施機関が審査会の意見を聴いて保有個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと認めるときは、要配慮個人情報を収集することが認められております。

要配慮個人情報の取得等につきましては、令和3年5月19日に公布されました改正個人情報法との関係から、今後国からガイドラインが示される予定となっておりますので、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、個人情報を本人以外から収集した場合は、本人への通知義務はあるのか。また、個人情報の提供を希望しない場合は、除外申請ができるべきだがどうかにつきましてお答えをいたします。

個人情報の収集につきましては、垂水市個人情報保護条例第7条第3項におきまして、実施機関は、個人情報を収集するときは本人から収集しなければならないと規定をされておりますが、例外として、法令または条例に定めがある

とき、本人の同意があるときなど、本人以外から収集することができる場合についても規定をされております。個人情報と本人以外から収集した場合の本人への通知については、規定をされていないところでございます。

また、個人情報の提供を希望しない場合は除外申請ができるべきではないかとのことですが、本市の条例においては、そのような規定は整備されていないところでございます。

次に、不当に収集された個人情報の消却を請求できるのかにつきましてお答えをいたします。

垂水市個人情報保護条例第20条第2項におきまして、何人も実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、実施機関に対して当該記録の削除を請求することができることと規定をされております。同条第2項第1号におきまして、第7条の規定に違反して自己に関する保有個人情報を収集したときと規定をされておりますので、規定に違反して収集された個人情報については削除を請求することができることとなっております。

次に、電子計算組織結合の際の保護措置の理解は、外部機関とのオンライン結合は個人情報を処理するために、その自治体以外の機関との通信回線による電子計算組織の結合を行ってはいけないという理解でいいのか。これからも必要な措置と考えるがどうかにつきましてお答えをいたします。

個人情報のオンライン結合につきましては、垂水市個人情報保護条例第9条におきまして、実施機関は、保有個人情報を処理するため当該実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合を行う際には、保有個人情報の漏えい防止等に関する十分な保護措置を講じなければならない。また、結合を行った事実を審査会に報告しなければならないと規定をされております。オンライン結合を可能とする要件としては、法令に定めがある場合は、公益上の必要があり、

かつ個人の権利、利益が侵害されるおそれがないような保護措置が取られている場合が挙げられます。

オンライン結合につきましては、法改正に関して、今後国からガイドラインが示される予定となっておりますので、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 不十分な点について、再質問を行っていききたいというふうに思います。

一つは、新型コロナ、命と暮らしを守る対策のところで、先ほど様々な問題点、今後慎重に検討するということでした。

この間、担当課の水産商工観光課の皆さんは、現場に出て様々な声も聞かれたかというふうに思います。そのことによって今後、様々な施策がされることをお願いしたいと思うんですが。

そういう意味では、今回やはり問題になるのは、関連業種ですね。飲食業、この方々も非常に厳しい状況がずっと続いていて、そしてあと、どうしても関連業種に様々な影響が出てきているということがあると思うんですね。今回はなかった、前回はそういった対策が取られたかというふうに思うんですけども。長引くこういう状況の中で、飲食業を、やっぱり明かりを消してはいけないという、そういう立場でこの問題というのは考えなければならないというふうに思います。

特に、市長もこのことについては様々な声も聞いてらっしゃると思うんですが。その中で、改めてこの事業者への十分な補償と営業支援をということは強くお願いをしたいというふうに思うんですけども、このことについて市長の見解を聞かせてください。今後のことについてです。

○副市長（益山純徳） 持留議員からただいま質問があった件について御答弁申し上げます。

補償と営業支援ということでありますが、鹿児島県については、9月補正において、売上げ

が大きく減少している中小企業、個人事業主に対する支援金の給付を行う事業を計上しているというふうになっております。この制度設計の内容を十分注視する必要があると考えております。

以上です。

○持留良一議員 やはり特に大事なのは、住民の皆さん、関連業者も含めた飲食業、事業者の声だと思うんですよ。その声に対してどういう対応をしていくのか、何ができるのかと。今、市長が常々言われる、そういう対策の必要性、それはやっぱり何といても現場に声があると思うんですよ。そこをどうやっぱりしていくのか、拾っていくのか。そして、市民の皆さんの、事業者の皆さんにどう応えていくのかと思うんですよ。

今、事業者の方々も8時までと、10時までだったんだけど8時までしかできないと。では、その間どうするかということで、非常に、もう4時半から出てきて何とかそこを埋めなければいけない、様々な努力をされているんですよ。そういう努力はちゃんと皆さんに映っているかどうかなのか、副市長どうですか。

○副市長（益山純徳） ただいまの質問に対しましてですが、先ほど水産商工観光課長から答弁がありましたとおり、飲食店以外の事業者からの要望につきましては、商工会の経営指導員が事業所を直接訪問しているということを聞いております。

現時点ではそのような声はないというふうに先ほど答弁しているので、そのようなことだと考えております。

以上です。

○持留良一議員 私は、副市長、市長には、ぜひ現場に出かけていただけて、一体どういう実態なのか、どういう声があるのか、直接声をぜひ聞いていただきたいというふうに思います。

次は、PCR検査の問題。先ほど課長が述べられたとおり、そういう中身で、なかなかこれが進まないというのが現状だと思うんですね。

それで、このことは政府分科会会長である尾身会長のほうも、新たな視点で取り組むということを要望されています。PCR検査または抗原定量検査も圧倒的にキャパシティは増えてきたので、ちょっとでも具合が悪い人は、職場、学校、地域、どこでも気軽に検査できる体制を国、自治体が一生懸命やっていただきたいと。

このことでは、いわゆる無症感染者を発見し、保護して、感染を食い止めるという、まず基本的なイロハだと思うんですね。そこがなくて、その後の対策、その後の影響で事業所を支援しなければならないと。では、そのための全体としての入り口が、なかなかこの間も行われてこなかったということはあると思います。このことはもう指摘しておきたいと思います。再度、指摘をしておきたいというふうに思います。

次、今このPCR検査の問題なんですけども。時短をやりたい、しかしちゅうちょできないという問題が、今課長が言われたような背景があるというふうに思います。思い切ってやりたいけども財政的な問題がないと。この点については、国、県、含めて主導的にやってもらうよう、さらに我々も要請をもっとしていきたいというふうに思います。

それから、学校のクラスター対策と簡易検査の実施問題なんですけども。

昨日の議論の中でも多く出てきたのは、その後の対策です。学びの保障の問題、それから学校の対策の。本当皆さん努力をされて、周りの人も含めて、子供たちの教育の機会均等を守っていかうと、職員、それから先生たちも対策をとっていかうということなんですけども、それはあくまでも現状の中で対策が行われているということ。大事なのはやっぱりその前の問題、今言ったように検査問題だと思うんです。

今回も50回分しか来ないということで、一体これはどういうことだということがあるんですけども。

そこで、学内で感染者が出た場合の対応ガイドラインというのが発表されたというふうに思うんですけども、これについて説明お聞きできますか。この問題で大事なものは、今まで狭い範囲の濃厚接触者に限られていた検査対象を、陽性者が出た場合、クラス全員もすることは可能だというふうに出ているんですよね。この新しい対応ガイドラインの中では、特に定義ということで、濃厚接触者の問題をきちっと捉え直していくということが出てきました。

それで、濃厚接触者や検査対象者の速やかな特定が困難な場合、ガイドラインではどう示しているかということ、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学校等の全ての者を検査対象の候補とすることが考えられると。保健所の調査を待たなくても、濃厚接触者や検査対象の候補者リストを学校が作成し、それを保健所が認定すれば行政検査の対象になるということに大きく変わってきたんですよね。これはやっぱり幅広く問題を捉えていかないと防げないではないかと。まさに入り口の問題、対応のその後の問題よりも、入り口の問題をやっているというんですけども。

そして、何よりも大事なものは初動体制ですよね。そうなってきたときに大事なものは、教育委員会と保健所が考え方を整理しておくということだと思んですが、保健所とはどういう関係になっていますか。

○学校教育課長（今井 誠） 教育委員会が直接保健所と交渉することは残念ながらございません。

しかし今、垂水市で教員がこういう形で、しっかりした体制で授業を行えているのは、各学校の先生方のチーム学校としての動きだと思います。一人が少しでも熱があったら、この前

ちょっと報道でもありましたが、陽性であることを隠して学校に勤務して、子供にうつってしまったという事例もございます。

本市につきましては、そこがやっぱりチーム学校として動き、少し異常があったらもう休みなさいと学校長は指示を出しております。それに対しての補強体制も取っているところでございます。ですから、先生方が休みやすい環境であるからこそ、今の現状が維持できているというふうに理解しているところでございます。

議員が御指摘のように、確かに教員がPCR検査をその都度ごと受けられることができて、より安全な、それを担保して教壇に立つことがベストではあるというふうに考えますが、なかなかそれが叶わないところではあるところでございます。

そこをもって、だからこそ、こういう対策をしていくんだというふうな強い意識、危機感を持って先生方は現場で授業に取り組んでいただける、対策を組んでいただける、そして子供たちに感染しないように注意して、日常の学校生活を送っていただけるというふうに私どもは感じているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 私は、保健所とは考え方を整理しておく必要があると。この対応のガイドラインが出たわけですよね。万が一、そういう形、陽性者が出た場合、クラス全員を対象とするということ。そのとき、では保健所とどういう連携ができるのか。そのところは、では整理されているのかということだったと思うんですけども。

この対応ガイドラインが出たのが8月27日だったですかね、そうすると時間的な問題もあると思います。だから今大事なものは、確かにおっしゃるとおり、PCR検査が頻回にできれば、もうそれにこしたことはないわけなんですけども、実際はそういうことはできない中で、では

どうするのかと。抗原検査も限られているとなったときに、その後の救済対策、もう本当に、クラス全員を対象とした形できちっと対応していこうという、そういう考えがないと、全体としてこの問題、対応できないと思うんです。本当に子供たちの命を守れないと思うんですよね。そこのところは、ぜひ保健所との考え方をぜひ整理していただきたいというふうに思います。

それと、あと昨日の議論の中でも出てきた問題ありましたよね。いわゆる教育の均等、機会均等の保障の問題、いわゆるタブレットの問題ですよね。

今、現状はなかなかそういう問題は発生していませんけども、今後、起こり得ると。これまたGIGAスクールのある意味での谷間だったですよね。その問題があって、そして、あと子供たちの機会均等、教育の保障がされないという、教育の格差がこの時点でも指摘されたんですけど、実際こういう事態が発生していくと思われるという問題があります。この問題は気をつけて対応していただきたいというふうに思います。

そしてもう一つは、やっぱり子供たちの問題として、心の問題があると思うんですよ。様々不安だし、そして今朝の新聞にも様々出ていましたけども、いろんな問題が出ていましたけども、やっぱりそこをどうしていくのかという部分は非常に重要な問題だろうというふうに思います。

子供たちが、また保護者がウイルスを正しく、恐れることがないようにするために、そしてまた子供たち、不安定なそういう状況の中で、では、どうその問題に取り組んでいくのかという関係において、心のケアの問題。特に今2学期です。中学生も含めて非常に心の問題、進学の問題も含めてあると思うんですが、その辺りの対応はできているんでしょうか。

○教育長（坂元裕人） 大事な御指摘だと思います。

ます。

心のケアにつきましては、今、持留議員が申された「心の天気」、このアプリを使いまして、朝、夕、子供の心情を把握しながら、そしてリアルタイムで教師が関わっていくと。しかも担任だけではなくて、管理職、あるいは養教、チームで関わっていくということで心のケアをしております。

したがって、何か様子が変わったなというときには必ず声かけをするという体制を全ての学校で整えて、今子供と向き合ってもらっているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 ぜひ、この格差の問題、教育の機会均等の問題、タブレットを含めて、そういうことはぜひ対策を取っていただきたいと。そういうことがないように、ぜひ取り組んでいただきたいとします。

今日は皆さんのところに資料をお渡ししていただきましたけども、文科省がつくった。子供たちがこんな多いとは思いませんでした。実際、この資料から見て、これだけ子供たちが感染しているんだという実態の報告があったものですから、この件を紹介したまでです。

それで、次は、学校給食の民間委託の問題なんですけども。

先ほど言われたとおり、これはこの前募集されたチラシですよ。私たちが東洋食品を調べてみたんですよ。そうすると、頻繁に募集をかけているんですよ。これだけいっぱい募集をかけているんですよ。何でこんな事態が起きるのかなあというのは、ちょっと十分に研究はしていないんですけども。やっぱり、勤務の状況、中身含めていろいろあるかと思います。それは実態は分かりませんが、やはりこれだけ募集をかけるということは、不安定雇用をこの関係がつくり出していることも指摘ができるのではないかなというふうに思います。そのことを

まず私たちは頭に入れておかなければならない。要するに、民間委託して、パート化されて、そのことによって、やっぱり結果としてこういう実態が生まれてきているという現実を見なければいけないと思いますね。そのことをまず報告をしておきたいというふうに思います。

それからもう一つ、皆さんのお手元にこういう、行政サービス民営化ということで、お渡しをしたと思うんですけども。

直営の給食センター、民間委託。要するに人件費を削減するんだということで、会社のほうはこういう形で人件費が削減されて、物的経費は変わりませんよね。直営だろうが民営化だろうが変わりません。そして、会社ですから利益を生み出さなければなりませんよね、利益を、会社ですから。だから今回、事業費を受けたとしても、その中に、では中身はどうかというと、当然利益をつくり出していかないと会社は将来的に営業することはできないわけですよね。だからそれを簡単にしたやつなんですけどもね。まずこれを頭に入れながら問題を見て行かなければならない。

先ほど言ったとおり、将来的なことに関して確定的なことをいえるのかということをやったんですけど、その点については問題ないでしょうか。

○学校教育課長（今井 誠） まず、議員御指摘の先ほどの募集をまだしているのではないかといいことですが、現在、13人が確保できています。そして、3人が鹿屋からのヘルプという形になっています。ですから、その3人分をあとやっぱり地元から取りたいという気持ちがあって、そういうふうな形で募集しているというふうに御理解頂ければと思います。

そして、今まで週5日働いていた職員は1人だったんですが、それが現在、9人が週5日働けるようになっておりますので、そういう形で、人員は先ほど申し上げた、毎日12人から13人確

保できているということでございます。決して確保できていないわけではなくて、ただ単に今はヘルプで入ってくれている鹿屋のメンバーを、最終的に垂水から取りたいというところで募集をしているということでございます。ですから、日常的な勤務体制が崩れることはございません。

そしてまた、先ほどありました議員が出していただいた、この、当然企業ですので利益をもってというところが、その部分ではありますが。この表でいく人件費等につきましては、先ほど言いましたように、今回、4業者がプロポーザルに参加していただきました。その中で、やっぱりこの人件費等を削減している会社も当然あります。そうすれば300万ぐらい今年度より安くなった。先ほど申しましたが、少しだけというところは、ほぼ今年度と変わらない、直営のときと変わらない。そこは何かというと、その人件費をしっかりとその企業が取っていただいている会社がプロポーザルで業者決定したというところがございますので、そのように御理解いただければと思います。

そして、これはあくまで3年間契約しておりますので、今後その内容を見ながら、また3年後というところが考えられるということでもありますので、それも担保してございますので、それは継続した形でいけるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 そういうことでも、なかなか、ではこの問題が安定的に運営できるかということではないわけです。当初からやっぱりそういう不安を抱えた形でスタートしたと。外から。地元に戻元できないわけですよ、結果として。そういう問題もあるんだということをご理解しなければならぬ。

次、偽装請負の問題なんですけども、機材等は受託者が準備しなければならない、もしくは賃貸契約を結ぶ。食材は受託業者が準備するこ

と。先ほどはこれまで同様と栄養教諭と市の職員が行うと言われました。受託者の責任において調理業務を行う、市のマニュアルは独自でということになると思うんですが。

これちょっと引っかかるのは、これまでと同様で栄養教諭と市の職員が行うということ、これは引っかけませんか。

○学校教育課長（今井 誠） これについては、その責任者とだけ話ができる、直接今そこで調理している、配送をしているメンバーに指導はできないということでございますので、当たらないという。当然この業者、先ほど申した8市町で既にセンターを経営しておりますので、どこのところでもそういうことは発生していないという事実がございます。

以上でございます。

○持留良一議員 いわゆる労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準というのが示されていますよね。自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備もしくは器材、または材料もしくは資材による業務を処理することということですね。自ら行う企画または自己の有する専門的技術もしくは経験に基づいて業務を処理するということだというふうに思います。だから、そうするとこの辺りが不透明になっちゃうんですよ、今の段階でいくと。これ該当しちゃうんですよね。

そしてまた、調理、設備、資材等は委託契約書とは別個の双務契約、互いの契約に書かれている、この場合、有償契約であるということがありますけども、この辺りはどうなんですか。

○学校教育課長（今井 誠） 今回の場合は、調理業務、配送業務の一部の委託でございますので、完全な民間企業への委託ではございませんので、直営部分を守りながら、一部ということでございますので、施設等は直営している市のものを使っても問題はないというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 それは法的にも問題ないということですよ。弁護士とも相談されたんですね。

○学校教育課長（今井 誠） 今回お聞きしている企業につきましては、しっかりと事前の一次審査のときに、これまでの経営状況も審査していただいております。何より、同じような形でどこの市町もやっておりますので、今までどこでも問題は発生しておりません。それでありますから、安心できる企業であるというふうに確信を持っているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 また、これは再度いろいろやりたいと思います。

次の熱中症対策、エアコンの問題、これ生活保護世帯に対しては、きちっと情報なり内容が伝わっているんでしょうか。申請主義だから、なかなか情報が伝わらないと申請されないと思うんですけども、その点についてはどうですか。

○福祉課長（篠原彰治） 生活保護を受給する際に、最初で説明のほうはしております。今回議員からこういった御質問があったことによって、今後なおさら丁寧な説明を行っていきたいと考えております。

以上です。

○持留良一議員 前後したんですけども、もう後のところはまた後でやりたい、また次回やりたいと思います。

個人情報の問題、最後になりますけども、時間がないので。

この2点目の除外申請の問題なんですけども。これ福岡とか京都市はちゃんとできるようになっているんですけども、先ほど、うちはないということでしたけども、きちっと整備する必要があるんじゃないでしょうか。

○総務課長（和泉洋一） 現在の条例は、法に基づいて策定をしております。今後につきまし

でも、法改正がありましたことから、国が示すガイドラインに沿って適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 先ほど、私は冒頭、大事なものは何なのかということで、個人情報のプライバシー権、自己決定権、自己コントロール権、これが保障されなければ、やっぱり本市としての条例の目的は達成しないということを強く早々訴えたはずなんですよ。

そうすると、今の除外申請というのは、特に自衛隊との名簿の関係で、自分の名前が除外申請できること。何でこれに使われるんだということも含めて、除外申請がなければ、基本的にはプライバシー権、自己決定権、自己コントロール権は確立することができないということはあると思うんですが。

まず一つは確立する、そこに強い考え方があるのかどうなのかということ、除外申請、これはやるかやらないか、まず述べてください。

○総務課長（和泉洋一） あくまで国のガイドラインに従って事務をやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 もう時間がありませんけど、非常にこの問題について、個人情報保護法が壊されてしまうんじゃないか。そしてまた、市の姿勢としても自己決定権、コントロール権、これが十分今の中では果たされていない、そのことを指摘をして終わりたいと思います。

○議長（川越信男） ここで暫時休憩します。次は、3時35分から再開します。

午後3時25分休憩

午後3時35分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、川畑三郎議員の質問を許可しま

す。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 7月23日、東京オリンピックが開幕し、パラリンピックも8月5日で閉幕、世界に感動と勇気を与えました。新型コロナウイルス禍の中で無観客での競技は、テレビ等で感動の連続でありました。

それでは、先日通告いたしておりました案件について質問いたします。

農業振興について。

中間管理事業については、先日の質問で答弁がありました、機構集積協力金交付事業、農地中間管理機構関連農地整備事業などあります。内容をお聞かせください。

活動火山周辺地域防災農対策について。この事業は、桜島降灰で農作物の被害が多かったため、ビニールハウス等の整備が図られたものであります。現在の事業の内容について伺います。

長い梅雨も終わり、夏本番の8月中旬から梅雨末期を超える大雨が長く続き、日照時間も短く、農業にも被害を与えたのではないのでしょうか。災害の状況をお知らせください。

次に、水産業、商工業の持続化給付金について。

これまで垂水市においては、売上げが減少している事業者へ様々な対策を講じられております。水産業へは水産物給食食材供給事業、ブリ・カンパチ丼、昨年末の医療従事者並びに市民へのブリ、カンパチの配布など。商工業へはプレミアム付商品券、県飲食業支援事業。観光業へは、おもてなしキャンペーンなど、事業者の方々へは支援対策となり、大変喜んでいたようであります。まだまだコロナ禍の中、事業者の厳しい状況が続くのではないかと思います。今後も経済対策に力を入れていただきたいと思っております。

水産業、商工業へ昨年度に引き続き、売上げ

減少事業者への持続化給付金は、補正予算では約60%で減額されております。減額の理由として、周知漏れ等はなかったのか、実績と併せてお聞かせください。

最後に、市庁舎についてお伺いいたします。

先ほど、鹿屋女子高建設費の話がありました。私としては学校の校舎と市役所の庁舎では用途が異なるので参考にならないのではと思っておりますが、その辺り執行部はどうお考えなのかお聞かせください。

耐震診断は簡単にいえば、旧耐震基準の建物が新耐震基準を満たしているかどうか評価するということだったと思います。

昨日の質問では、耐震診断の結果、NGが出ても耐震補強をすれば基準が変わらない限りは10年、20年と使い続けても問題はないということでありました。この診断結果が出たら、どのような対応を行うことがよいのか。専門家の意見をしっかり聞く必要があると思いますが、専門家の意見を聞く予定があるのかについてお伺いし、私の1回目の質問を終わります。

○農林課長（森 秀和） 中間管理事業につきましてお答えいたします。

農地中間管理機構の利活用状況と課題については、前田議員の質問でも答弁いたしました。そのほかに農地中間管理事業の主な内容といたしまして、最大20年間の農地利用権の設定が可能となります。また、農地中間管理事業のメリットとして、複数の方より農地を借り受けた場合でも、農地中間管理機構が賃借料を管理することから、決められた月に一括で支払うことができるほか、機構集積協力金交付事業や農地中間管理機構関連農地整備事業など、農地中間管理事業を活用することで実施可能となる事業もございます。

現在、水之上宮前地区において、事業計画の採択に向け取り組んでいる農地中間管理機構関連農地整備事業について御説明いたします。

この事業は、農林水産省の農業農村整備に関する補助事業であり、事業実施主体は鹿児島県となります。農地中間管理機構に貸し付けた農地の所有者は、費用を負担することなく圃場整備を実施することができる事業で、離農問題や農地被害が多いこの地区に有効な事業の一つと考えております。

また、担い手への農地集積・集約を進め、農業の生産性、農業者の所得向上や産地の育成はもとより、遊休農地や荒廃農地の未然防止に有効な事業と考えております。

この事業の採択要件は、事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること、事業対象農地面積は、中山間地域等でございますので5ヘクタール以上、農地中間管理権の設定期間が事業計画公告日から15年以上、事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手へ集団化すること。そのほか、事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内に20%以上向上させるなど、要件のハードルが高くなっております。

現在の集積率は、面積割で43.4%となっておりますが、相続未登記の農地が多いことから、貸付申請等に時間を要しております。事業採択までタイムリミットもあることから、鹿児島県農地中間管理機構や鹿児島県と連携し、地域の皆様の願いである圃場整備を実現できるよう進めてまいります。

続きまして、活動火山周辺地域防災営農対策事業につきましてお答えいたします。

本市は、桜島降灰の激甚地域であり、降灰や火山ガスによる農作物への被害が甚大で、作柄の変動が大きいことから、昭和50年代から現在に至るまで、活動火山周辺地域防災営農対策事業により、ビニールハウスなどの整備が図られ、サヤインゲンなどの施設園芸が盛んになってきたところであります。

国庫事業、県単独事業により、土壌矯正、被

覆施設、被覆資材更新など、防災営農対策事業を実施することができるため、農家巡回、技連会だよりによる周知を行うなど、事業推進を図っております。

また、鹿児島市、霧島市、鹿屋市、本市の4市で組織する協議会で、事業の課題を協議し、国、県に対し農作物の被害防止、軽減を図り、農家の経営安定と地域農業の健全な発展を推進するため、予算確保、火山ガスの研究、事業の採択基準の見直しなどの要望活動を行っております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 梅雨から8月豪雨までの災害状況につきましてお答えいたします。

まず、梅雨期についてでございますが、本年度は例年より19日早く、5月11日に梅雨入りし、長雨による災害発生を危惧いたしました。比較的雨量が少なく、道路に流出した土砂災害や、側溝が閉塞する被害はございましたが、大規模な崩壊はございませんでした。

梅雨明け以降は例年台風を心配いたしますが、8月に入り予想外の前線が発生したことにより、まさに梅雨末期を思わせるような豪雨が全国各地で発生いたしました。

本市の状況につきましては、市長の諸般報告にございましたとおり、多いところで総雨量800ミリ以上を観測されましたが、被害につきましては、道路や側溝の土砂除去が16件、河川の土砂除去が4件あり、いずれも重機借上料で対応することとしております。また、公共施設災害として申請する災害が、市道高峠線で1件発生しております。総雨量が多く強い雨が降ったにもかかわらず、比較的被害が少なかったことに胸をなで下ろしたところでございます。

高峠線につきましては、現在、通行止めとしておりますが、災害査定終了後は速やかに発注し、早期完成を図ってまいります。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） まず、本年度の梅雨前線での災害につきましては、土木課長から答弁がありましたとおり、比較的雨量が少なく、道路や用排水路に土砂が流入する被害はございましたが、大きな被害はございませんでした。

次に、8月豪雨でございますが、昨年7月豪雨災害を教訓に、災害復旧箇所や危険箇所の点検を行い、農道、林道、山腹崩壊箇所などに大型土のうを設置するなど、事前対策を行った結果、大規模な土砂流出は免れたと考えております。

しかし、短期間に雨が集中したことにより、のり面の崩壊や道路、用排水路に土砂が流入する被害が市内13か所で発生しております。災害箇所の復旧作業は、重機借上げで対応してまいります。

また、今後の台風襲来に備え、事前の防災対策も講じてまいります。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 水産業、商工業の持続化給付金の減額理由につきましてお答えいたします。

水産業につきましては、両漁協全ての組合員を対象といたしまして、垂水市漁協219業者、牛根漁協65業者、合計284業者、商工業につきましては、市商工会員281業者、非商工会員192業者、合計で757業者を対象といたしまして、全ての業者へ案内文を送付しております。

その後、両漁協、市商工会、水産商工観光課に相談窓口を設けまして、5月10日から5月31日までを受付期間としておりましたが、申請者が少ないことから、6月1日から6月7日まで受付期間を延長し、関係機関と協力の上、申請されていない全ての業者へ電話連絡し、確認したところでございます。

給付実績といたしましては、垂水市漁協は41業者、牛根漁協は30業者、市商工会員は147業者、非商工会員は88業者、合計で水産業71業者、

商工業者235業者。対象業者であります757業者のうち、306業者、約40%であり、令和2年度の給付事業者数とほぼ同数となっております。

なお、関係機関におきまして、申請書類の確認をしておりますが、申請された全ての業者が給付要件を満たしており、給付したところでございます。

対象事業者のうち、約60%の事業者が申請されていない理由につきましては、全ての業者に連絡するなどの対応をしておりますことから、周知漏れではなく、電話連絡の際に確認したところでは、売上げが20%以上減少しておらず、給付要件に該当していない業者がほとんどでございました。

以上でございます。

○副市長（益山純徳） 川畑議員の市庁舎についての質問のうち、鹿屋女子高について御答弁申し上げます。

3月までの外部検討委員からの提言におきまして、新たな庁舎に関しましては、行政手続デジタル化に伴う市民サービスへの対応、防災への対応の必要性など、その機能について触れられております。このようなことを踏まえますと、学校の校舎と市役所の庁舎とではその役割が異なるため、単純に比較することは適当ではないと考えております。

いずれにいたしましても、昨日、市長が答弁いたしましたとおり、財政の問題と期間の問題の2つの課題というものがある中で、まずは耐震診断の結果を受けまして、外部検討委員会や庁舎整備検討特別委員会での議論を踏まえた上で、現庁舎への対応を整理する必要があると考えております。

以上でございます。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 耐震診断についてお答えいたします。

現在、本庁舎の耐震診断業務につきましては、委託業者より、図面や現地調査、コンクリート

強度から構造耐震指標、いわゆるI_s値などの算定が行われ、第三者機関であります建築物耐震診断判定委員会の審査が行われていると報告があったところでございます。

耐震診断結果については、これまで御説明しておりますとおり、暫定値の報告が委託業者より頂ける予定であり、報告を受けまして、外部検討委員会で協議を行っていただく予定でございます。

また、耐震診断結果につきましては、議員御指摘のとおり専門性が高いことから、協議の際には、外部検討委員会の建築の専門家3名の説明や解説等を頂きながら協議を進めていただきたいと考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 2回目の質問に入ります。一問一答方式でお願いいたします。

中間管理事業についてです。昨日もこの事業について質問があり答弁があったわけですが、特に関今、水之上のほうで耕地整備をまとめてするように、補助事業を頂いてやろうとしている状況の中で、今、水之上地区でその委員会を立ち上げて、地域の人とみんなで一緒にやろうということになっているわけですが、その人数と内容についてちょっと教えてください。

○農林課長（森 秀和） 水之上宮前地区は、稲作が盛んな地域でございますが、高齢による離農など、将来を不安視する声がございました。

このようなことから、耕作者を中心とした地域有志の方々と協議を重ね、昨年12月16日、農地中間管理事業の推進母体となる宮前地区農地集積協議会設立総会を開催し、会長を筆頭に、副会長2名、書記、会計1名、監査2名、理事3名、計3名の役員を中心に活動をスタートしております。不定期ではございますが会議を開催し、農地集積の状況、今後の推進等について情報共有を図っているところでございます。

また、県農村整備課による検討会にも、会長をはじめ数名の役員の方々に出席いただき、事業の内容について御理解を深めていただいているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 皆さんも御承知と思いますけれども、水之上地区は取水のほうで大変苦勞する状況で、この事業がうまくいきますと、耕地整備と取水とが一括してできるわけで、大変、本当に農家のためになるわけですけれども、なかなかこの事業をやり遂げるまでには苦勞もありそうな気がします。

20年間という利用権を結ぶことができれば、規模拡大を目指す若手農家や農業法人など、中長期的な経営の計画を立てることが可能となることから、本市の主産業である農業の発展のためにも、この事業をぜひ活用していく必要があると思うわけであります。

農地の取扱いについては、登記や戸籍など専門的な知識が必要となると思います。また、相続人が何十人となるケースもあることから、今、農林課のほうでは推進委員が1名の体制でやっていますけれども、なかなかスムーズな事業展開は、私は望めないのではないかと思います。金額的にも大きくなるわけですので、農林課や農業委員会が一体となって推進していただくようにしなければなりません、そのためには推進委員が1人ではなかなか先に進まないということであれば、登記や戸籍などの専門的な知識のある人もいなければ、私はさらに先に進まないと思いますので、これは要望として、市長、農林課長へ話して、なるべく専門的な人をつぎ込んで、必ずこの事業をやり遂げていただくということを、私はこれで要望としていきたいと思っております。一応そういう点でこの件は終わります。

それから、次の活動火山周辺地域防災営農対策事業のことですけれども、今、課長のほうで

説明がありましたが、現在のこの事業の取組はどうなっているのか、お知らせいただきたいと思っております。

○農林課長（森 秀和） 活動火山周辺地域防災営農対策事業の進捗状況につきましてお答えいたします。

過去5年間の実績は、ビニールハウスの導入が3組合、11棟、トンネルハウスの導入が2組合、90列となっております。資材、重油価格の高騰により、初期費用が安価で栽培管理のしやすいトンネルハウスにシフトしている傾向にございます。

また、若手農家が本事業を活用してトンネルハウスを導入するなど、規模拡大を図っております。最近では、規模を縮小した農家のビニールハウスを若手農業者が引き継ぐなど、空きハウスをうまく活用しております。

今後も本事業を推進し、農作物の被害防止、軽減を図り、農業者の経営安定を図ってまいります。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。この事業につきましては、もう長い年月がたってこの防災営農対策ということで、桜島の2市3町——前は2市3町と言いましたけれども、国のほうに要望に行って、ビニールハウスとか土の矯正のための補助をもらうために陳情に行っていたわけですけれども。今後の予算等を見ますと、前からしたら大分金額がちょっと低くなっているようですね。

というのは、ハウスももう今、後継者不足で大型ハウスが少なくなったと。特にトンネルハウスになって、そういう状況が今進んでいるということであるようですので。ですから、さっきお話がありましたように、若い人がハウスを引き継いでやっている方もいるということですので。お話を聞けば、若い農家の方が上野台地とか元垂水地区に結構いると聞いていますので、

そういう人たちも連携取りながら育てて、後継者を育てていければと思います。この事業をもう少し活用しながら先に進めてください。そういうことで終わります。

それから、災害の状況ですけれども、今の土木課長、農林課長のほうからお話がありました。今年は雨量の割には災害がなかったということで、まあ、ほっとしているわけですけれども。

私の海潟の岡の三角のため池があるわけですが、あそこ毎年砂が流れるんですよ。まだ工事がもうちょっと済んでないんですけど、今年もあそこに砂が出て、集落の側溝を持ち上げて作業したので、すぐ対応をお願いしたんですけども。それには土木課のほうですぐ来ていただいて、もうその日によくしていただきました。ありがたいことです。だからそういうことで、緊急でできることは対処していただきたい。ありがたいということをおきます。

それと、海潟の福岡原農道から流れてくる水があるわけですよ。相当水量が出ます。飛岡のほうに行く分と東和田に落ちる分があって、その東和田の分で金網を張って土砂を止めて、それを取り除いてということで、あんまり被害はないんですけども、その件についても今回取っていただきました。ありがとうございます。

そういうことで、いろんな災害があったとき、要望に応じて、土木、農林のほうも頑張っていたきたいということをお願いして、一応この分は終わりたいと思います。ありがとうございます。

次に、水産業、商工業持続化給付金について。

予算を見てもみますと、相当減額されていたので、みんなに周知してあるのかなと思いましたので、今回挙げてみましたけれども。話を聞けば、前回と同じぐらいのようなどということだったんですけども、結構喜ばれる事業で、特に水産業の方は喜んでいらっしかったです。

漁協と水産商工観光課の課長等にも一生懸命

頑張っていたと聞いておりますので、いろんな引き続いて、漁業のほうも商工業のほうにも力を入れていただきたいなと思います。

ちょっとそこで、新型コロナの関係で今、食堂等も閉まったりしている状況が結構ありましたけれども、桜勘食堂ですよ、垂水の。あそこも結構お休みがあったんですけども、理由としては新型コロナだと思うんですけども、そういう状況をちょっとお知らせいただきたいんですが。

○水産商工観光課長（大山 昭） 桜勘食堂につきましては、通常営業が20時以内となっておりますことから、まん延防止等重点措置の時短要請店には該当しておりませんが、県内外からのお客さんが多く、漁協への関係者並びに従業員も多いことから、感染予防対策といたしまして、自主的に8月21日から31日までの11日間休業されたようでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 漁協のほうはそういうことで、人数も多いということなんですけれども。あそこの場合は加工場も同じ館にありますので、それも心配されたのかなと私は思います。だから、正常に動いたということで、ブリ・カンパチ井の販売等もこれから始まるのではないかと思いますので、またいろんな面で御協力のほうよろしくお願ひします。

以上で、一応終わりたいと思います。

次に、庁舎の耐震についてですけれども、先ほどの中で、鹿屋女子高が出まして、私も鹿屋女子高のPTA会長もしていました。だから、よくあそこ行って、最近よく、見た目はよくなったなという気持ちはある中で、今度の庁舎の関係、どうか知らないけど二十何億でできたと。それはやっぱり庁舎との関係を言われたのかなと思うんですけども。まだ庁舎も造る、造らないははっきりとしてはない中でのそういう発言ですね。やっぱり我々

議員もですよ、そういうことが独り歩きしてしまうと、あそこはこの金額でできたんだよ、こうだよというようなことになって、先に進まないですよ。（「ですよ」の声あり）今度はみんなと一緒に、協議をしながら造りましょうということで、全協でみんなで決めましたよね。そういうことを考えてやらないと、こういう先走ったことを言えば、勘ぐる人がいて、走りますよ、この言葉は。

もう一つは、屋久島の庁舎の問題、覚えていますか。あそこも問題になった庁舎ですよ。もめにもめてできた庁舎。それをいかにも市長と反対の方々は、いや安くでできた、木造でできた、いいのができたというけど、あれはもう地域の屋久島では問題があって、争って争ってあれになったんですよ。（発言する者あり）あれは、いやよかった、あそこはよくできたと、二十何億でできた。もうそう言うと、みんな知らないの、ちょっとは勉強に行かなければいけないですね。（発言する者あり）何よ。（発言する者あり）何をやるって。（発言する者あり）分からないか、あんた。何よ、庁舎の問題をやっているのにあんた何言ってんの。（発言する者あり）何を言うのよ。（発言する者あり）だからそういうことがあったと僕は言うだけで、独り歩きしちやいけないよということよ。（「そうだ、そうだ」の声あり）そういうことを僕は、みんな一緒になってやっているだろう、今。（発言する者あり）そういうことで、先が分からなくなるから、ちょっと待ってよ。（発言する者あり）そういう女子高のその問題は、女子高は立派なものができてよかったですよということと終わりたいと思います。

最後に、庁舎に移りたいと思います。

先ほど総括監のほうから、耐震診断結果については、建築の専門家3名がいる外部検討委員会で、説明や解説を頂きながら協議が行われると御答弁がありました。

大事なことは、誤解を生じさせないことですよ、誤解を生じさせない。間違った解釈、勝手な解釈がないようにしないと、自分勝手な解釈をすれば、議員が恥をかくと。だから、我慢すれば我慢するようにしていないと、僕は先に進まないと思いますよ。議会へも報告をされると思いますが、誤解を生じさせないよう丁寧な説明を僕はお願いいたしたいと思います。

昨年の12月議会で、私は白紙化以降の進め方について確認いたしました。

市の執行部としては、計画が白紙になった今、市民や職員の安全確保を第一に、まずは庁舎の耐震診断を行い、その結果を確認して今後の庁舎の在り方について、市民の皆様にご意見を伺っていくと私は受け取っております。

現在、そのとおりに進んでいて、耐震診断の結果がもう出るというので、それまではじっと我慢して、結果が出て、また外部検討委員会で検討し、我々の委員会でもまた検討しながら方向づけがされるんだと思います。

今日の午前中の中でも、誰がこれを決めるのかというのがあったけど、これはそういうことを協議しながら、執行部が決めて、こう行きますよというのが普通のパターンですよ。そういうことですから、そういうのを聞くのはやば。だから、そういうことで今後進めばいいわけですから。

それから、庁舎の建て替えについてですけれども、昨日の質問で、財政の問題、期間の問題があると指摘されました。私も非常に大きな問題だと思います。お金がないのにいくらする、どこに造るぞと。ただそういうことばかり先にいって、誰が銭を出すとかということにもなりますので。

そういうのを控えながら、期間の問題もあります。非常に大きな問題だと思います。市民や職員の安全・安心を第一に考えた場合、建て替えまでの期間が相当僕にかかるのではないかと

思いますね。すぐはできないでしょう。

どういう結果になるか知らないけど、一応耐震結果を見ながら先に進まなければならないということになりますね。現庁舎がもしも耐震補強が必要と診断された場合、まさか、補強をしないでそのまま使えばいいというような意見はないとは思いますが。

市長としても市民、職員の安全をまずは考えていただきたいと思いますが、市長はどんなお考えですか。

○市長（尾脇雅弥） 市長の考えはどうかということでお答えをいたします。

まず、第一に考えなければいけないことは、市民の皆様の安心・安全、そのための対策ということであろうかと思えます。

池山議員また篠原議員の御質問でもお答えをいたしましたけれども、新庁舎計画が白紙となりまして、現庁舎への耐震診断結果を踏まえた対応、そして新たな庁舎の在り方も併せて考えていかなければならない状況ということとなりました。

そういった中で、昨日も御指摘がございましたが、財政の問題と期間の問題の2つの課題というものがあの中で、まずは耐震診断の結果を受けて、外部検討委員会や庁舎整備検討特別委員会での議論を踏まえた上で、現庁舎への対応というものを整理する必要があると考えております。

今後とも庁舎整備に関する情報提供をしっかりと行い、外部検討委員会や議会の皆様、そして市民の皆様の声をしっかりとお聞きしながら、庁舎整備の諸問題について取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。

本庁舎の問題で一言僕は思ったんですけども。今日の午前の一一般質問の中で、土地のあそこもいい、ここもいいというような、土地の問題が

ありましたね。

その中で、垂水高校の学校内の敷地に一緒にどうかという、それはもう、そういう声はいいと思いますけれども。垂水高校は、この垂水市が存続するために補助金をいっぱい出して、どうしても垂水高校は残すんだよというのが一つの垂水市の行き方ですよ。それをまだ何もしてない中で、垂水高校を出す自体は、僕はどうかと思いますね。

これは前の選挙のとき、市長、一部の人が、垂水高校に造ればという声があって、相手の候補の一部の人が謝りではなくて、いや私たちは言っていないと、学校まで行った経緯があるんですよ。だから、こういうので学校をターゲットにすることは、僕はもう慎んで、自分でしないといけないと思いますよ、我々も議員だから。そこは僕はもう言いたいですね。そういうことでするので、ちょっとお話をさせていただきました。

市長、市民第一でぜひとも頑張ってくださいと思います。財政の問題、期間の問題など非常に難しい課題が本当にありますよね。市民の声をしっかりと聞き、取り組んでほしいと思います。市民の声を聞こうとしても聞かない人は道理に合わないことを押し通す。だからまとまりきらないのですよ。それをどうしてもまとめようとするけど、まとまっていない。今の状況ですよ。今は、今まだ先に進むにはちょっと入り口なんだけど、今後そういうことは出そうな気がするので、みんなでしっかりと議会で協議をしながら、こういうふうに行きましょうよと僕はするのが、僕一人はもう、議員としてそれで行きたいということを思います。

市長もこれまでもしっかりとリーダーシップは、僕は取ってきていると思いますよ。これからも同様、しっかりと頑張って、市政にまっすぐ、そしてこの庁舎の問題もじっくりとみんなで考えながら進んでいってもらいたいという

ことを要望して終わります。

○議長（川越信男） ここで暫時休憩いたします。次は、4時18分から再開します。

午後4時16分休憩

午後4時18分開議

○議長（川越信男） 本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（川越信男） 明9日から9月16日まで、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、9月17日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（川越信男） 本日はこれにて散会します。

午後4時19分散会

令和 3 年 第 3 回 定例会

会 議 録

第 4 日 令和 3 年 9 月 1 7 日

本会議第4号（9月17日）（金曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	紺屋 昭男
副市長	益山 純徳	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
企画政策課長	二川 隆志	農業委員会	
庁舎建設総括監	園田 昌幸	事務局長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橋 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	松尾 智信	会計課長	港 耕作
併任		監査事務局長	福島 哲朗
選挙管理		消防長	後迫 浩一郎
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	野村 宏治
保健課長	草野 浩一	学校教育課長	今井 誠
福祉課長	篠原 彰治	社会教育課長	米田 昭嗣
水産商工	大山 昭	兼務	
観光課長		国体推進課長	

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	瀬脇 恵寿
		書記	末松 博昭

令和3年9月17日午前10時開議

△開 議

○議長（川越信男） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（川越信男） 日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度健全化判断比率及び令和2年度資金不足比率に関する報告、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和2年度垂水市教育委員会の事務の点検及び評価の報告書の提出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、北方貞明議員から、会議規則第65条の規定による発言の申出がありますので、これを許可します。

○北方貞明議員 議長、本当、許可していただきましてありがとうございます。

私は、令和3年第3回定例会における一般質問において、不適切な発言がありましたので、ここで訂正させていただきます。訂正箇所につきましては、コスモス苑でのコロナワクチン2回未満接種者利用停止についての質問中、「やられている」と言いましたが、「高次脳機能障害を発症している」と訂正をお願いするものであります。このことにより、対象者及び議会に対しまして、大変御迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

△報告（令和2年度垂水市一般会計継続費精算報告書の報告について）

○議長（川越信男） 日程第2、報告を行います。

令和2年度垂水市一般会計継続費精算報告書の報告について報告を求めます。

○財政課長（濱 久志） おはようございます。

令和2年度垂水市一般会計継続費精算報告書につきまして、御報告申し上げます。

固定資産家屋全棟調査業務委託につきまして、令和元年度から令和2年度の2年間の継続費として設定しておりましたが、令和3年1月29日付で事業完了しましたことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を御報告申し上げるものでございます。

なお、財源につきましては、一般財源を充當いたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（川越信男） 以上で、日程第2、令和2年度垂水市一般会計継続費精算報告書の報告についての報告を終わります。

ただいまの報告は、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告されるものですので、御承知おきをお願いします。

△議案第52号・議案第56号～議案第62号・陳情第12号一括上程

○議長（川越信男） 日程第3、議案第52号及び日程第4、議案第56号から日程第10、議案第62号までの議案8件並びに日程第11、陳情第12号の陳情1件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第52号 垂水市税条例の一部を改正する条例 案

議案第56号 令和3年度垂水市一般会計補正予算（第6号） 案

議案第57号 令和3年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 案

議案第58号 令和3年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号） 案

議案第59号 令和3年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算(第1号) 案
議案第60号 令和3年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) 案
議案第61号 令和3年度垂水市水道事業会計補正予算(第1号) 案
議案第62号 令和3年度垂水市一般会計補正予算(第7号) 案
陳情第12号 分煙環境整備に関する陳情

○議長(川越信男) ここで、税務課長から、会議規則第65条の規定の準用による発言の申出がありますので、これを許可します。

○税務課長(橋圭一郎) 本定例会初日の議案第52号垂水市税条例の一部を改正する条例案の上程説明に際し、施行日につきまして、令和4年4月1日及び令和6年4月1日と御説明申し上げておりましたが、正しくは、令和4年1月1日と令和6年1月1日で行うことになりました。訂正してお詫びを申し上げます。

○議長(川越信男) ここで、各常任委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、梅木勇議員。

[産業厚生委員長梅木 勇議員登壇]

○産業厚生委員長(梅木 勇) おはようございます。

去る8月27日、9月7日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました各案件について、9月9日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第56号令和3年度垂水市一般会計補正予算(第6号)案中の福祉課の所管費目について説明があり、生理の貧困対策について、コロナ終息後も継続して行うのかとの質問に対し、女性の経済的な問題のみならず、貧困の背景や事情を捉え、コロナ感染症拡大の影響だけではなく、今後もしっかり対応していく必要があることから、継続が必要な事業であるとの答

弁がありました。

次に、保健課の所管費目について説明があり、保健衛生費の補助金の内容についての質問に対し、市内の医療・介護事業所に対し、従来のコロナ感染予防対策に加え、さらに必要な対策に要する経費に対し、限度額を定めた上で支援を行うものであるとの答弁がありました。

次に、生活環境課の所管費目については、特段質疑はありませんでした。

次に、農林課の所管費目については、新規就農者支援のため、新規就農者施設等整備事業補助金について、防災営農の補助残に対する補助率の上乗せは考えられないかとの質問に対し、現状を把握した上で対応を協議したいとの答弁がありました。

さらに要望事項として、意欲のある新規就農者のために、市が大型ハウスの整備を行った上でリースを行うなどして、新規就農者の支援を求める要望がありました。

次に、水産商工観光課の所管費目については、秋の産業祭、誘客促進事業について、発生状況を見ながらとのことであるが、新型コロナウイルス感染対策と経済対策、どちらを優先するか難しい中、事業実施の判断についてとの質問に対し、イベントについては実施する予定で計画を立て、状況に応じて、関係機関・団体とも協議を行った上で、実施の可否を判断するものと考えているとの答弁がありました。

また、道の駅たるみずの温泉施設の修繕料が計上されているが、昨年のリニューアル時に補修はされなかったのかに対しては、昨年は看板等の外観補修工事を行っており、今回、内部補修を行うものであるとの答弁がありました。

次に、土木課の所管費目については、市営住宅の植栽管理の在り方として、入居者が行うのか、市が行うのかとの質問に対し、住環境を含め入居者にお願いしている状況であるが、高齢者にとって大きな樹木の管理は困難なこともあ

と思われるので、現場を見て対応したいとの回答がありました。

また、その他で、市営住宅の廃止等があれば、転入・転居者の受皿がなくなり地域振興を図れないことにもなるが、対応策はあるかとの質問に対し、空き家の利活用などが考えられるが、ほかにも地域の活性化にどのような方策があるか探っていきたいとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号令和3年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案中の農林課の所管費目について説明があり、特段質疑はありませんでしたが、その他で水害予防の観点から、井川の堰に土砂が堆積することがないように堰板の改善を求める要望がありました。

次に、土木課の所管費目については、特段質疑はありませんでした。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号令和3年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案については、特段質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号令和3年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案については、特段質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号令和3年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案及び議案第61号令和3年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案については、特段質疑はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（川越信男） 次に、総務文教委員長、池山節夫議員。

[総務文教委員長池山節夫議員登壇]

○総務文教委員長（池山節夫） おはようございます。

去る8月27日、9月7日の本会議において、総務文教常任委員会付託となりました各案件について、9月10日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、議案第52号垂水市税条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、セルフメディケーション税制における医療費控除特例の狙いについて質問があり、医療費が高騰しているため、医療費の適正化に資することを目的としているとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号令和3年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案中の総務課の所管費目については、運動公園体育館の空調整備について質疑があったほか、ウェブ会議システム用機器の購入について、ウェブ会議の運用において、会員登録等のメリットはあるのかとの質問があり、本市は鹿児島県のセキュリティークラウド回線を使用しており、県内の台数で案分した定額通信料を毎月払っているため、会員登録等は不要である。また、ウェブ会議に必要なライセンス等について、市が主催するZoom会議に必要となる1ライセンスを保有しているが、外部主催の会議に参加する場合、ライセンス不要のため、会費的なものは発生していないとの回答がありました。

次に、企画政策課の所管費目については、ふるさと納税に係る機器購入について質疑が交わされ、契約方法が随意契約になる理由はどの質問に対し、取扱業者が県内に1社しかなく及び既存システムとの密接不可分のためであるとの回答がありました。

次に、財政課及び消防本部の所管費目について説明がありましたが、特段質疑はありません

でした。

次に、教育総務課の所管費目については、生理の貧困対策である女子トイレへの生理用品設置場所について、学校や児童生徒の保護者の意見も聞いて設置をしたのかとの質問があり、学校からの意見では、今も保健室へ取りに来る子もいるとのことであったが、恥ずかしくて言えない児童生徒のために、個室に備えることにしたとの回答がありました。

次に、社会教育課の所管費目については、成人式参加者へのPCR検査費助成の考えはどの質問があり、現時点では予想が難しいため、成人式に近い段階で出されている知見に基づいて判断するとの回答がありました。

次に、地方債・歳入全款の審査に入り、財政課の所管費目では、新型コロナ対策事業の財源について質疑があり、一般財源で、地方創生臨時交付金事業は実施していないとの回答がありました。

全ての所管費目について審査を終え、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号令和3年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案中の歳入全款の審査に入り、財務課の所管費目では、前年度繰越金が増えたことをどう評価するかとの質問があり、次年度以降の事業に財源を活用できる一方、予算配分の検討を要するなど、一概に増えることだけがよいとはいえないとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号令和3年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について説明があり、新型コロナの影響があった被保険者への国保税減免は、税收減をカバーできるのかとの質問に対し、本市は、減免総額が市町村調整対象需要額の1.5%未満で、10分の4相当額の財政支援になるため、残りは国保会計で補う

ことを考えているとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第12号分煙環境整備に関する陳情について申し上げます。

審査の課程において、趣旨や喫煙に関する現状について意見が交わされた結果、本陳情の取扱いは趣旨採択されました。

最後に、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について申し上げます。

審査の課程において異議はなく、本意見書の取扱いは可決とし、関係機関へ意見書を提出することが決定されました。

以上で報告を終わります。

○議長（川越信男） ただいまの報告に対して、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○池山節夫議員 申し訳ない。先ほど水産商工観光課の審議をされたところでは、秋の産業祭とか、イベントの可否の可能性の判断は後々すると。あと、道の駅たるみずの温泉施設の補修の件だけが出たんですけど、私、一般質問で質問したんですけど、補正でも、こもんそ商品券、それを発行していただきたいというような質問もしたんですけど、産業委員会ではそのような質疑はなかったのでしょうか。

○産業厚生委員長（梅木 勇） ただいまの、こもんそ商品券については、特段意見はありませんでした。

○議長（川越信男） よろしいですか。

○池山節夫議員 いいです。

○議長（川越信男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。

議案第52号及び議案第56号から議案第62号までの議案8件については、各常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号及び議案第56号から議案第62号までの議案8件については、各常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、陳情1件をお諮りします。

陳情第12号分煙環境整備に関する陳情については、総務文教委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、陳情第12号分煙環境整備に関する陳情については、総務文教委員長の報告のとおり決定いたしました。

△委員会の閉会中の継続審査の件について

○議長（川越信男） 日程第12、委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題とします。

産業厚生委員長から、目下、委員会において、審査中の事件について、会議規則第103条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△議案第63号～議案第71号一括上程

○議長（川越信男） 日程第13、議案第63号か

ら日程第21、議案第71号までの議案9件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第63号 令和2年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 令和2年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 令和2年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 令和2年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 令和2年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 令和2年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 令和2年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 令和2年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 令和2年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（川越信男） お諮りいたします。

各決算については、6人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、各決算については、6人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の

規定により、篠原静则議員、北方贞明議員、持留良一議員、感王寺耕造議員、梅木勇議員、池田みずす議員、以上6人を指名したいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

△意見書案第14号・意見書案第15号一括
上程

○議長（川越信男） 次に、日程第22、意見書案第14号及び日程第23、意見書案第15号の意見書案2件を議題といたします。

案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

意見書案第14号 妊産婦医療費助成制度の創設を求める意見書

意見書案第15号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

○議長（川越信男） お諮りいたします。

ただいまの意見書案2件については、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

意見書案第14号及び意見書案第15号の意見書案2件を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第14号及び意見書案第15号の意見書案2件は原案のとおり可決されました。お諮りいたします。

ただいま意見書案が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。その提出手続及び字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

△議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（川越信男） 次に、日程第24、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（川越信男） 次に、日程第25、各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

△閉 会

○議長（川越信男） これをもちまして、令和3年第3回垂水市議会定例会を閉会します。

午前10時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員